

第五次取手市情報化計画（案）

（令和5年度 ～ 令和9年度）



令和5年5月
取手市

目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	SDGs との関係	2
	(1)SDGs とは	2
	(2)SDGs との関係	3
4	計画期間	4
5	計画策定の考え方	5
	(1)見直しの視点	5
	(2)策定の進め方	5
第2章	情報化を取り巻く状況	6
1	情報化の動向	6
	(1)情報通信の状況	6
	(2)個人における ICT 利活用の現状	8
	(3)企業における ICT 利活用の現状	16
	(4)行政分野におけるデジタル活用の動向	20
	(5)安全安心への取組状況	28
2	国の ICT 政策動向	33
	(1)国の主な ICT 政策の変遷	33
	(2)近年における国の主な ICT 政策	35
3	茨城県の ICT 政策動向	42
4	技術的な動向	44
	(1)マイナンバーカードの普及及び利用の推進	44
	(2)マイナポータル	47
	(3)自治体情報システム標準化・共通化	50
5	取手市のこれまでの情報化への取組	51
6	情報化推進の課題と方向性	56
第3章	情報化推進施策の展開	59
1	施策見直しの方針	59
2	推進にあたっての留意点	59
3	基本施策の考え方	59
	(1)総合計画と情報化施策との関連	59
	(2)基本目標	63
	(3)情報化推進の方針	64
	(4)取組事項に対する考え方	67
4	情報化に向けた取組	68
	(1)施策の全体像	68
	(2)活動指標 (KPI)	70
	(3)施策及び個別施策	71

第4章	計画の推進	90
1	情報化推進体制	90
2	情報化施策の進行管理	90

【資料編】

1	取手市情報化推進委員会規程	資1
2	用語解説	資3

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、「市民サービスの向上、行政と市民の協働・共創」という基本的な考え方のもと計画的な情報化の推進を図るため、平成15年度に第一次取手市地域情報化計画を策定し、その成果や社会状況の変化、そして、情報技術の進展とともに計画の改訂を行ってきました。最新の計画となる第四次取手市地域情報化計画においても、平成30年度から令和4年度までの計画期間中に、最新の情報技術を活用した暮らしに役立つサービス、情報発信、協働の推進、ICT¹活用能力の育成、そして、情報セキュリティ向上等、行政情報化の様々な施策を展開してきました。

情報化計画がその計画年次を終えた令和4年度以降も、引き続き効果的な情報ツールを活用した活力と魅力に満ちたまちづくりや、行政の情報化推進による市民サービスの向上及び行政経営の効率化等を計画的に進めていく必要があります。また、情報技術を取り巻く社会情勢の変化や最新の技術に対応した効果的な施策を進める必要があることから、これらを計画的に推進していくための市の指針として、新たに第五次取手市情報化計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、平成28年3月に策定した「第六次取手市総合計画」の基本構想及び令和2年3月に策定した「とりで未来創造プラン2020」の基本計画を上位計画として、将来の都市像を実現するための効果的なツールとして、各施策を情報化の側面から支援する計画としています。

また、官民データ活用推進基本法（平成28年12月施行）第9条第3項の規定に基づき、市町村で策定する区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画である「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付けます。

さらに、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX²）推進計画」等の国の政策を踏まえた内容とし、県の情報化施策についても本計画と整合を図ります。

これらを踏まえつつ、本計画では、主な情報化推進事業の実施を計画に位置付けるとともに、今後の情報通信技術の進展への対応、また、国等の新たな情報化政策への対応等に備え、市の情報化政策推進の方針を明らかにするものとします。

¹ ICT：Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。

² DX：Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略で、デジタル（Digital）と変革（Transformation ※英語圏では「Trans～」を「X～」と略することがある。）を組み合わせた造語。デジタル技術を活用して、既存の組織や社会の仕組み、暮らし等を根本的に変えること。

3 SDGs との関係

(1) SDGs とは

SDGs は、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択され、令和 12 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。地球上の「誰一人取り残さない」ことをスローガンに、達成すべき具体的な目標として、17 のゴール・169 のターゲットが設定されています。

図表 1 SDGs ロゴ



(出典) 外務省：ウェブサイト「JAPANS SDGs Action Platform」

(2) SDGs との関係

政府が設置している持続可能な開発目標（SDGs）推進本部で決定された「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改訂版」（令和元年12月）では、「誰一人取り残さない」社会の実現のためには自治体の積極的な取り組みが不可欠であると示されており、行政において、まちづくりの将来像を描きながら、様々な取組を進めている中で、このSDGsの視点を取り入れることが重要です。

また、総務省の「デジタル変革時代のICTグローバル戦略懇談会報告書」（令和元年5月）ではSDGs達成に向けた取組におけるデジタルテクノロジーの役割として、「デジタル化の直接的又は間接的な効果を通じて、農業・食料、医療・介護、教育、金融等の基本的な経済・社会活動から観光・人的交流の促進、バリアフリーの促進、ジェンダー格差解消に至るまで、様々な社会課題の解決へ貢献することが期待されているとしています。

以上のことから、本計画の各施策をSDGsが掲げるゴールに関連付けていき、SDGsのゴールの達成を意識しながら本計画を推進していくことにより、グローバルな課題解決に貢献していきます。

図表2 SDGs達成に向けた取組におけるデジタルテクノロジーの役割

※SDGsの目標1（貧困をなくそう）は、他の目標達成を通じて到達可能な最終的なゴールでもある。 ◎：日本・世界に共通する課題 ●：主に世界における課題				
分野	日本・世界における課題	ICTソリューション（例）	想定される効果	SDGs
インフラ	<ul style="list-style-type: none"> インフラの不足 インフラの老朽化 通信容量の不足 	<ul style="list-style-type: none"> 5Gネットワークの整備 光ファイバー、光海底ケーブル等の敷設 ICT・郵便インフラの質の向上等を通じた生活支援 災害に強い強靱なインフラの開発促進 	<ul style="list-style-type: none"> 生活基盤の確保 生産性の向上 	
農業 食糧	<ul style="list-style-type: none"> 食糧不足、収穫ロスへの対応 水不足 食の安全性の向上確保 農業生産現場の人手不足 	<ul style="list-style-type: none"> スマート農業システムを活用した効率的な農業運営（遠隔操作、IoTを活用した情報収集等） 食品廃棄ロスの削減 食の安全・栄養改善 水の利用効率の向上 自律的な生産管理 ICTを活用した農産物管理 	<ul style="list-style-type: none"> 生産性の向上 食品廃棄ロスの削減 食の安全・栄養改善 水の利用効率の向上 	
医療 介護	<ul style="list-style-type: none"> 医師不足等に伴う死亡率の高止まり 糖尿病・がん・心臓病等の増大 	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔医療による医療機会の提供 センサー等を活用したモニタリングや診断、予防医療・予兆検知 AI・IoT・ビッグデータを活用した医療診断システムの開発 	<ul style="list-style-type: none"> 医療格差の是正 死亡率の低減 医師負担の軽減 	
教育	<ul style="list-style-type: none"> 貧しい国・地域における不十分な教育環境、初等教育の未就学児の増大 地理的又は経済的事情による高等教育の機会の不均等 技能・ノウハウの継承 	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔教育システムを通じた教育機会の確保 MOOCsの実用化事例 [Udacity (米国)、edX (米国)、Coursera (米国)、JMOOC (日本) 等] 高精細映像やインタラクティブな質の高い教育コンテンツの提供 AIを活用した個別教育プログラムの提供、リカレント教育の実現 技能・ノウハウのデジタル化 	<ul style="list-style-type: none"> 教育格差の是正 人材交流の促進 人材育成の促進 	
都市 地域	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化の進展 人口増加に伴う都市への人口集中 社会インフラの維持管理 電力・エネルギーの不足 	<ul style="list-style-type: none"> 自動運転・航空交通システム高度化による移動機会の提供 ICTを活用した買物等の生活支援 AI・IoT・ビッグデータを活用した基礎インフラと生活インフラ・サービスの効率的な管理・運営（スマートシティ） 中小企業によるAI・IoT・ビッグデータの活用 ICTを活用したエネルギーマネジメント 	<ul style="list-style-type: none"> 都市・地域のサステナビリティー確保 生産性の向上 社会インフラの自律化 再生可能エネルギーの利用拡大 エネルギー効率の向上 	
基盤 生活	<ul style="list-style-type: none"> 身元証明基盤の未整備 市民登録の不徹底、無戸籍児の存在 所得格差 	<ul style="list-style-type: none"> 国民IDシステム（出生登録・管理、身元確認等） 国民IDシステムの実用化事例 [Aadhaar (インド)、eID/X-road (エストニア) 等] 生体情報を活用した認証基盤による公共サービスの提供 ICTを活用した就業マッチング 	<ul style="list-style-type: none"> 生活基盤の確保 経済・社会活動の可視化 公共サービスの効率化 	
金融	<ul style="list-style-type: none"> 決済等の金融サービスの供給が不十分 金融システム基盤の不備 不正送金への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 金融サービス向け基幹業務システム ブロックチェーンを用いたマイクロペイメント・キャッシュレス基盤 少額決済システムの実用化事例 [M-Pesa (アフリカ)、グラミンフォン (バングラデシュ) 等] デジタル情報でカスタマイズされたサービスによる消費促進 	<ul style="list-style-type: none"> 資金の有効かつ効率的な配分、投資促進 金融安定の維持 	
防災 環境	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害の増加 災害による甚大な被害 工業化の進行による生態系の破壊 森林・水産資源の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> 衛星・ドローン・センサーを活用した情報収集・災害情報の配信 災害情報共有システムの実用化事例 [アラート (日本) 等] AI・IoT等を活用した各種災害の観測・予知 自動運転・ドローンによる自動救急 AI・IoT・ビッグデータを活用したモニタリング・資源管理 	<ul style="list-style-type: none"> 災害被害の抑制、早期復旧 災害による死亡数の抑制 生態系の回復 	
観光 人的交流	<ul style="list-style-type: none"> 観光客が一部地域に集中 交流やコミュニティの分断 	<ul style="list-style-type: none"> 放送コンテンツを通じて地域の魅力を発信し、インバウンドを拡大 多言語音声翻訳システムの実用化事例 [VoiceTra (日本) 等] 多様な情報へのアクセス、AIを活用した多言語翻訳システム 	<ul style="list-style-type: none"> 地方創生 社会的包摂の実現 	
バリアフリー ジェンダー	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化による労働人口の減少 都市への労働力集中 ジェンダーバイアス 	<ul style="list-style-type: none"> テレワークによる就業機会の提供 ロボット・AIを活用した労働代替や障がい者支援 労働者と職業訓練や教育サービスとのマッチング ICTを活用したメンタリングシステム 	<ul style="list-style-type: none"> 労働生産性の向上 多様な人の就業機会増 人材配置の最適化・改善 	

（出典）総務省：「デジタル変革時代のICTグローバル戦略懇親会報告書」

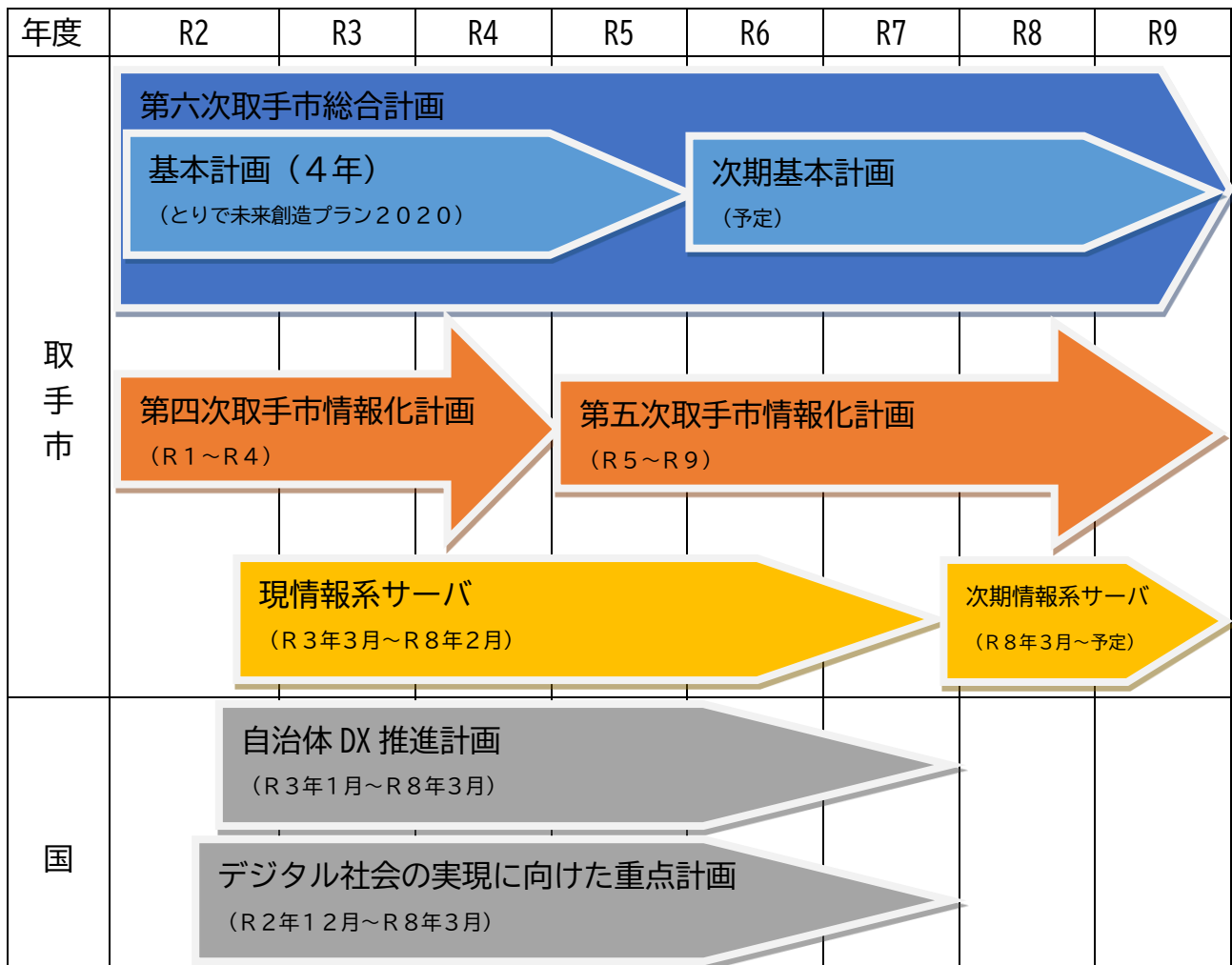
4 計画期間

第四次取手市情報化計画については、計画期間が5年間、令和4年度が計画最終年度となっています。また、本市の情報化推進の要として構築された情報系サーバ³（次回更新令和8年2月予定）を始め主要 ICT 関連機器については、5年サイクルで更新を進めています。特に次期情報系サーバの構築に向けては新しい指針として新たな計画に基づき検討を進める必要があります。

これらを踏まえ、現計画の期間終了後速やかに、新たな計画に基づき情報化を推進する必要がありますとともに、情報化推進にあたっては、情報通信技術の進展のスピード、さらに、主要機器の更新のタイミングを考慮することが最も効果的です。そうしたことから、本計画は、令和5年度から令和9年度の5年間としました。

なお、計画は、情報通信技術の動向や国の施策、社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画期間内に必要に応じ、見直しを図ることとします。

図表3 市と国との施策の関係



(出典) 取手市作図

³ 情報系サーバ：端末・デバイス管理、メール管理、電子ファイル管理、セキュリティ対策等の諸システム及びこれらのシステムが属するネットワークを構成している一連のサーバ機器群のこと。

5 計画策定の考え方

(1) 見直しの視点

- ・社会情勢や技術動向の変化をとらえる
- ・国の政策への対応をとる
- ・システムの効率化に配慮する
- ・セキュリティ・BCP⁴への意識を高める
- ・総合計画との整合をとる

(2) 策定の進め方

- ・情報化に関する動向の把握
- ・情報化推進委員会による検討
- ・庁内関係各課の意見聴取（調査票・ヒアリング）
 - 第四次取手市情報化計画の検証 ⇒ 現況・課題・新たな提案の抽出
 - ⇒ 新計画への反映
- ・市民意見公募（パブリックコメント）の実施
 - ⇒ 新計画への反映

⁴ BCP：Business Continuity Plan の略で、事業継続計画のこと。災害が発生した際、損害を最小限に抑え、事業の継続・復旧を図るための計画。なお、ICT部門の業務継続計画はICT-BCPと呼ばれる。

第2章 情報化を取り巻く状況

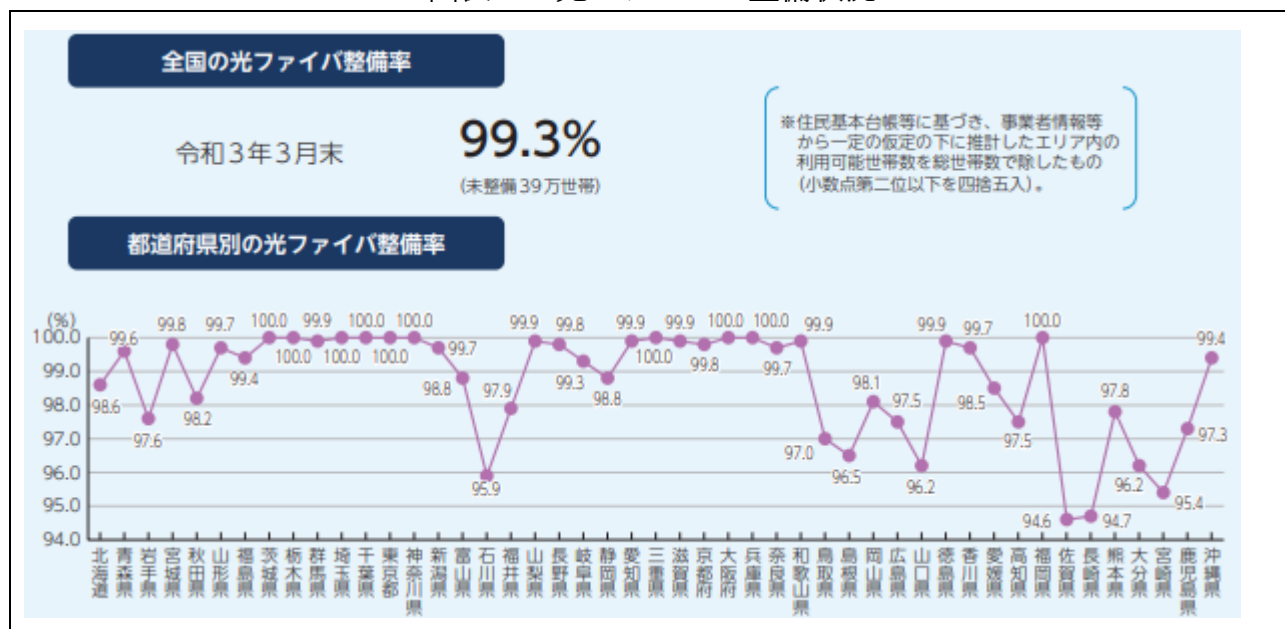
1 情報化の動向

(1) 情報通信の状況

ア インフラの整備状況

高速通信サービスの背骨とも言える光ファイバ網は、固定回線のみに限らず、無線通信システムにおける主要な無線基地局をつなぐ役割を担う重要なインフラです。全国の整備率（世帯カバー率）は令和3年度では99.3%となっており、茨城県における整備率は100%と広く普及している状況です。

図表4 光ファイバの整備状況



(出典) 総務省：「令和4年版 情報通信白書」

イ ブロードバンドの利用状況

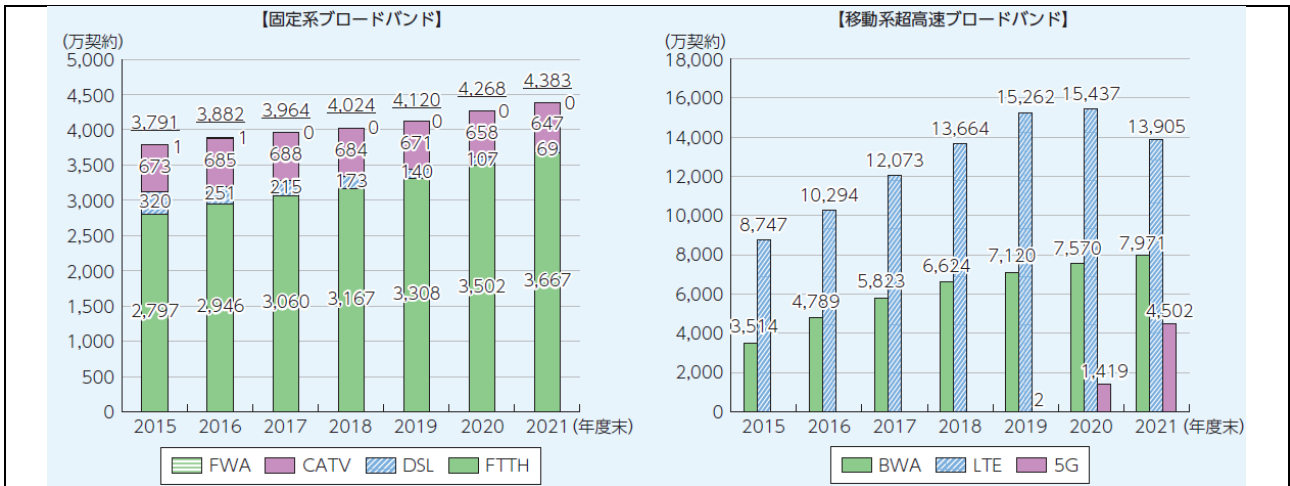
全国の固定系ブロードバンドの契約数は令和3年度では4,383万となり、移動系超高速ブロードバンドの契約数のうち、3.9-4世代携帯電話(LTE⁵)は1億3,905万、5世代携帯電話(5G⁶)は4,502万、広帯域無線(BWA⁷)は7,971万となっています。

⁵ LTE：Long Term Evolution の略で、高速データ通信を実現する移動体通信の規格のこと。第3世代移動通信システムを高度化したもの。

⁶ BWA：Broadband Wireless Access の略で、信号を伝えるケーブルの代わりに無線電波を使うデータ通信サービスの総称のこと。

⁷ 5G：5th Generation の略で、第4世代LTEの後継移動体通信規格のこと。LTEと比較して、超高速、多数同時接続、超低遅延を実現している。

図表5 主な情報通信機器の保有状況（世帯）

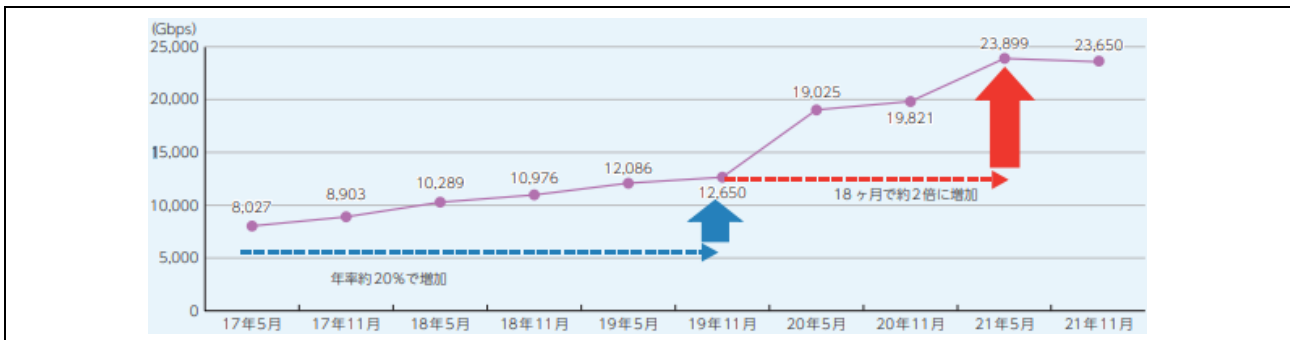


（出典）総務省：「令和4年版 情報通信白書」

ウ トラヒックの状況

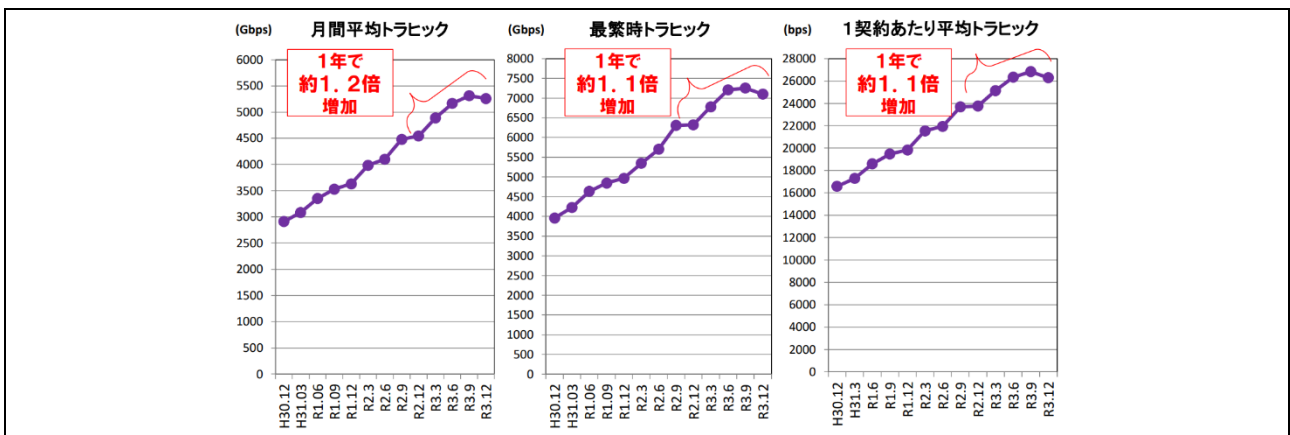
全国の固定系ブロードバンドのダウンロードトラヒックは、社会の情報化に伴い年間約 20%で増加しているところ、新型コロナウイルス感染症の発生以降は 18 か月で約 2 倍に急増している状況です。また、移動通信系トラヒックについても直近 3 年間で年間約 20%の増加となっています。

図表6 トラヒックの状況（固定系）



（出典）総務省：「令和4年版 情報通信白書」

図表7 トラヒックの状況（移動通信系）



（出典）：総務省「我が国の移動通信トラヒックの現状（令和3年12月分）」

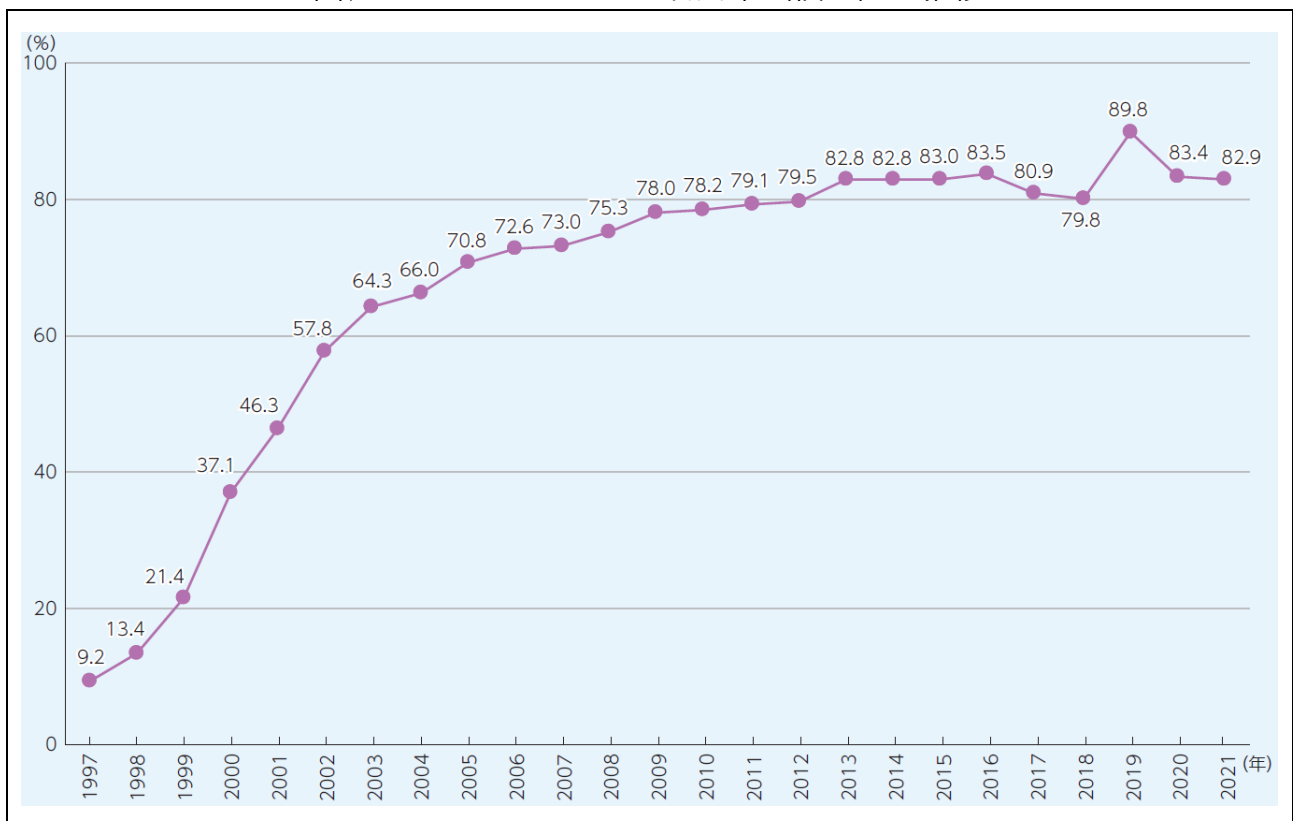
(2) 個人における ICT 利活用の現状

ア インターネットの利用状況

個人における電子メールやメッセージの送受信、情報の検索、SNS⁸の利用、ウェブサイトの閲覧やオンラインショッピング等に関するインターネットの利用率は、令和3年では82.9%となり、過去10年間に於いて同水準で推移しています。

また、年齢階層別のインターネット利用率は、13歳から69歳までの各階層で8割を超えている一方、70歳以降年齢階層があがるにつれて利用率が低下する傾向にあります。

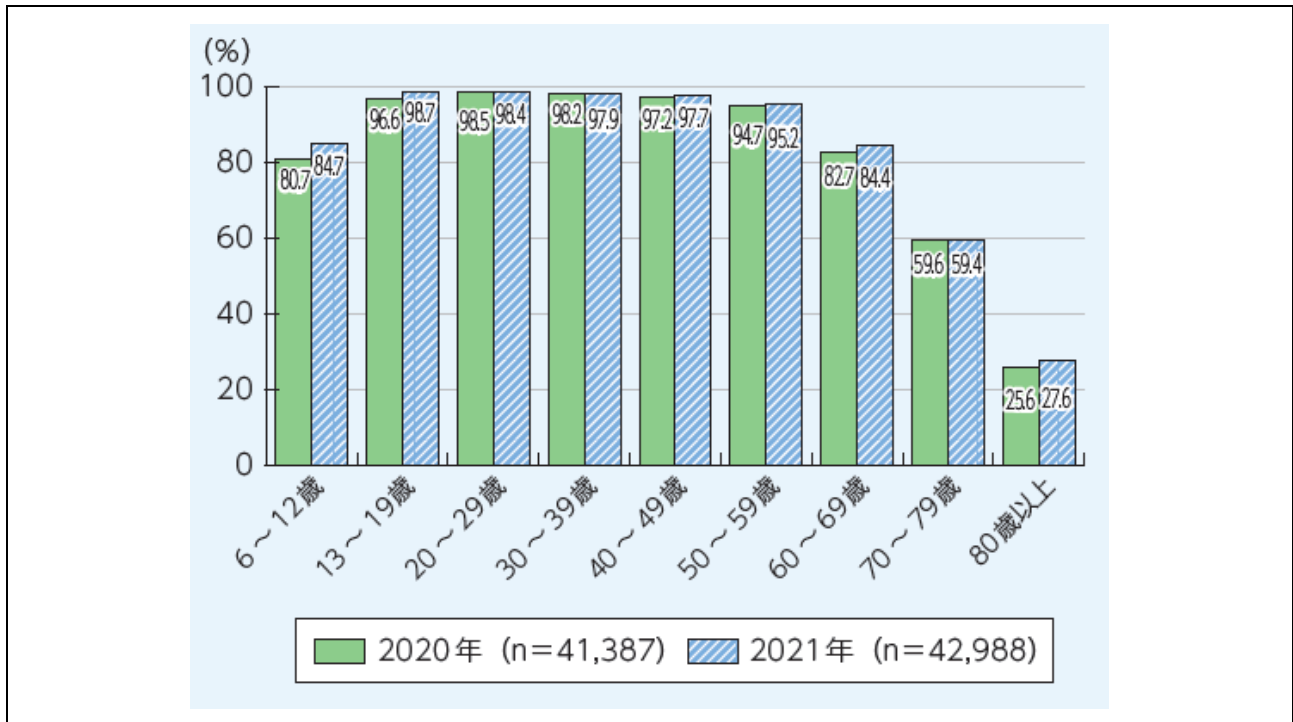
図表8 インターネット利用率（個人）の推移



(出典) 総務省：「令和4年版 情報通信白書」

⁸ SNS：Social Networking Service の略で、登録した利用者だけが参加できるインターネットのウェブサイトのこと。

図表9 年齢階層別インターネット利用率



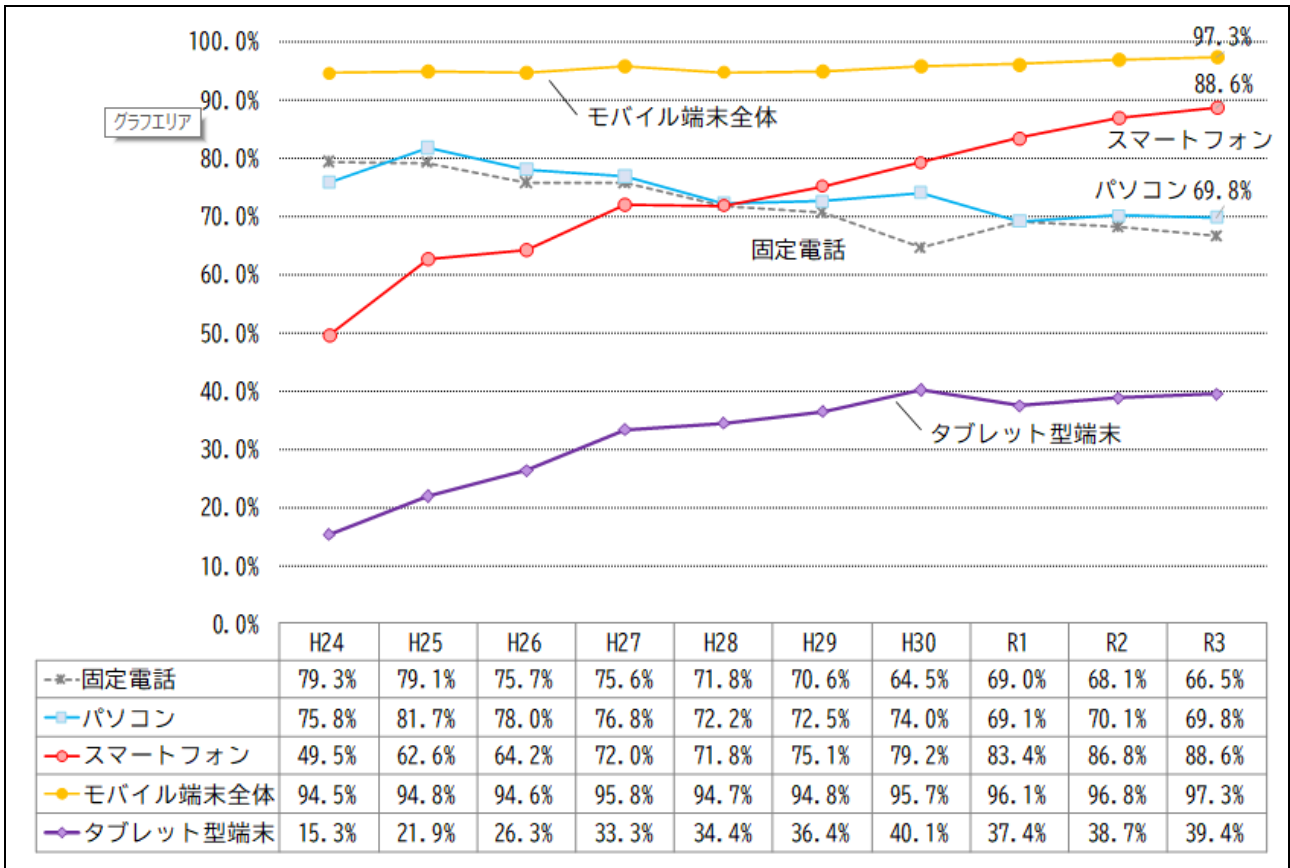
(出典) 総務省：「令和4年版 情報通信白書」

イ インターネット利用機器の状況

世帯の情報通信機器の保有状況を機器別にみると、「モバイル端末全体」(97.3%)の内数である「スマートフォン」は88.6%となり、「パソコン」(69.8%)との差が年々拡大しています。また、固定電話の利用率も漸減傾向にあることから、その代替として、スマートフォンが利用されていることが推定され、スマートフォンが世帯における中心的な通信デバイスとして位置づけられているといえます。

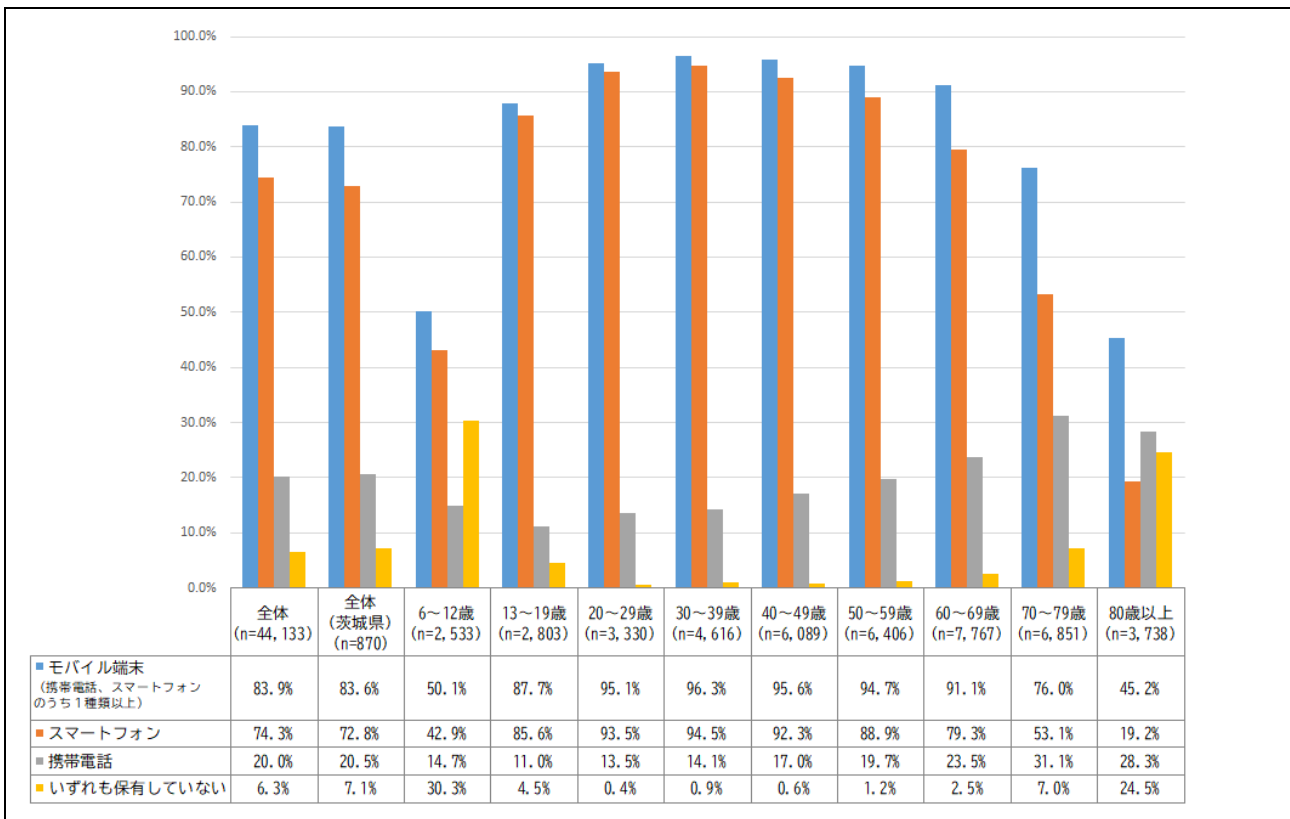
また、年齢階層別にみると、13歳から69歳までの各階層でスマートフォンの保有率は8割を超えている一方で、70歳以上の各階層では約5割以下となっています。

図表 10 情報通信機器の保有状況（世帯）



（出典）総務省：「令和3年通信利用動向調査」より作図

図表 11 年齢階層別保有するモバイル機器の状況（個人）

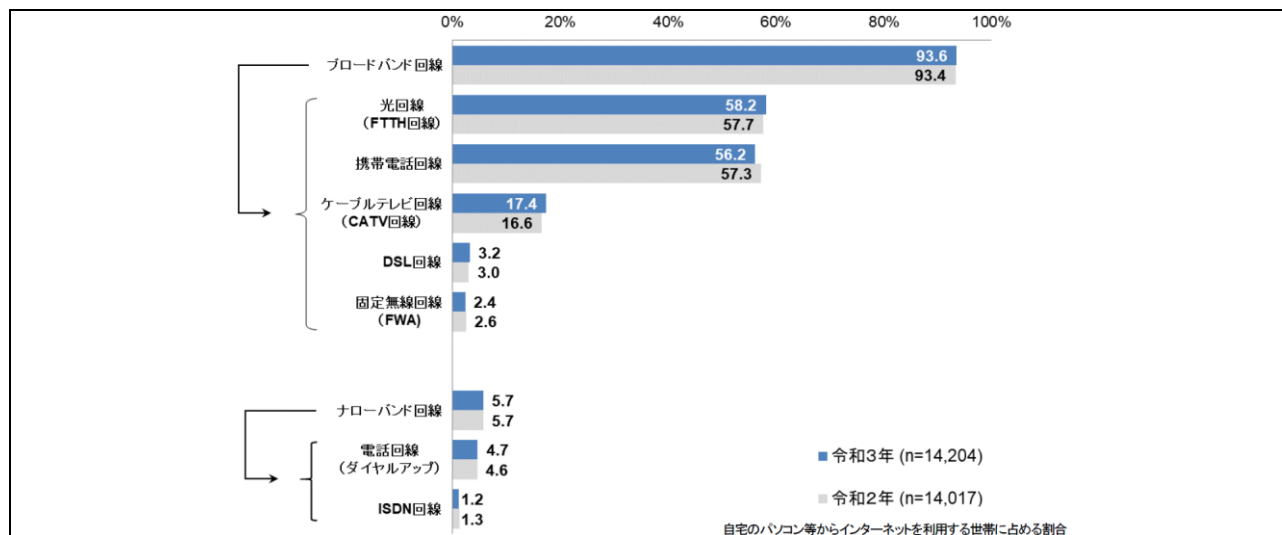


（出典）総務省：「令和3年通信利用動向調査」より作図

ウ ブロードバンドの普及状況

自宅のパソコンやタブレット端末等からインターネット接続している世帯のうち、「ブロードバンド回線」を利用している世帯の割合は93.6%となっています。このうち、「光回線」を利用している世帯の割合は58.2%、「携帯電話回線」は56.2%となっています。

図表 12 インターネット接続回線の種類（世帯）



(出典) 総務省：「令和3年通信利用動向調査の結果（概要）」

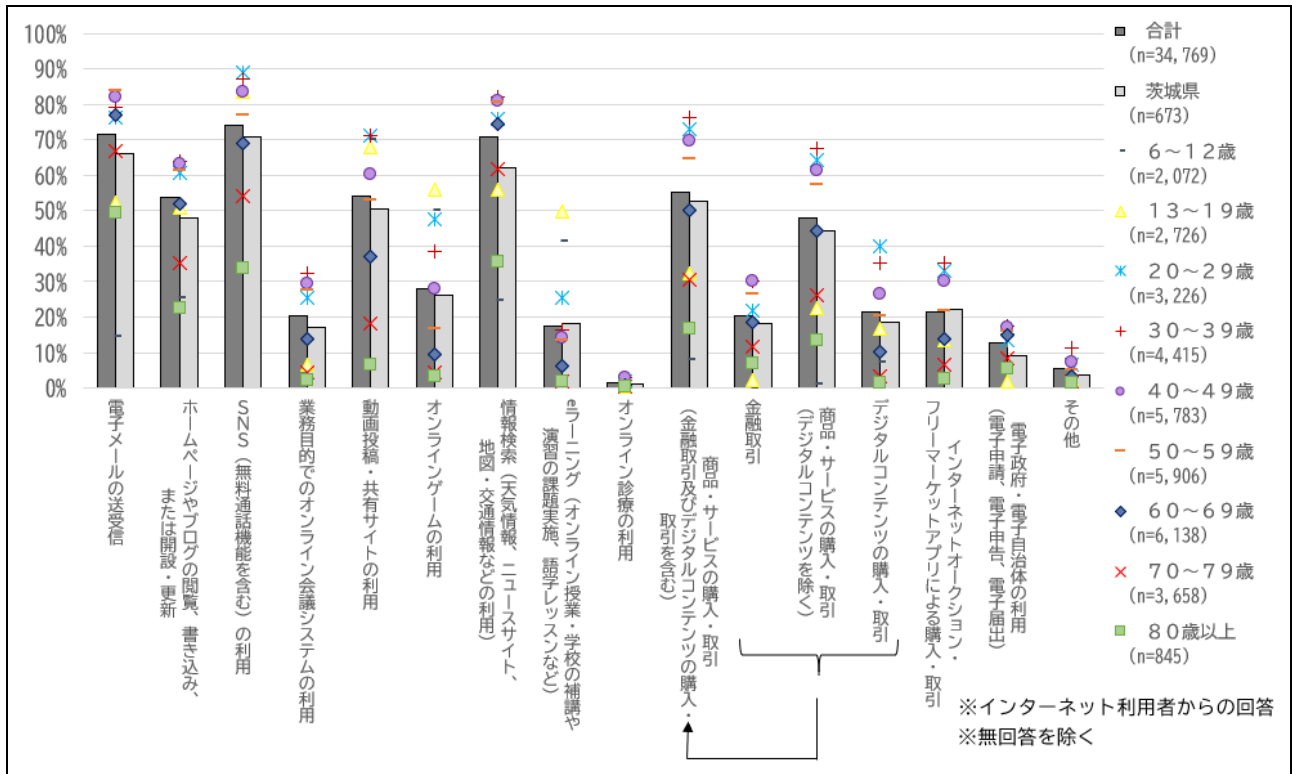
エ インターネットの利用目的・用途

全体におけるインターネット利用者のインターネットの利用目的・用途をみると、「SNS（無料通話機能を含む）の利用」の割合が74.2%と最も高く、次いで「電子メールの送受信」（71.4%）、「情報検索」（70.8%）となっています。また、茨城県においても、「SNS（無料通話機能を含む）の利用」（70.7%）、「電子メールの送受信」（66.1%）、「情報検索」（62.1%）と同様の傾向にあります。

年齢階層別にみると、「SNS（無料通話機能を含む）の利用」や「電子メールの送受信」がほぼ全ての年齢階層で高くなっている一方、「eラーニング」や「オンラインゲームの利用」などは年齢階層による差が大きくなっています。

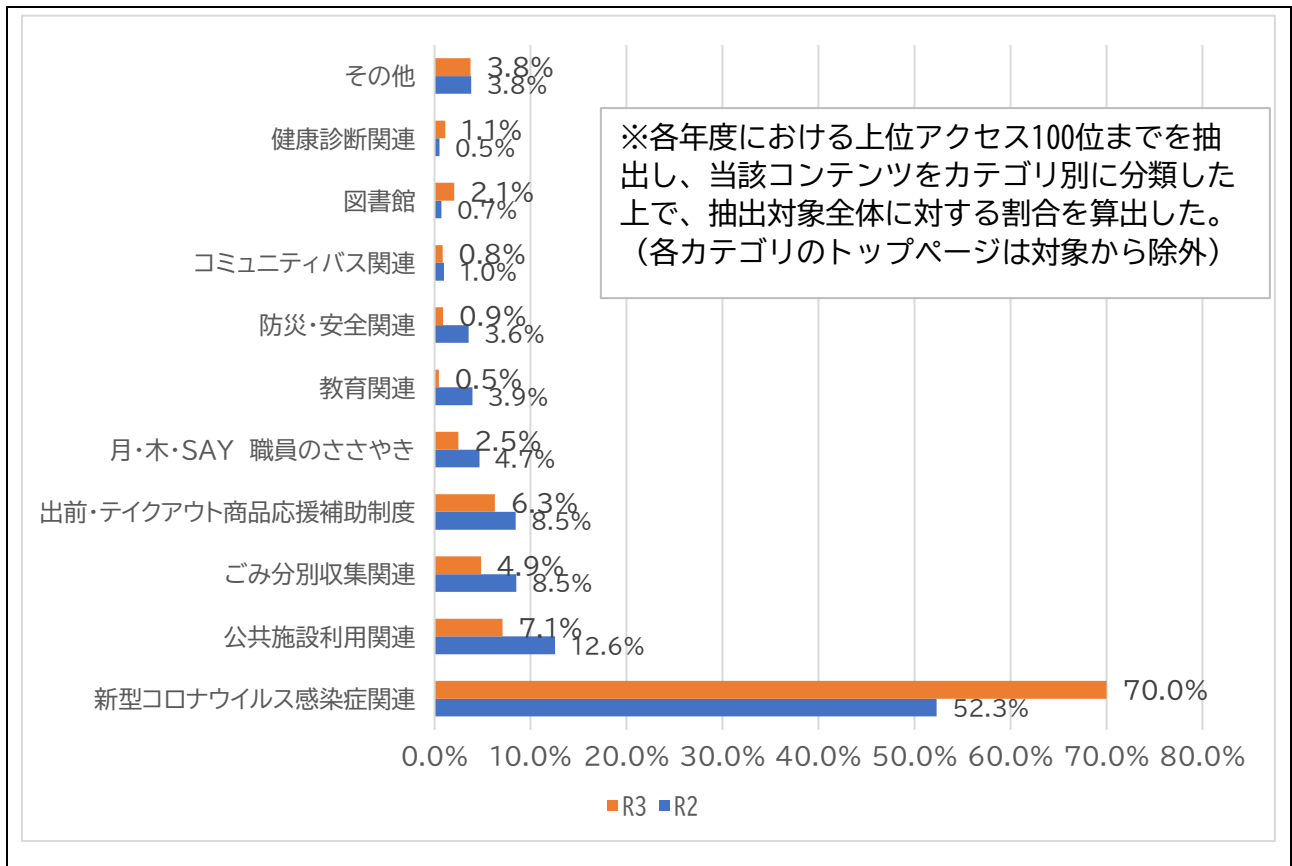
また、取手市公式ウェブサイトへアクセスされた情報の内容では、「新型コロナウイルス感染症関連」が令和3年度では70.0%と最も多く、感染状況やワクチン予防接種等に関する情報へのアクセスが多くありました。この他に「公共施設利用関連」「ごみ分別収集関連」等、暮らしや生活に密着した情報も関心が高いことが伺えます。そうした中、職員が個々に情報発信を行う「月・木・SAY 職員のささやき」という取手市独自のコンテンツがアクセスの上位圏にあります。

図表 13 インターネットの利用目的・用途（複数回答）



（出典）総務省：「令和3年通信利用動向調査」より作図

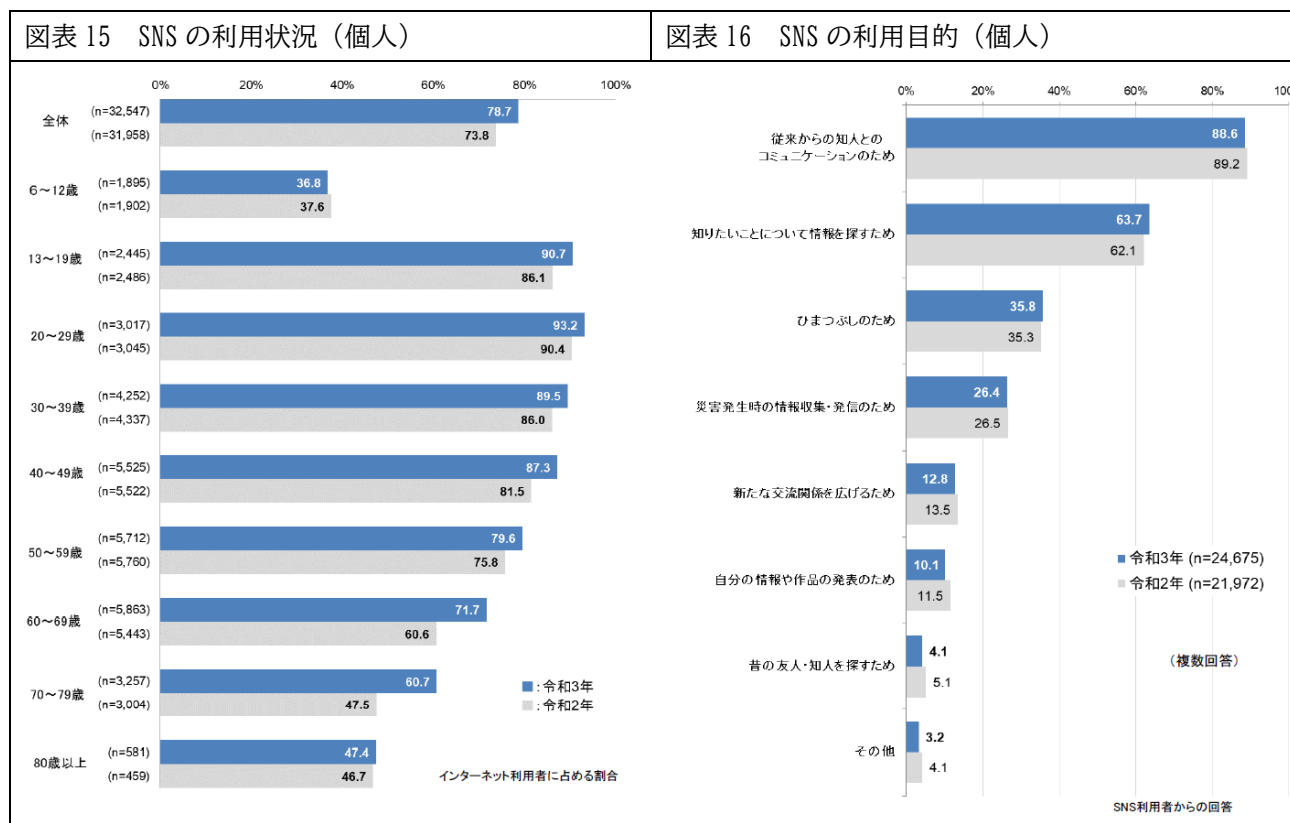
図表 14 取手市公式ウェブサイトのアクセス状況



（出典）取手市公式ウェブサイトの利用統計より作図

オ ソーシャルメディアの活用状況

SNS はこれまで利用者の大半は若年層が占めていましたが、近年では高齢層の利用も高まっています。令和3年度と前年度の比較では、ほぼ全ての年齢階層で増加し、特に60歳から79歳の各年齢階層の伸びが大きくなっています。利用目的では、「従来からの知人とのコミュニケーションのため」の割合が88.6%と最も高く、次いで「知りたいことについて情報を探すため」(63.7%)、「ひまつぶしのため」(35.3%)となっています。



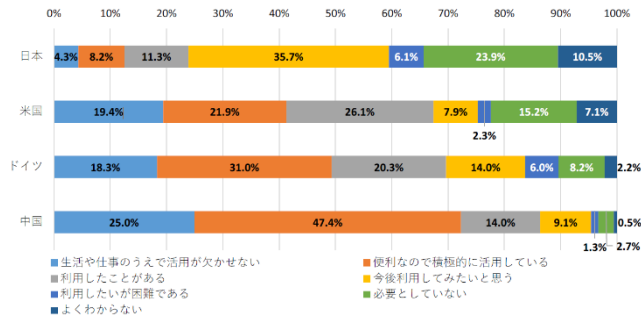
(出典) 総務省：「令和3年通信利用動向調査ポイント」

カ 電子行政サービス（電子申請、電子申告、電子届出）の利用状況

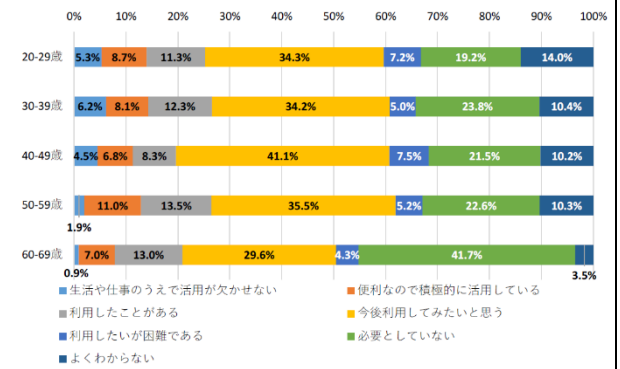
電子行政サービスの利用割合（「生活や仕事のうえで活用が欠かせない」、「便利なので積極的に活用している」、「利用したことがある」の合計値）は、諸外国が60%以上に対し、日本では23.8%にとどまっております。利用の意向も同様に低くなっています。利用が困難な理由として、諸外国ではインターネット回線の速度や安定性が不十分であることなどが挙げられていた一方、日本では「セキュリティへの不安」との回答が最も多く挙げられました。

日本での利用状況を年代別にみると、全ての年代で20%から25%程度までの利用にとどまっていますが、利用の意向については、20歳代から50歳代では30%以上である一方で、60歳代では「必要としていない」と回答する割合が41.7%ありました。

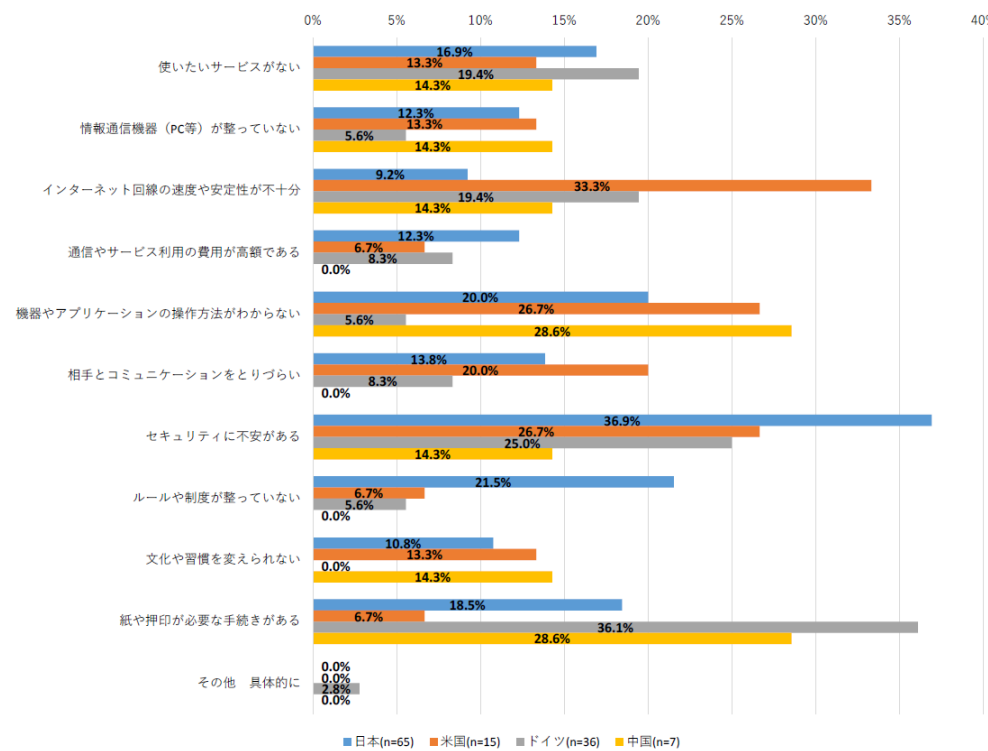
図表17 電子行政サービス利用状況（日本・諸外国）



図表18 電子行政サービス利用状況（日本・年代別）



図表19 電子行政サービスの活用が困難な理由

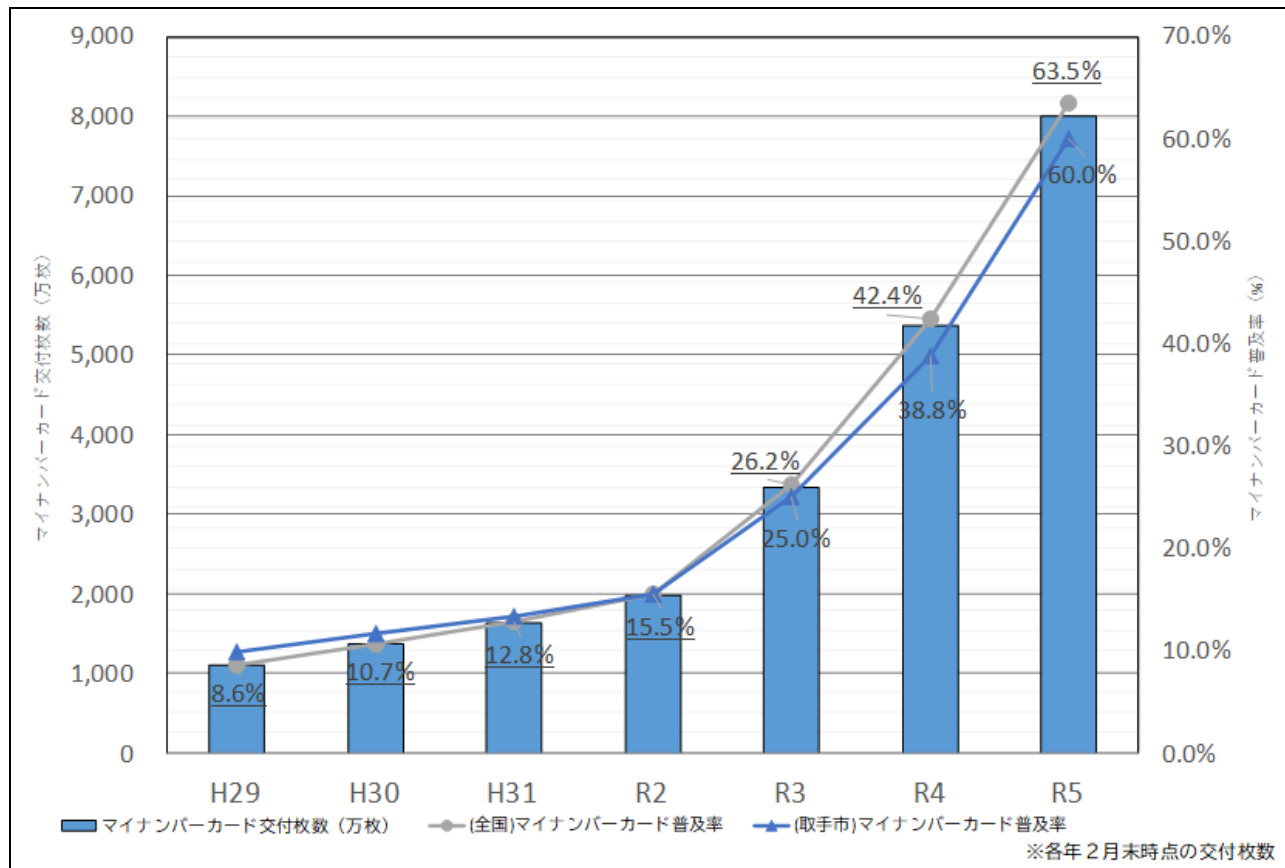


（出典）総務省：「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

キ マイナンバーカードの普及状況

平成 28 年 1 月から交付が開始されているマイナンバーカードの普及状況について、全国平均は令和 2 年で 15.5%であったのに対し、令和 5 年には 63.5%まで増加しています。一方で、本市の交付率は令和 2 年まで全国平均を上回っていたものの、令和 5 年時点で 60.0%と全国平均と比べて 3.5 ポイント下回る状況です。

図表 20 マイナンバーカードの普及状況



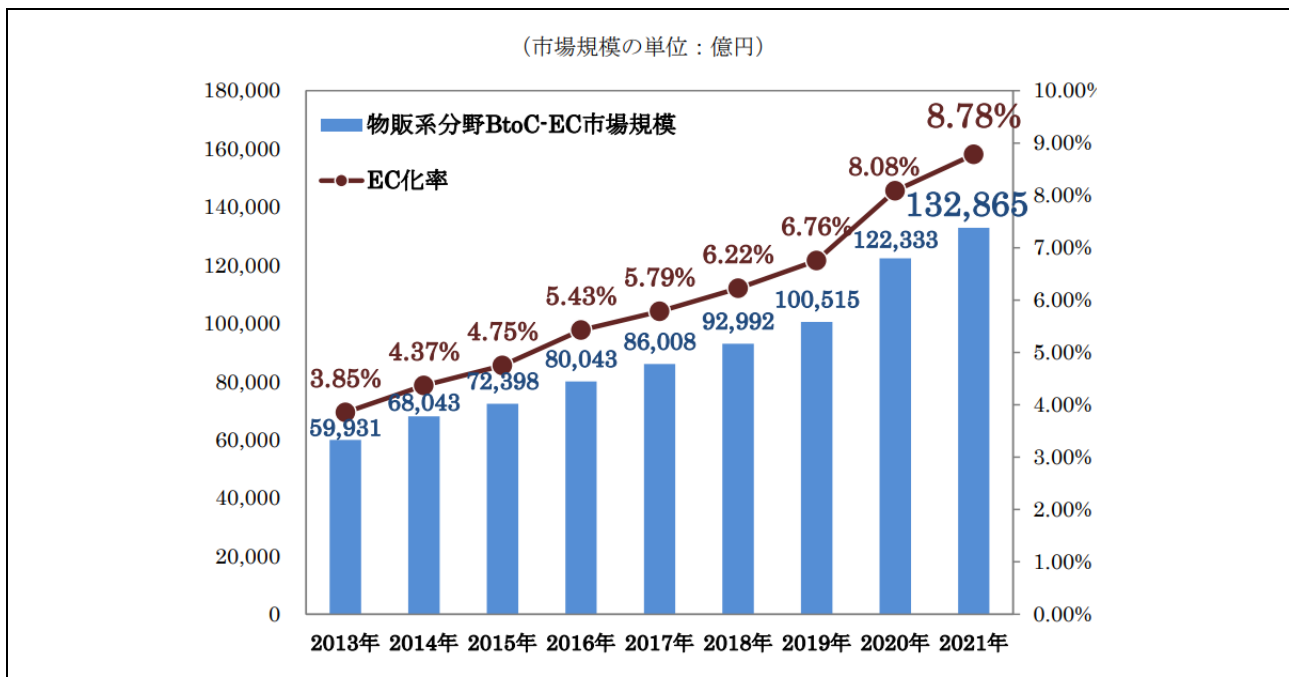
(出典) 総務省：ウェブサイト「マイナンバーカード交付状況について」より作図

(3) 企業における ICT 利活用の現状

ア 電子商取引の実施状況

電子商取引（EC⁹）の市場規模は年々拡大しており、物販系分野（食品、家電、雑貨、衣類、書籍等）における消費者向け電子商取引（BtoC-EC）の市場規模は、令和3年では約13.2兆円（前年約12.2兆円）、商取引市場規模における電子商取引市場の割合（EC化率）は8.78%（前年比0.70ポイント増）に拡大しており、ECが市民生活へ着実に浸透・定着してきていることが伺えます。

図表 21 BtoC-EC 市場規模の経年推移



(出典) 経済産業省：「令和3年度 電子商取引に関する市場調査」

イ クラウドサービスの導入状況

クラウドサービス¹⁰を一部でも利用している企業の割合は、70.4%となっています。利用したサービスの内容は、「ファイル保管・データ共有」の割合が61.0%と最も高く、次いで「電子メール」（52.6%）、「社内情報共有・ポータル」（52.0%）となっており、「営業支援」や「生産管理」等の高度な利用は低水準に留まっています。

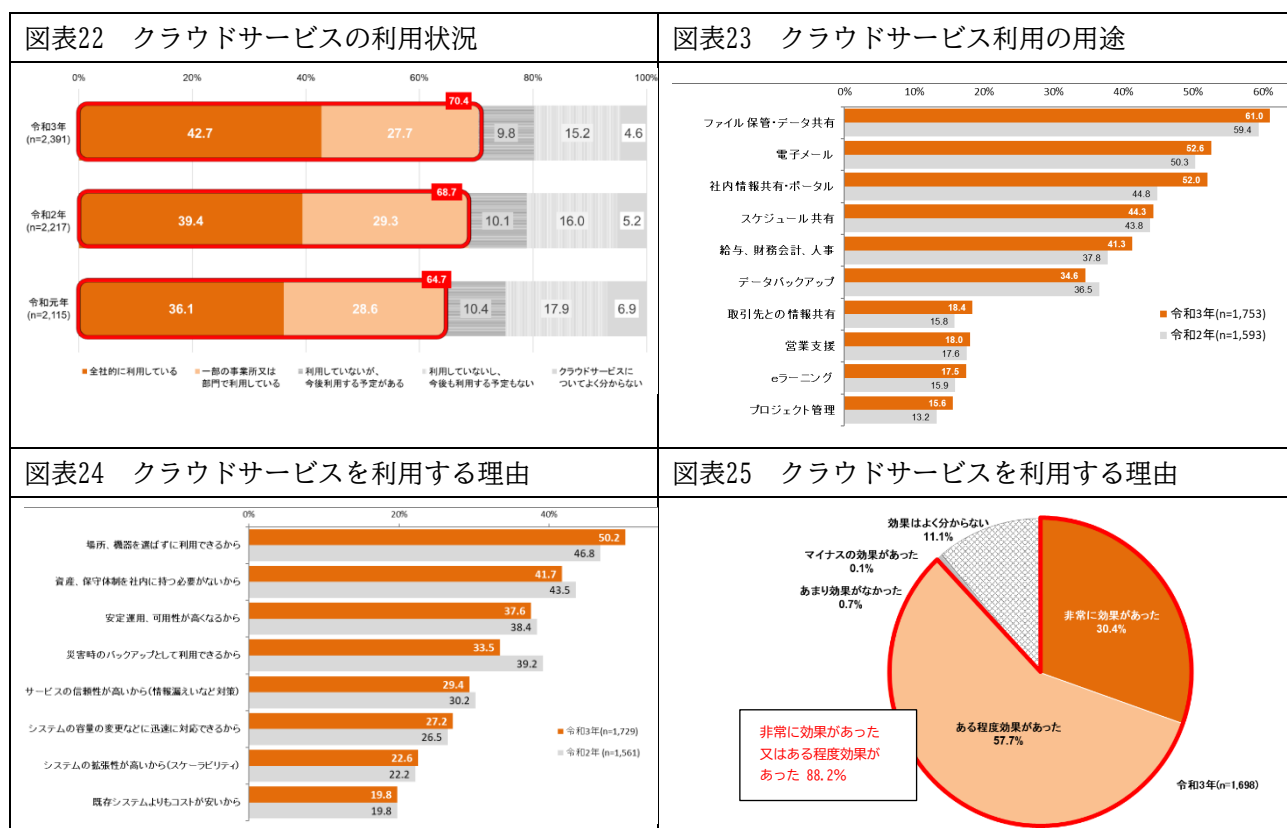
クラウドサービスを利用する理由は、「場所、機器を選ばずに利用できるから」（50.2%）が最も高く、次いで「資産、保守体制を社内に持つ必要がないから」（41.7%）となっています。また、「災害時のバックアップとして期待できるから」

⁹ EC：Electric Commerce の略で、インターネットやサービスを売買する小売ビジネスの総称のこと。

¹⁰ クラウドサービス：インターネット等のネットワークを経由して、データセンターに蓄積されたコンピュータ資源をサービスの形で、利用者に対して遠隔地から提供する利用形態のこと。

(33.5%)とあり、BCP対策として一定の評価を得ています。

クラウドサービスの効果について、「非常に効果があった」又は「ある程度効果があった」とする企業の割合は88.2%となっています。



(出典) 総務省：「令和3年通信利用動向調査ポイント」

ウ IoTやAI等の導入状況

デジタルデータの収集・解析等のため、IoT¹¹やAI¹²等のシステム・サービスを導入している企業の割合は14.9%となっており、導入予定の企業を含めると26.5%となっています。

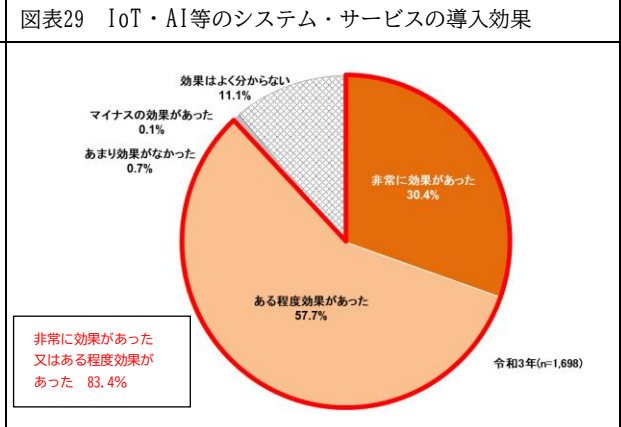
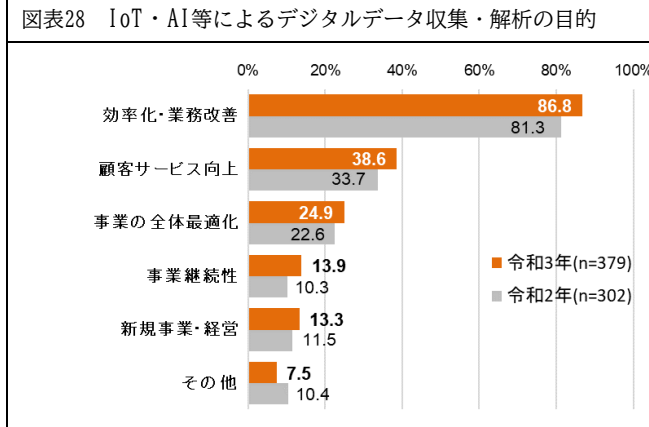
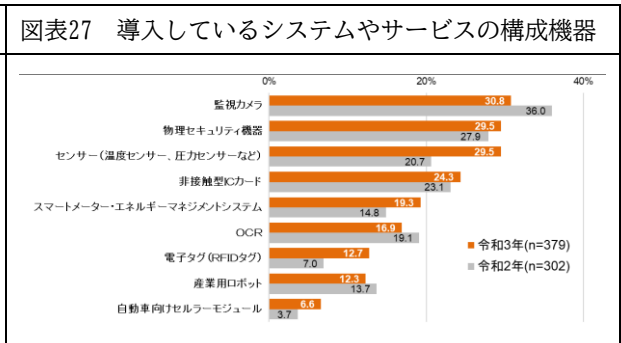
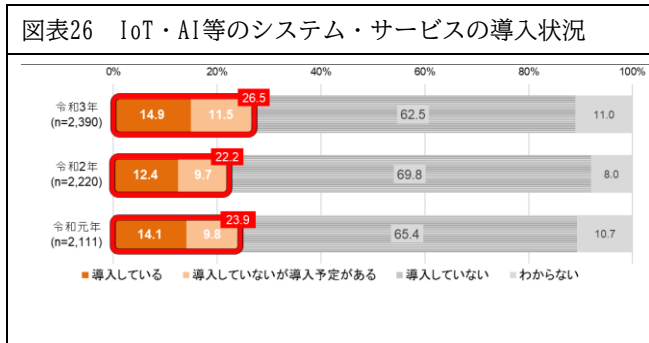
構成する機器をみると、「監視カメラ」が30.8%と最も高く、次いで、「物理セキュリティ機器」(29.5%)、「センサー(温度センサー、圧力センサーなど)」(29.5%)となっている。また、導入機器のネットワーク回線は「有線」が68.9%と最も高くなっています。

IoTやAI等によるデジタルデータの収集・解析の目的をみると、「効率化・業務改善」が86.8%と最も高く、次いで、「顧客サービスの向上」(38.6%)、「事業の全体最適化」(24.9%)となっています。

導入効果をみると、「非常に効果があった」又は「ある程度効果があった」と回答した企業の割合が83.4%となっています。

¹¹ IoT: Internet Of Things の略で、様々なモノがネットワークを通じてサーバやクラウドに繋がり、情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。

¹² AI: Artificial Interigence の略で、人工知能のこと。



(出典) 総務省：「令和3年通信利用動向調査ポイント」

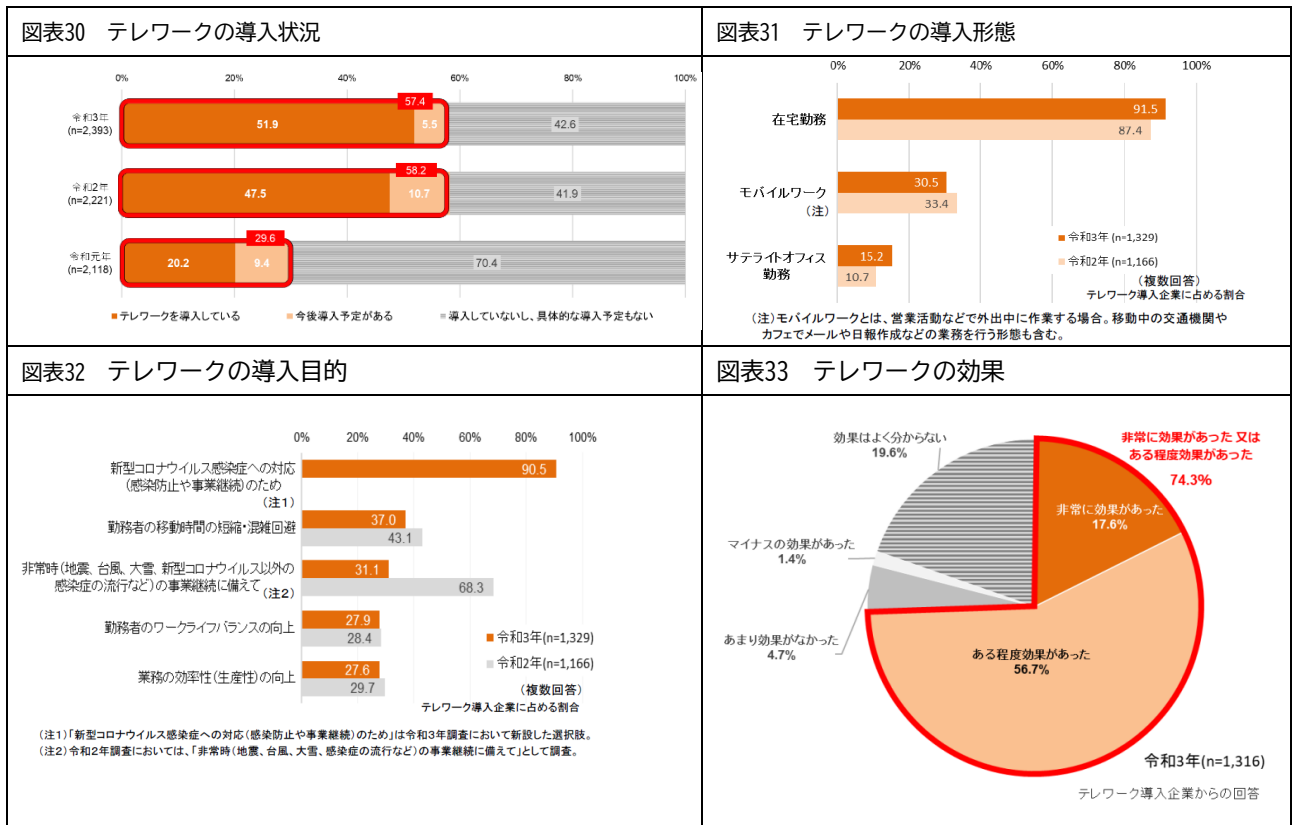
エ テレワークの導入状況

「テレワークを導入している」と回答した企業の割合は51.9%となっており、「今後導入の予定がある」を含めると57.4%を占めています。

導入しているテレワークの形態は、「在宅勤務」の割合が91.5%と最も高くなっています。

テレワークの主な導入目的は、「新型コロナウイルス感染症への対応（感染防止や事業継続）のため」の割合が90.5%と最も高くなっています。次いで、「勤務者の移動時間の短縮・混雑回避」（37.0%）の割合が高くなっています。他方、「業務の効率性（生産性）の向上」（27.6%）の割合は低下しています。

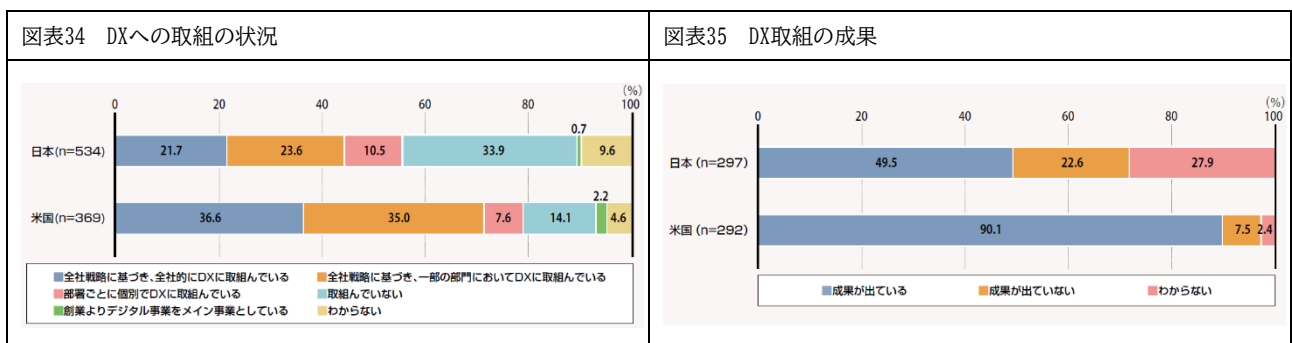
導入目的に対する効果は、「非常に効果があった」又は「ある程度効果があった」と回答した企業の割合が74.3%となっています。



(出典) 総務省：「令和3年通信利用動向調査ポイント」

オ DXの取組状況

DXに関する取組を進めている企業の割合（「全社戦略に基づき、全社的にDXに取り組んでいる」、「全社戦略に基づき、一部の部門においてDXに取り組んでいる」、「部署ごとに個別でDXに取り組んでいる」の合計値）は、日本企業は約56%であるのに対し、米国企業は約79%と、日本企業の取組が遅れている状況です。また、設定した目的に対する成果の状況については、米国企業は90.1%が「成果が出ている」としており、「わからない」とする企業は2.4%にとどまっています。一方、日本企業は「成果が出ている」が49.5%、「わからない」が27.9%となっています。



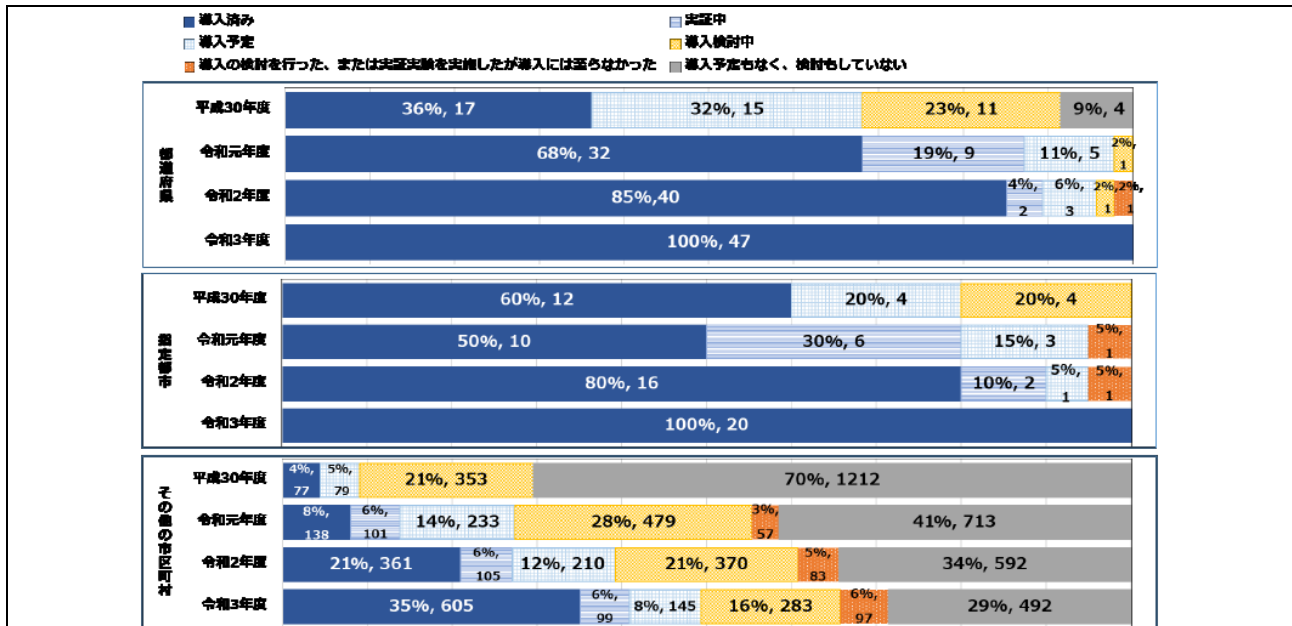
(出典) 独立行政法人情報通信機構：「DX白書2021」

(4) 行政分野におけるデジタル活用の動向

ア 自治体における AI の活用状況

AI の導入状況について、令和 3 年度調査では、すべての都道府県・政令指定都市で「導入済み」となりました。一方、その他市区町村は 35%に留まり、導入に向けて取り組んでいる（「実証中」、「導入予定」、「導入検討中」の合計値）団体は約 66%となっています。

図表 36 地方自治体における AI の導入状況

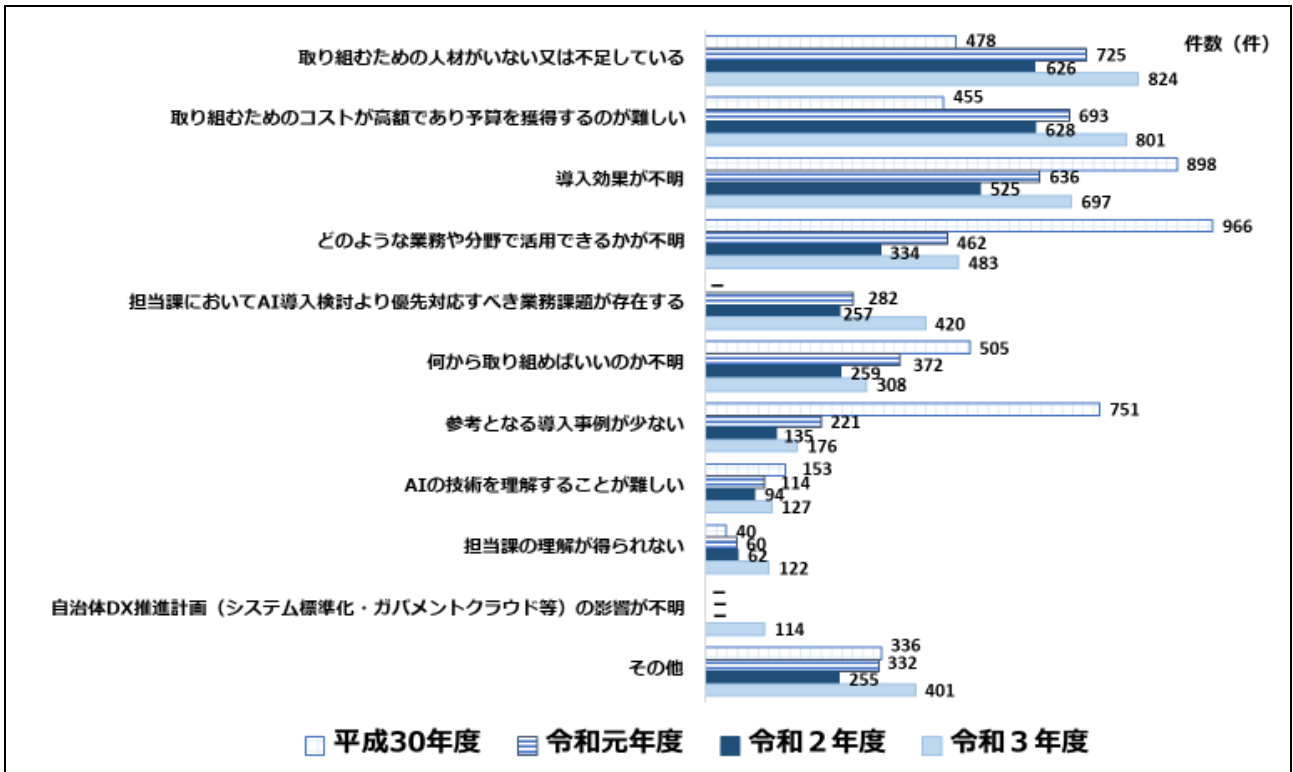


(出典) 総務省：「自治体における AI・RPA¹³活用推進（令和 4 年 6 月 27 日版）」

また、AI の導入に向けた課題として、令和 3 年度調査では、「取り組むための人材がない又は不足している」が最も多く、次いで令和 2 年度調査で最多であった「取り組むためのコストが高額であり予算を獲得するのが難しい」となっています。

¹³ RPA：Robotic Process Automation の略で、パソコンで行っている作業をソフトウェアロボットにより自動化する技術のこと。

図表 37 地方自治体における AI の導入に向けた課題

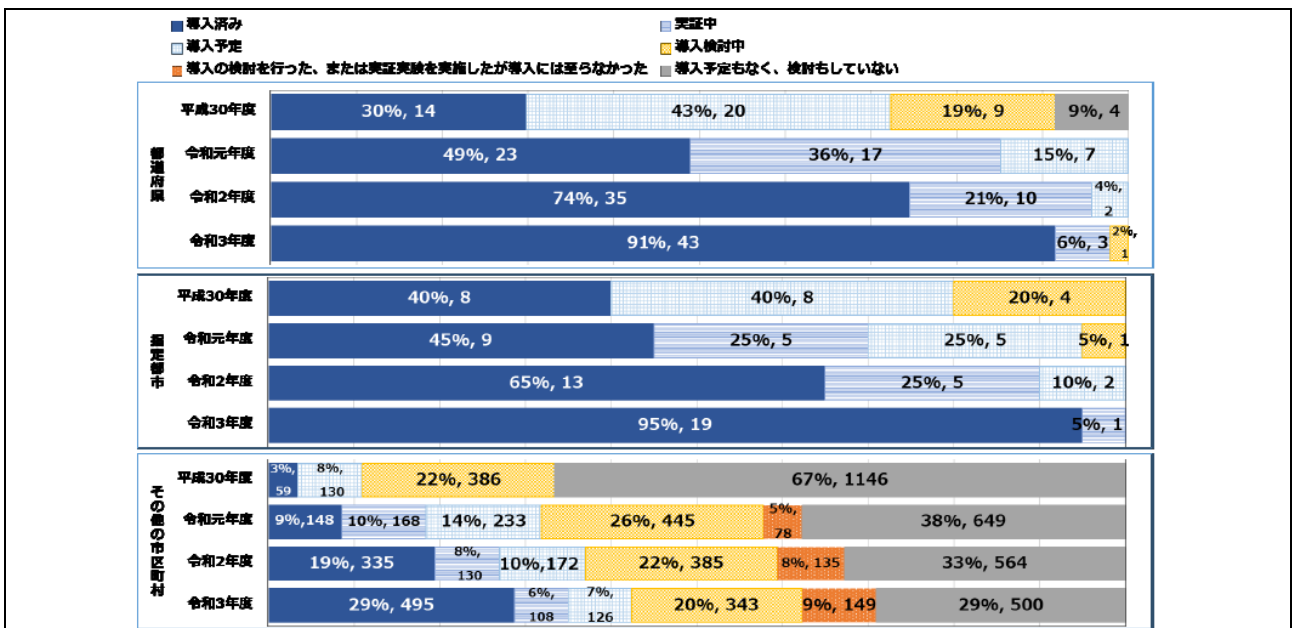


(出典) 総務省：「自治体における AI・RPA 活用推進（令和4年6月27日版）」

イ 自治体における RPA の活用状況

RPA の導入状況について、令和3年度調査では、「導入済み」と回答した都道府県は91%、政令指定都市は95%となり、広く普及しています。一方、その他市区町村は29%ですが、普及が加速しています。さらに、導入に向けて取り組んでいる（「実証中」、「導入予定」、「導入検討中」の合計値）団体は約62%となっています。

図表 38 地方自治体における RPA の導入状況

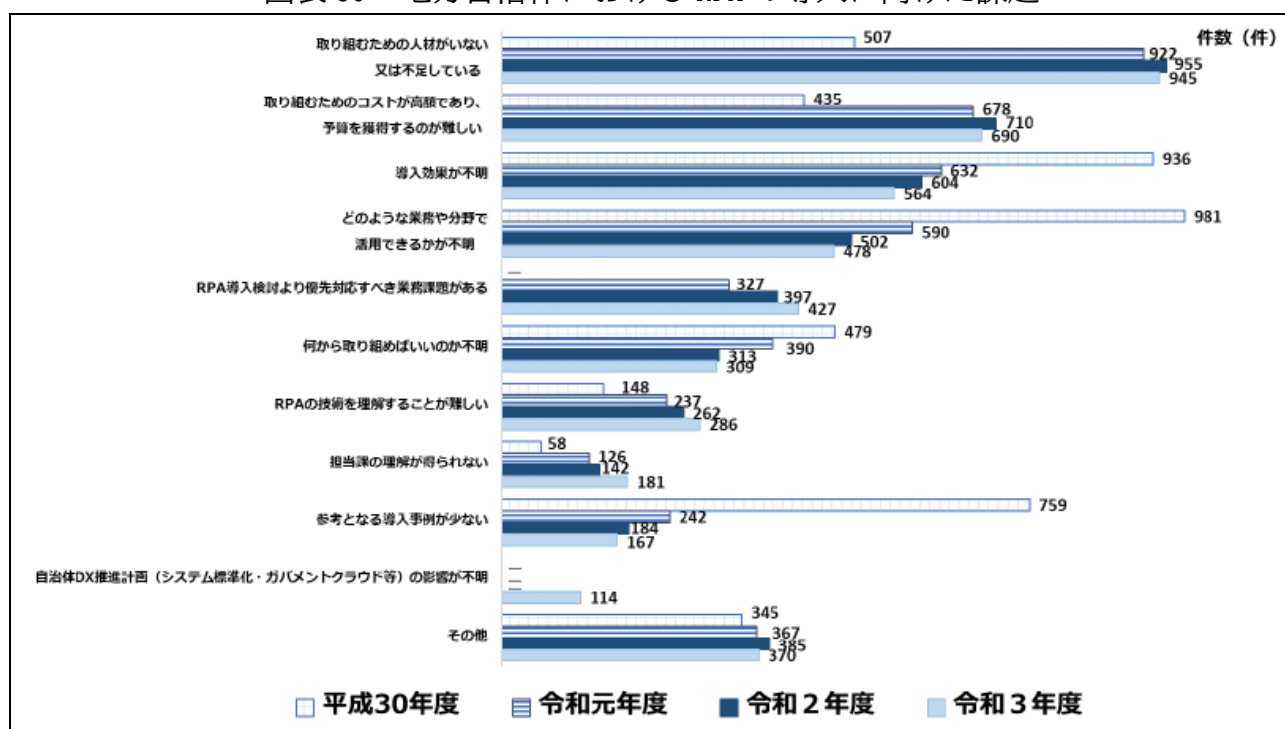


(出典) 総務省：「自治体における AI・RPA 活用推進（令和4年6月27日版）」

また、RPA の導入に向けた課題として、令和2年度調査まで増加傾向であった上位2項目（「取り組むための人材がない又は不足している」、「取り組むためのコストが高額であり、予算を獲得するのが難しい」）の回答が減少しています。

その一方で、「RPA 導入検討より優先対応すべき業務課題がある」、「RPA の技術を理解することが難しい」、「担当課の理解が得られない」の回答が調査開始から一貫して増加しています。

図表 39 地方自治体における RPA の導入に向けた課題



（出典）総務省：「自治体における AI・RPA 活用推進（令和4年6月27日版）」より作図

ウ 取手市における AI 及び RPA の活用状況

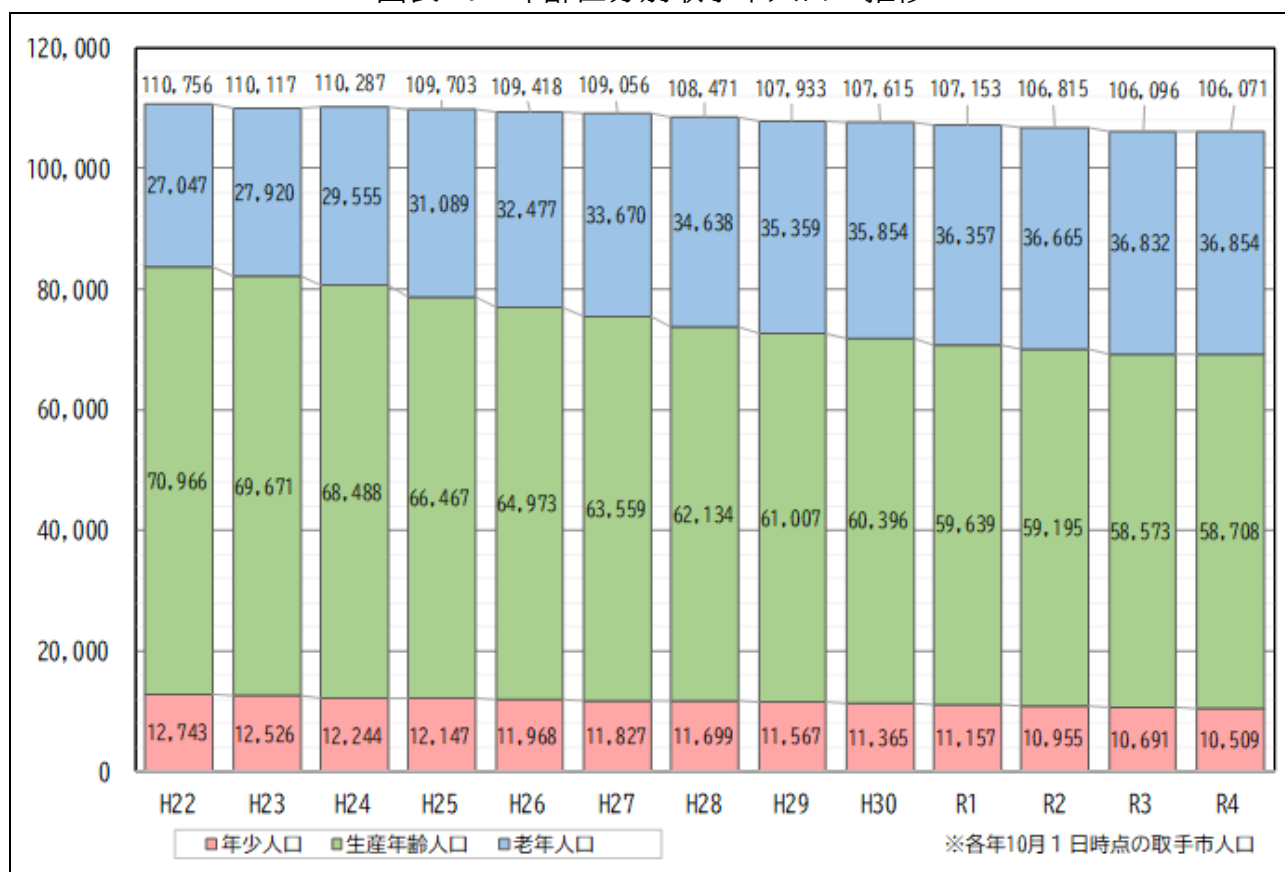
本市では、自治体業務の DX 推進の一環として、令和2年度に RPA による定形業務の自動化処理及び AI と OCR による申請書等について業務効率化の実証実験を行い、令和3年度より本格導入を開始しています。

また、自治体業務を担う本市の職員数は、ICT の利活用や市民協働の推進により業務を効率化してきた結果、令和4年で797人と、平成19年と比較して223人減少しました。なお、直近10年については、概ね800人程度で推移しています。

今後の業務量の見通しについては、本市の人口は減少傾向にあるものの、高齢人口（65歳以上）の増加が加速していくことが見込まれることから、よりきめ細やかな福祉事業へのニーズの高まりや産業活性化、少子化対策など複雑化する行政課題への対応等を踏まえると、さらに増加していくことが推測されます。

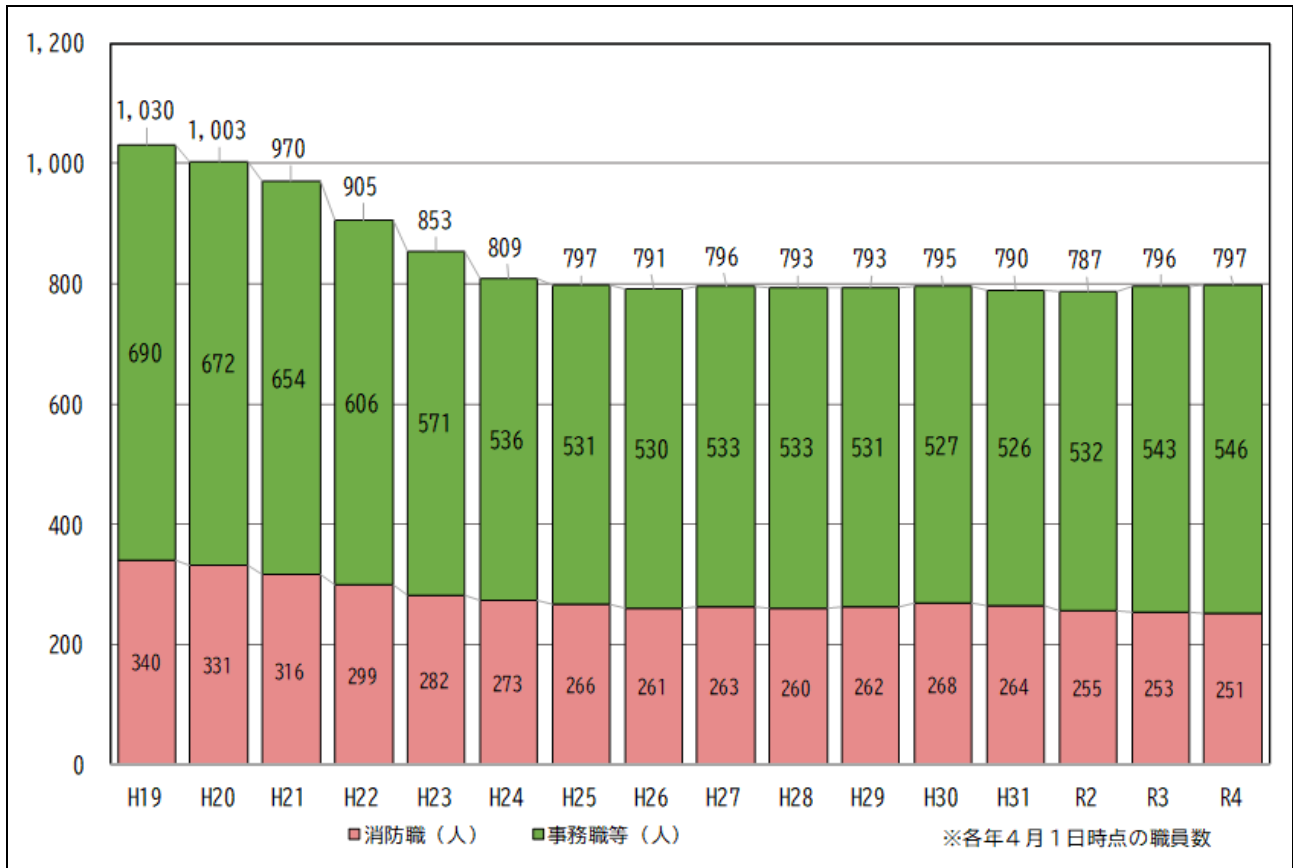
そうしたことから、今後も円滑な行政運営を行って行くに当たっては、事業規模に応じた職員数の最適化や AI 及び RPA の活用の最大化により一層の業務効率化の推進を図っていくことが求められます。

図表 40 年齢区分別取手市人口の推移



(出典)：取手市「取手市住民基本台帳」より作図

図表 41 取手市職員数の推移



(出典) 取手市作図

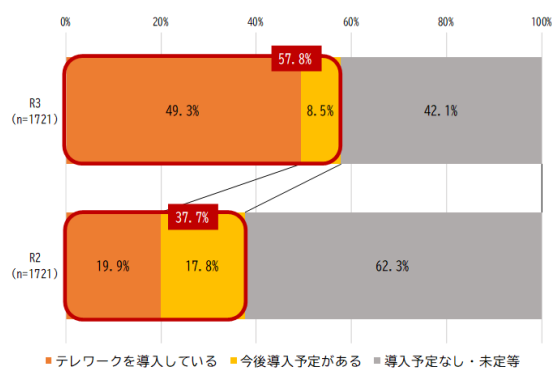
エ 自治体におけるテレワークの活用状況

自治体のテレワークの導入状況について、令和3年度調査では、「テレワークを導入している」と回答した市区町村の割合は49.3%となっており、「今後導入予定がある」を含めると57.8%を占めています。前年度調査値(37.7%)と比べると20.1ポイント増加しています。

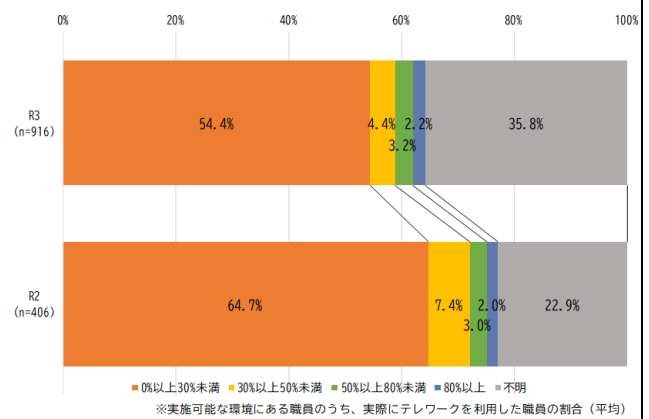
テレワークの利用率について、令和3年度調査では、「0%以上 30%未満」が全体の54.4%と前年度調査値(64.7%)と半数以上を占めています。また、テレワークの活用推進の課題について、「窓口業務や相談業務などがテレワークになじまない」(93.8%)、「現場業務はテレワークになじまない」(85.0%)、「個人情報やマイナンバーを取り扱う業務は実施できない」(79.0%)と自治体のセキュリティポリシー上の理由が多く挙げられています。

テレワークの効果については、職員の移動時間の短縮・効率化(63.4%)、定型的業務の効率・生産性の向上(34.2%)と労働生産面での向上のほか、事業継続性の確保(59.5%)と回答があり、BCP対策にも活用が期待できます。

図表42 テレワークの導入状況（市区町村）



図表43 テレワークの利用率（全自治体）



図表44 テレワークの活用推進の課題

- ①窓口業務や相談業務などがテレワークになじまない（93.8%）
 - ②現場業務はテレワークになじまない（85.0%）
 - ③個人情報やマイナンバーを取り扱う業務は実施できない（79.0%）
 - ④紙の資料が参照できない（70.1%）
 - ⑤労務管理に不安がある（53.8%）
- ※ n=849 複数回答可 上位5項目

図表45 テレワークの効果

- ①職員の移動時間の短縮・効率化（63.4%）
 - ②事業継続性の確保（59.5%）
 - ③仕事と家庭生活を両立させる職員への対応（39.9%）
 - ④定型的業務の効率・生産性の向上（34.2%）
 - ⑤職員のゆとりと健康的な生活（30.2%）
- ※ n=849 複数回答可 上位5項目

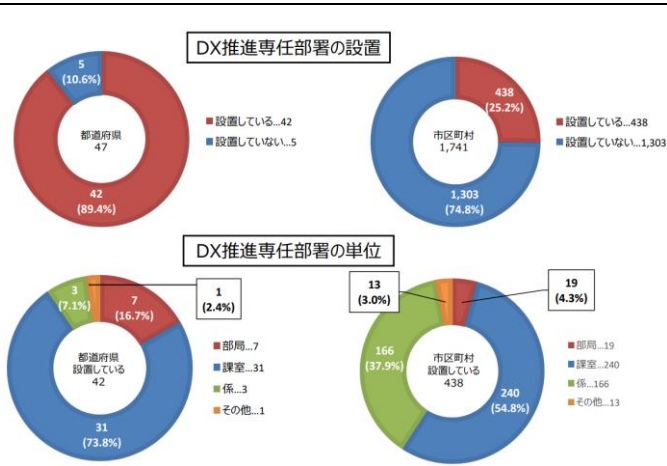
（出典）総務省：「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査結果の概要（令和3年10月1日）」より作図

工 自治体における DX の取組状況

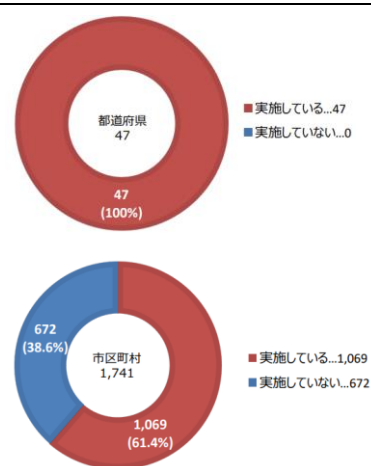
DX 推進専任部署（DX 推進の企画立案や部門間の総合調整、全体方針や個々の DX の取組の進捗管理等を担う部署）について、「設置している」と回答した市町村は全体の 25.2% でした。また、そのうち、DX 専任部署の単位としては、全体の 54.8% が「課室」と最も高く、次いで「係」（37.9%）なっています。

DX に向けた職員育成を「実施している」と回答した市町村は全体の 61.4% であり、その取組内容については、「DX・情報化に関する研修」を行っている団体が多くありました。自団体が主催する「DX・情報化に関する研修」の実施内容については、「セキュリティ対策」（66.4%）、「DX の認識共有・意識啓発」（58.0%）、「基礎的な知識習得」（46.3%）、「RPA や AI などの導入又は導入予定のツールの活用方法」（40.7%）と続いています。

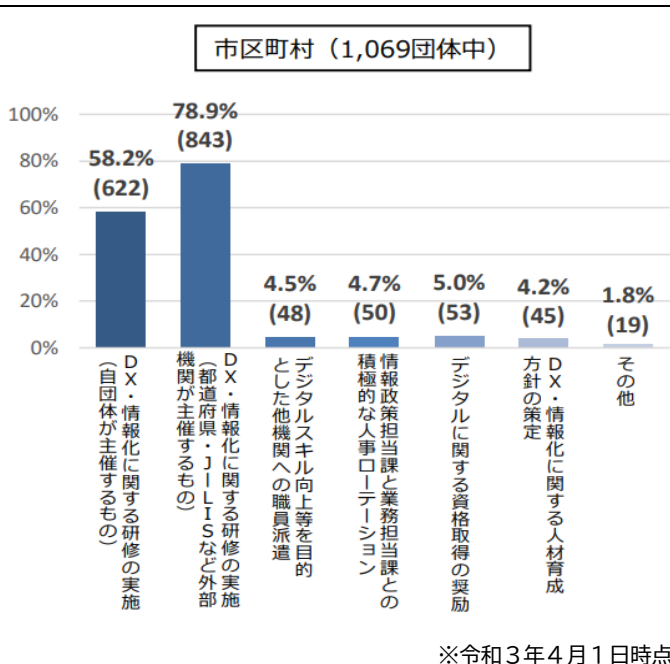
図表46 DX推進体制の整備状況



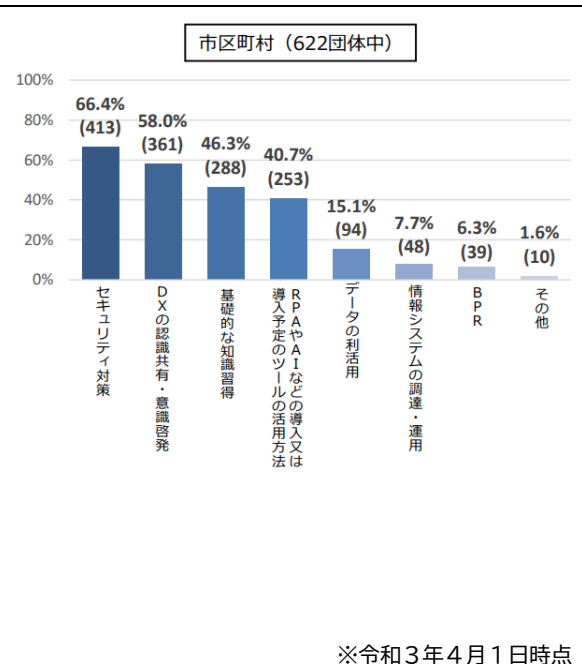
図表47 DXに向けた職員育成の取組状況



図表48 DXに向けた職員育成の取組内容（市町村）



図表49 「DX・情報化に関する研修（自団体が主催するもの）」の実施内容

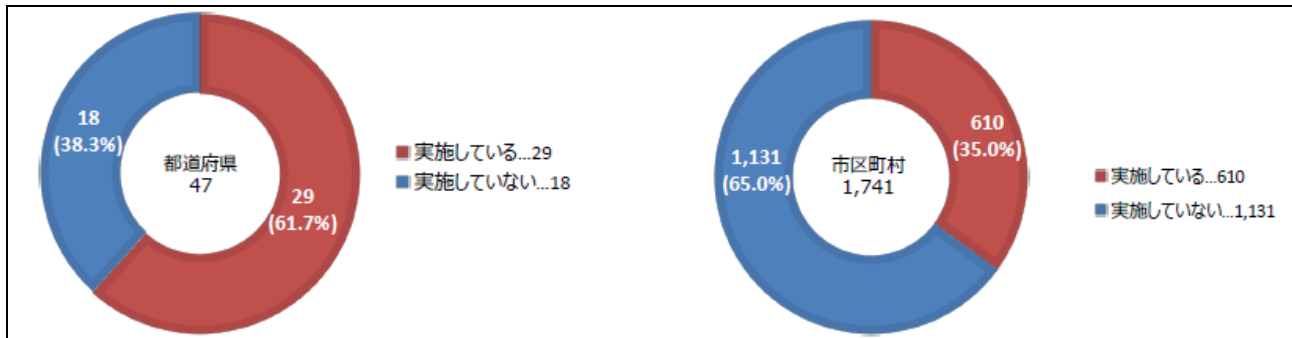


(出典) 総務省：「令和3年度 自治体 DX・情報化推進概要」

オ 自治体における情報格差対策

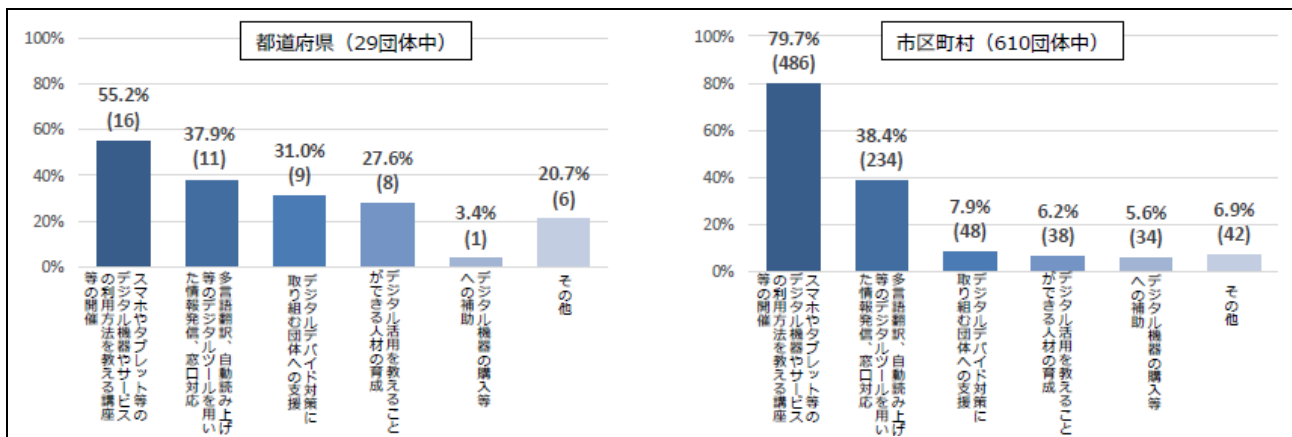
自治体における独自の情報格差¹⁴対策について、「実施している」と回答した市町村は全体の35.0%でした。その具体的な取組内容については、都道府県及び市区町村ともに、「スマホやタブレット等のデジタル機器やサービスの利用方法を教える講座等の開催」が最も多くありました。

図表 50 自治体における情報格差対策の実施状況



(出典) 総務省：「令和3年度 自治体 DX・情報化推進概要」

図表 51 情報格差対策の具体的な内容（複数回答）



(出典) 総務省：「令和3年度 自治体 DX・情報化推進概要」

¹⁴情報格差：インターネット等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。デジタルデバインドとも言う。

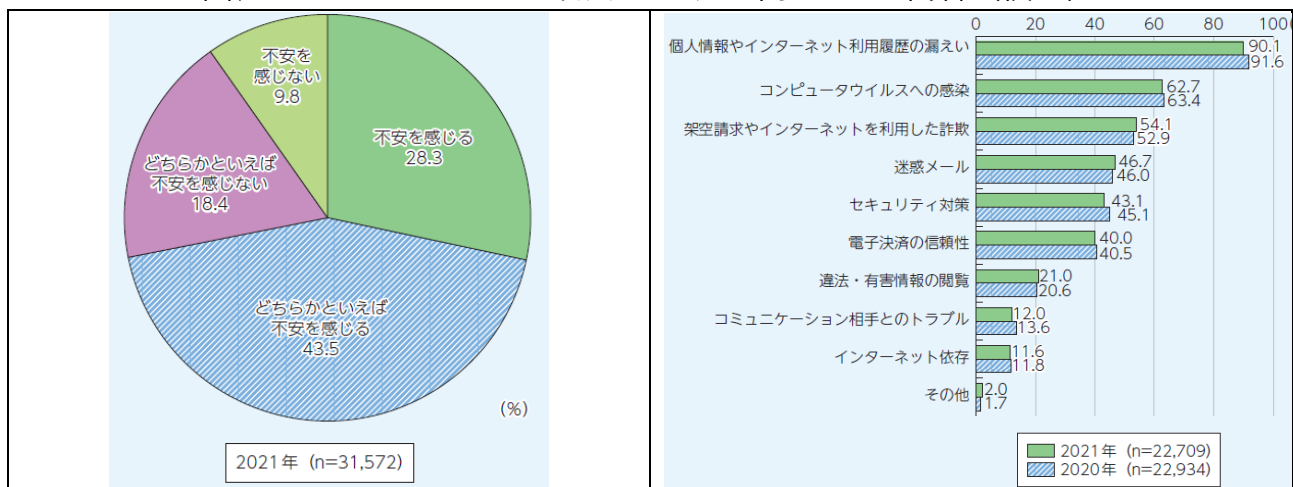
(5) 安全安心への取組状況

ア 個人情報保護対策、インターネット利用上の不安

インターネットを利用している個人のうち、インターネットを利用して「不安を感じる」又は「どちらかといえば不安を感じる」と回答した者の割合は合わせて71.9%となっています。

感じている不安の内容は、「個人情報やインターネット利用履歴の漏えい」の割合が90.1%と最も高く、次いで「コンピュータウイルスへの感染」(62.7%)、「架空請求やインターネットを利用した詐欺」(54.1%)となっています。

図表52 インターネット利用における不安とその内容（個人）



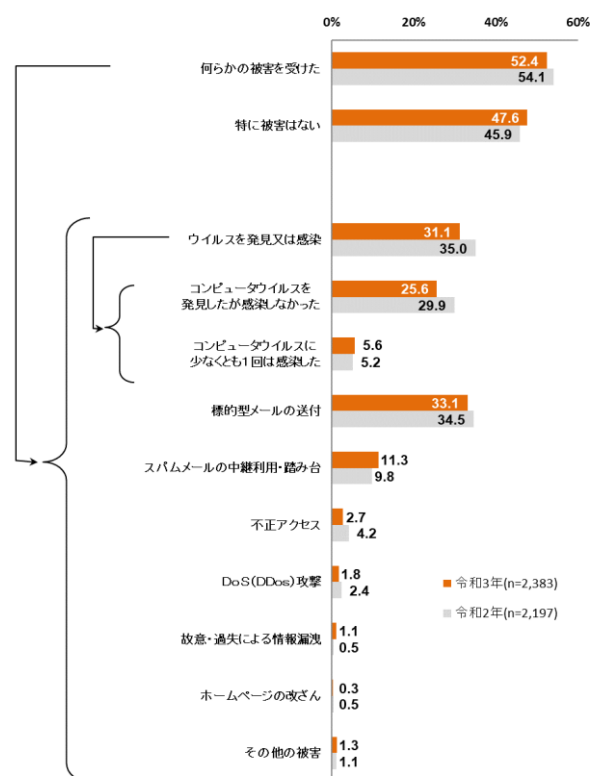
(出典) 総務省：「令和4年版 情報通信白書」

イ 情報通信ネットワークの問題点、セキュリティ対策状況（企業）

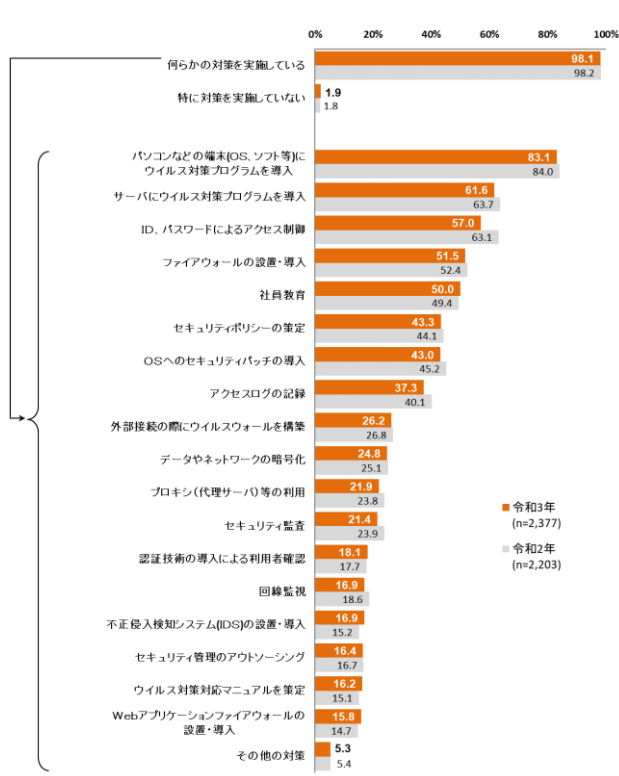
企業における過去1年間の情報通信ネットワークの利用の際に発生したセキュリティ被害をみると、「何らかの被害を受けた」企業が52.4%となり、被害内容は、「標的型メールの送付」が33.1%と最も高く、次いで「ウイルスを発見又は感染」(31.1%)となっています。

セキュリティについて、「何らかの対策を実施している」企業の割合は98.1%に達し、対応内容は「パソコンなどの端末（OS、ソフト等）にウイルス対策プログラムを導入」が83.1%と最も高く、次いで「サーバにウイルス対策プログラムを導入」(61.6%)、「ID、パスワードによるアクセス制御」(57.0%)となっています。

図表53 セキュリティ被害の状況（複数回答）



図表54 セキュリティへの対応状況（複数回答）

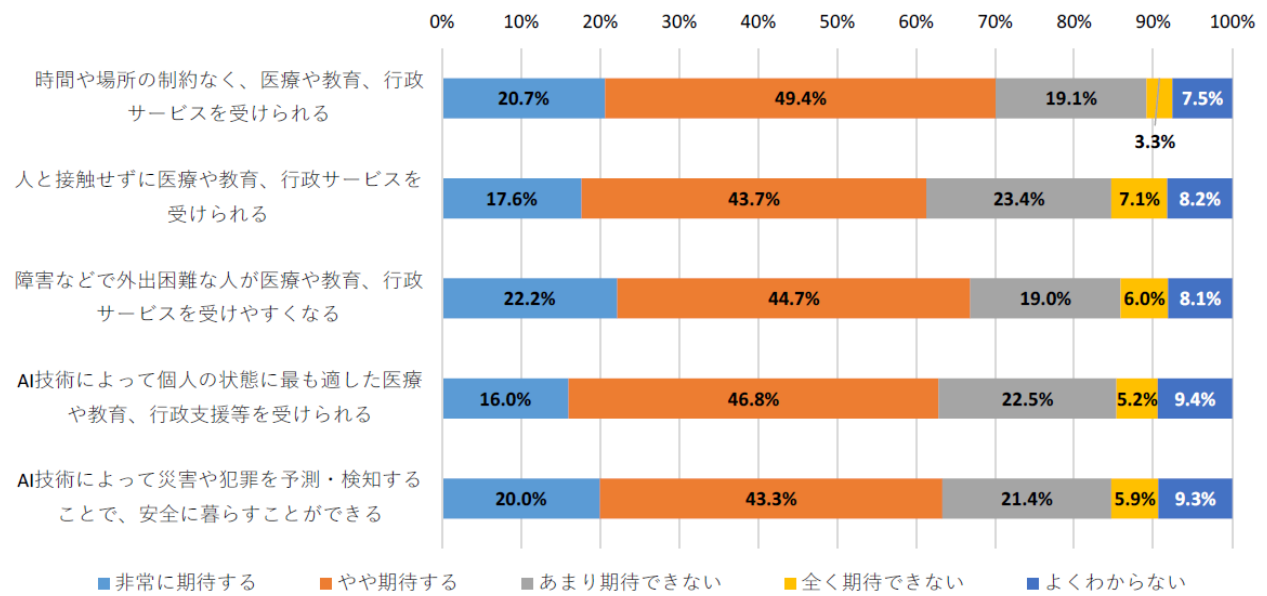


(出典) 総務省：「令和3年通信利用動向調査の結果（概要）」

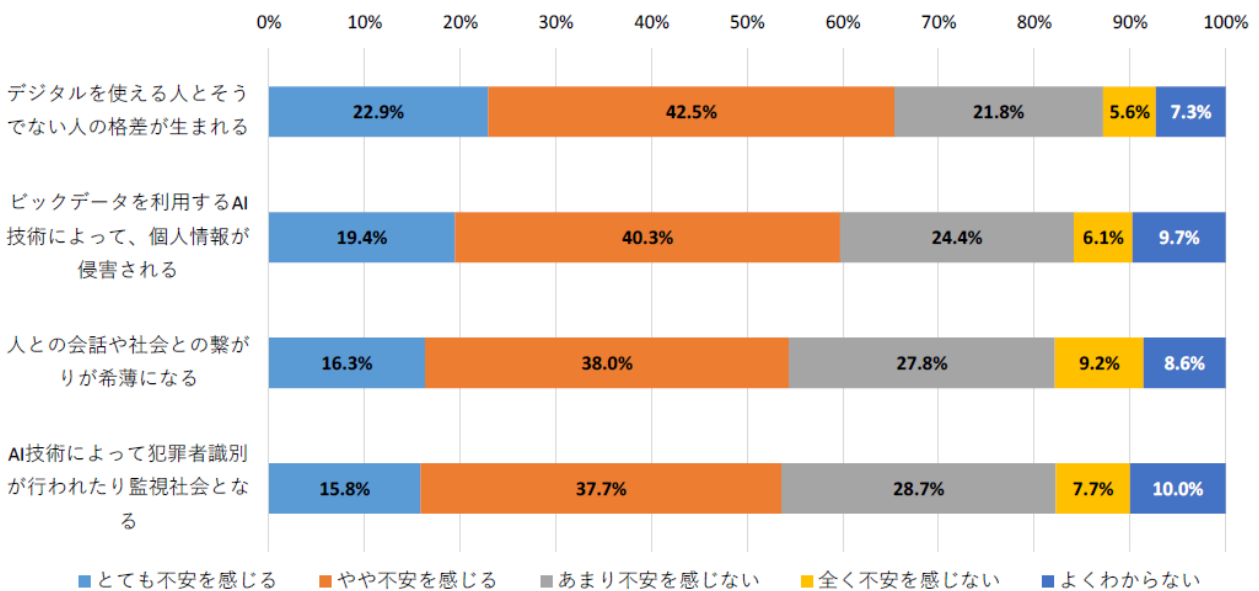
ウ 行政サービスのデジタル化進展に対する期待・不安

公的サービスのデジタル化が進展することに対する期待と不安について、時間や場所の制約が無くなることと障害などを持った方でも行政サービスが受けられることに対して期待すると回答した割合が多くありましたが、AI等による技術によってより快適・安全なサービスを受けられることに対しては60%以上が期待すると回答しています。一方で、デジタルを利用できる人とできない人の格差について不安を感じると回答する割合が65%を超えており、格差を少なくする仕組みにも関心がある様子が伺えます。

図表 55 デジタル利活用に対する期待



図表 56 デジタル活用に対する不安



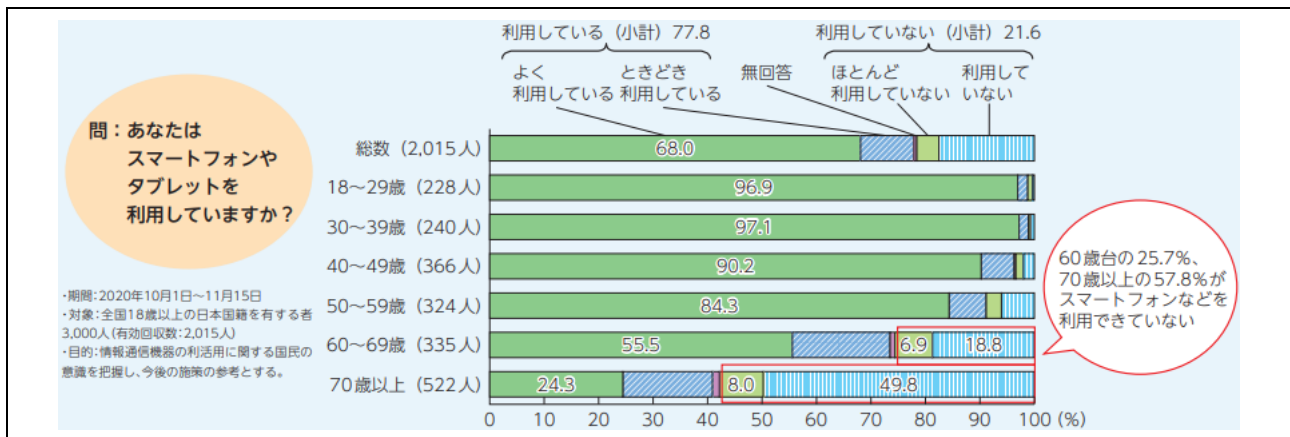
(出典) 総務省：「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

エ 高齢者における情報格差

スマートフォンなどの情報通信機器の利用状況について、60歳代の25.7%、70歳代以上の57.8%が利用していない（「利用していない」、「ほとんど利用していない」の合計値）という結果が出ており、高齢者層で年齢が上がるに比例してスマートフォンなどの情報通信機器を利用できていない傾向が表れています。

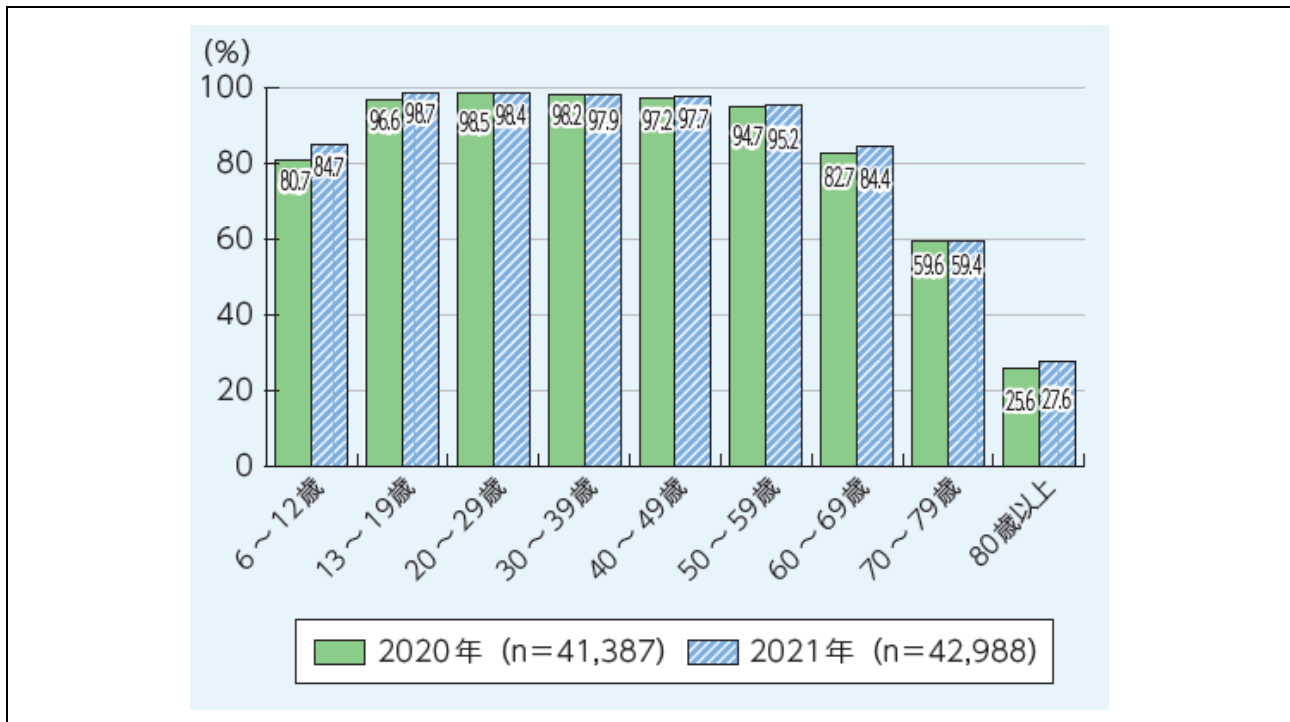
この傾向は、年齢階層別のインターネット利用率と同様であり、高齢者層が他の年齢層と比べて情報格差を生じうる要因と考えられます。

図表57 年齢階層別の情報通信機器の利用状況



(出典) 総務省：「令和4年版 情報通信白書」

図表58 年齢階層別インターネット利用率 (再掲)



(出典) 総務省：「令和4年版 情報通信白書」

オ 防災・減災と ICT

近年、豪雨災害の危険を及ぼす災害頻度が大幅に増加しており、それに伴う土砂災

害の発生回数も増加傾向にあります。このような中で、安心安全な社会の実現に向けて、ICT を効果的に活用し災害に伴う人的・物的損害を軽減していくことが重要です。

国では緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を瞬時に住民に対して伝達するシステムとして、携帯電話などに配信するシステム「緊急速報メール」、市町村防災行政無線などにより伝達するシステム「全国瞬時警報システム（Jアラート）」を整備しています。さらに、地方公共団体等の災害情報を一元的に集約し、放送局やインターネット事業者等の多様なメディアに対して一斉配信する共通基盤「Lアラート」の活用が全国的に進んでいます。

また、災害時対応において、要となる自治体庁舎の通信・電気インフラが維持できるようにするために、予備電源等の環境を確保していくことが必要となります。

図表 59 平成 26 年以降に発生した主な災害



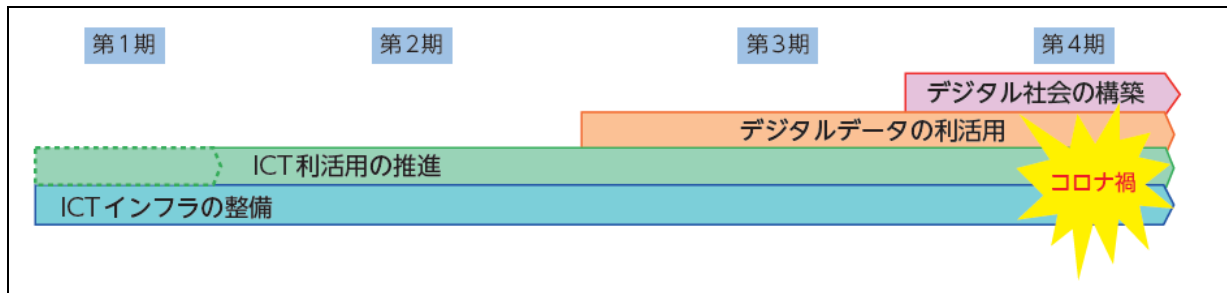
(出典) 総務省：「令和4年版 情報通信白書」

2 国の ICT 政策動向

(1) 国の主な ICT 政策の変遷

国家戦略等における目指す目標や重点的な取組の特徴から、平成 12 年以降から現在までの国の主な ICT 政策の変遷について、ICT インフラの整備を進めた第 1 期、ICT 利活用を推進した第 2 期、デジタルデータの利活用を推進する第 3 期、デジタル社会の構築を目指す第 4 期の 4 つの時代に区分し、それぞれの経緯を整理します。

図表 60 デジタル化の歴史



(出典) 総務省：「令和 3 年版 情報通信白書」

ア 第 1 期 ICT インフラの整備（平成 12 年～）

国の電子政府・電子自治体推進は、1990 年代半ばのインターネット商用利用開始を契機とした世界的に進展する産業・社会構造の変化を背景に、平成 12 年に制定された「IT 基本法」に基づき、5 年以内に世界最先端の IT 国家となることを目標に掲げた「e-Japan 戦略」（平成 13 年）から取組が本格化しました。e-Japan 戦略の下、まずはオンライン手続の基盤となる行政内部の電子化やネットワークインフラ整備、法やルールの整備等を進め、インターネットの利用環境の整備に係る取組を進めました。

- ・ IT 基本法（平成 12 年）
- ・ e-Japan 戦略（平成 13 年）

イ 第 2 期 ICT 利活用の推進（平成 15 年～）

インターネットの利用環境が整備されたことを下地として、国民の利便性向上や情報化知識向上を図る取組といった ICT の利活用に係る取組が多く行われ、国に対する申請・届出等手続についてオンライン利用拡大に向けた取組が推進されました。

- ・ e-Japan 戦略 II（平成 15 年）
- ・ IT 新改革戦略（平成 18 年）
- ・ i-Japan 戦略 2015（平成 21 年）
- ・ 新たな情報通信技術戦略（平成 22 年）

ウ 第 3 期 デジタルデータの利活用（平成 25 年～）

ネットワークインフラの技術進歩、民間事業者におけるデータの利活用やデータ連携の進展、更には IoT の普及といった環境の変化に伴い、いわゆるビッグデータの積極的な利活用を進め、官民データ利活用社会の構築に向けた取組が多く行われました。

- ・世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 25 年）
- ・官民データ活用推進基本法（平成 28 年）
- ・世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成 29 年）
- ・デジタル・ガバメント推進方針（平成 29 年）
- ・デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年）
- ・デジタル手続法（令和元年）

エ 第4期 デジタル社会の構築（令和2年～）

世界最先端の「IT 国家」から「デジタル国家」の創造へと新たな目標を掲げました。IT・データ利活用の面で、官・民共同で取り組むべき課題が依然多くあること、更には新型コロナウイルス感染症の流行・拡大により、我が国のデジタル化が十分に進んでいないことが浮き彫りになりました。これらの課題を解決し、誰もがデジタルの恩恵を受けられる社会の構築に向け、新たな取組を進めています。

- ・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和2年）
- ・デジタル・ガバメント実行計画（令和2年改訂）
- ・デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針（令和2年）
- ・自治体 DX 推進計画（令和2年）
- ・デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年）
- ・デジタル庁発足（令和3年）
- ・デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年）

(2) 近年における国の主な ICT 政策

ア 世界最先端 IT 国家創造宣言

平成 25 年 6 月に、「失われた 20 年」とも言われる長期の景気低迷からの経済再生、少子高齢化の進展と人口減少、東日本大震災からの復興と大規模自然災害への対策、原発事故後のエネルギーの安定供給と経済性の確保、高度成長期に集中的に投資した社会インフラの老朽化などの様々な課題を克服し、持続的な成長と発展を可能にする成長戦略の柱として、「世界最先端 IT 国家創造宣言」が閣議決定されました。

イ 官民データ活用推進基本法

平成 28 年 12 月に、官民が保有する「データを流通・活用」することで、自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化などを目指す「官民データ活用推進基本法」が制定されました。

「官民データ活用推進基本法」の第 9 条第 3 項には、市町村における「官民データ活用推進計画」の策定が努力義務と定められています。

次の 5 つの基本的な方針が示されており、計画的な取組が求められています。

【個別施策の 5 本柱】

- ① 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組(オンライン化原則)
- ② 官民データの容易な利用等に係る取組 (オープンデータの推進)
- ③ 個人番号カードの普及及び活用に係る取組(マイナンバーカードの普及・活用)
- ④ 利用の機会等の格差の是正に係る取組 (情報格差対策等)
- ⑤ 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組 (BPR¹⁵等)

ウ 世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

平成 29 年 5 月に、「世界最先端 IT 国家創造宣言」と、「官民データ活用推進基本法」に規定された政府の「基本的な計画」に基づいてこれら取組を具体化するものとして、「データ」がヒトを豊かにする社会＝「官民データ利活用社会」のモデルを世界に先駆けて構築することを目指し、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定されました。

¹⁵ BPR：Business Process Re-engineering（業務改革）の略。組織活動の目標達成のため、既存の業務内容や業務フロー等を見直し、再設計すること。

図表 61 世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の概要



(出典) 総務省：「令和3年版 情報通信白書」

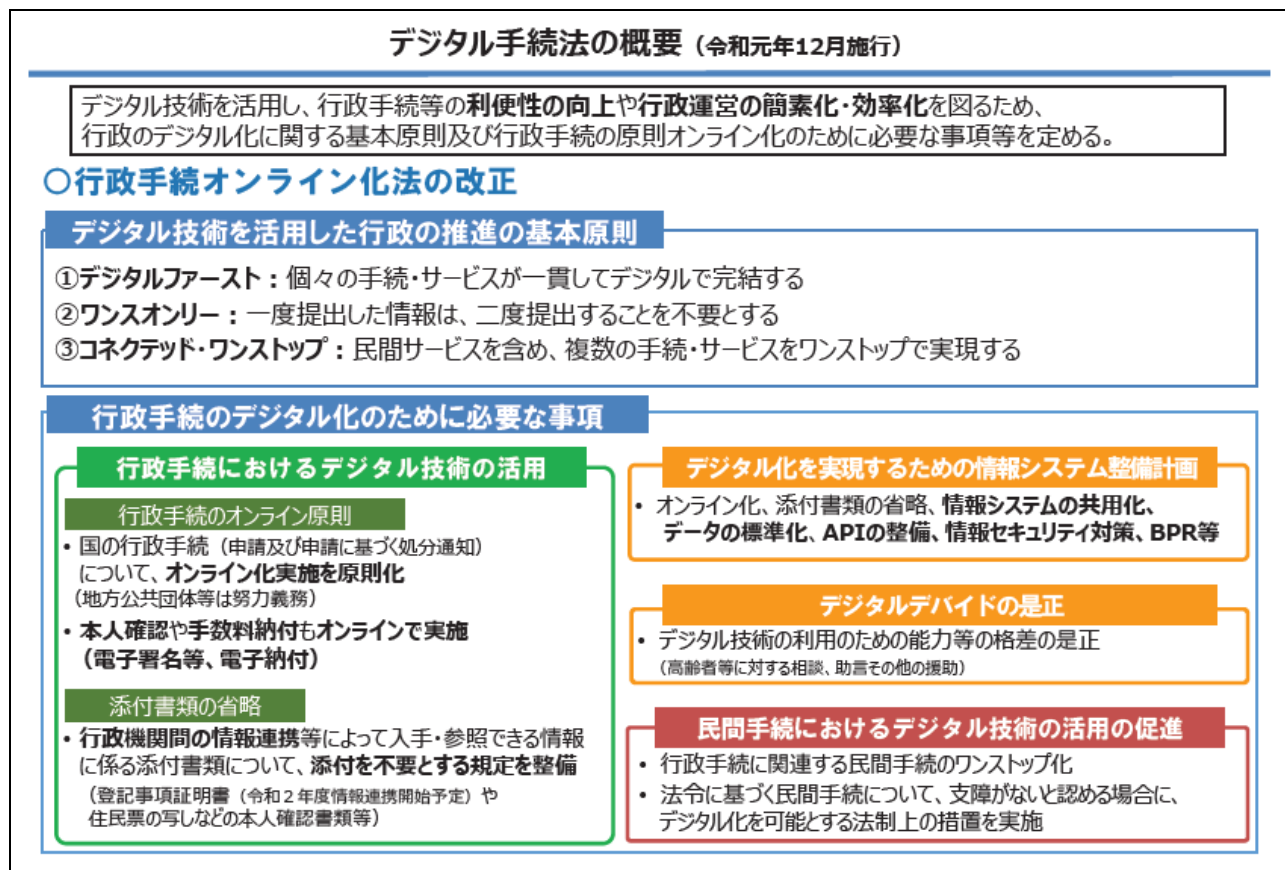
エ デジタル・ガバメント推進方針／デジタルガバメント実行計画

平成29年5月に、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」における、重点分野の一つである電子行政分野の取組について、本格的に国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直す「デジタル・ガバメント」の実現を目指すものとして、「デジタル・ガバメント推進方針」が策定されました。さらに、平成30年1月には、同方針を具体化するものとして「デジタル・ガバメント実行計画」が策定されました。

オ デジタル手続法

令和元年12月には、デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、「デジタル手続法」が施行されました。同法では行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等が定められています。これにより、地方自治体においても行政手続の原則オンライン化が努力義務とされました。

図表 62 デジタル手続法の概要



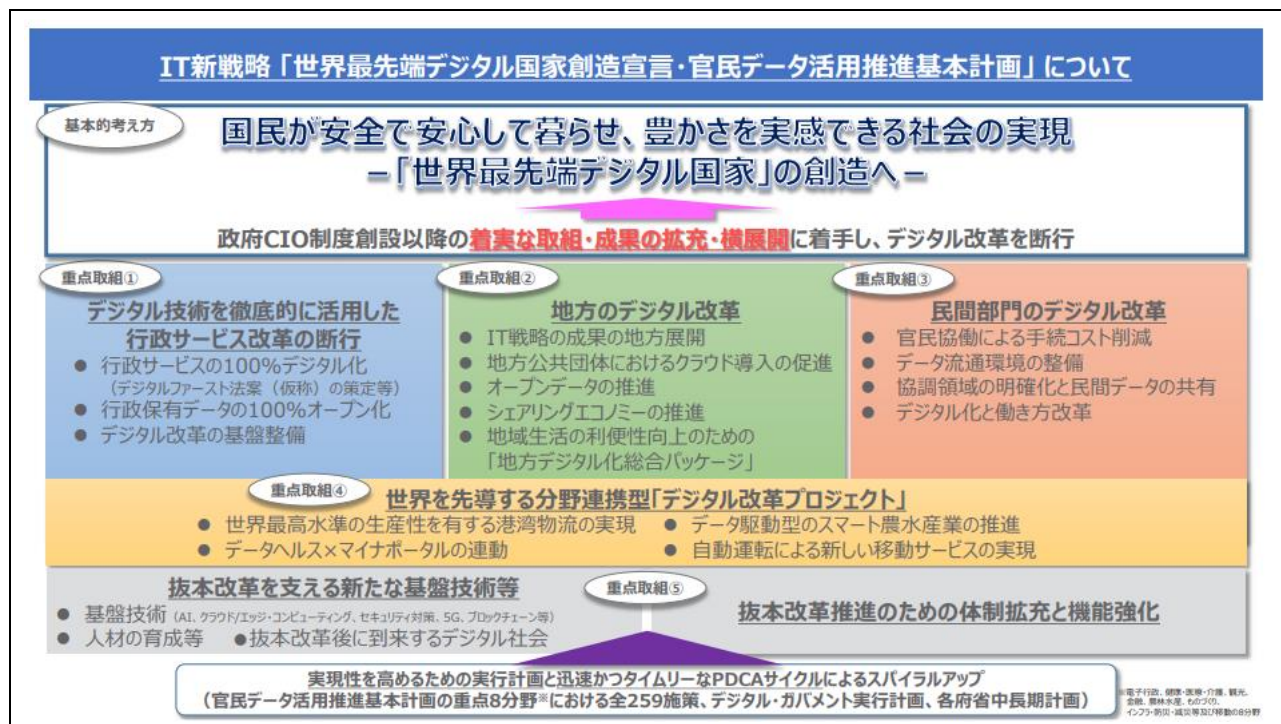
（出典）総務省：「令和3年版 情報通信白書」

カ 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

令和元年6月には、「世界最先端デジタル国家」の創造に向け、政府の行政サービスを起点として、地方、民間のデジタル改革を通じて国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会の実現を目指し、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」と変更しました。さらに令和2年7月には、新型コロナウイルス感染症の拡大阻止に向けた IT の活用とデジタル強靱化による社会構造の変革を目指し改定がされました。

地方自治体のデジタル化として、マイナンバーカード及びマイナポータル・ぴったりサービスを活用したオンライン化の整備、業務プロセス・システムの標準化やクラウド化・AI の活用等を促進することとしています。

図表 63 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の概要



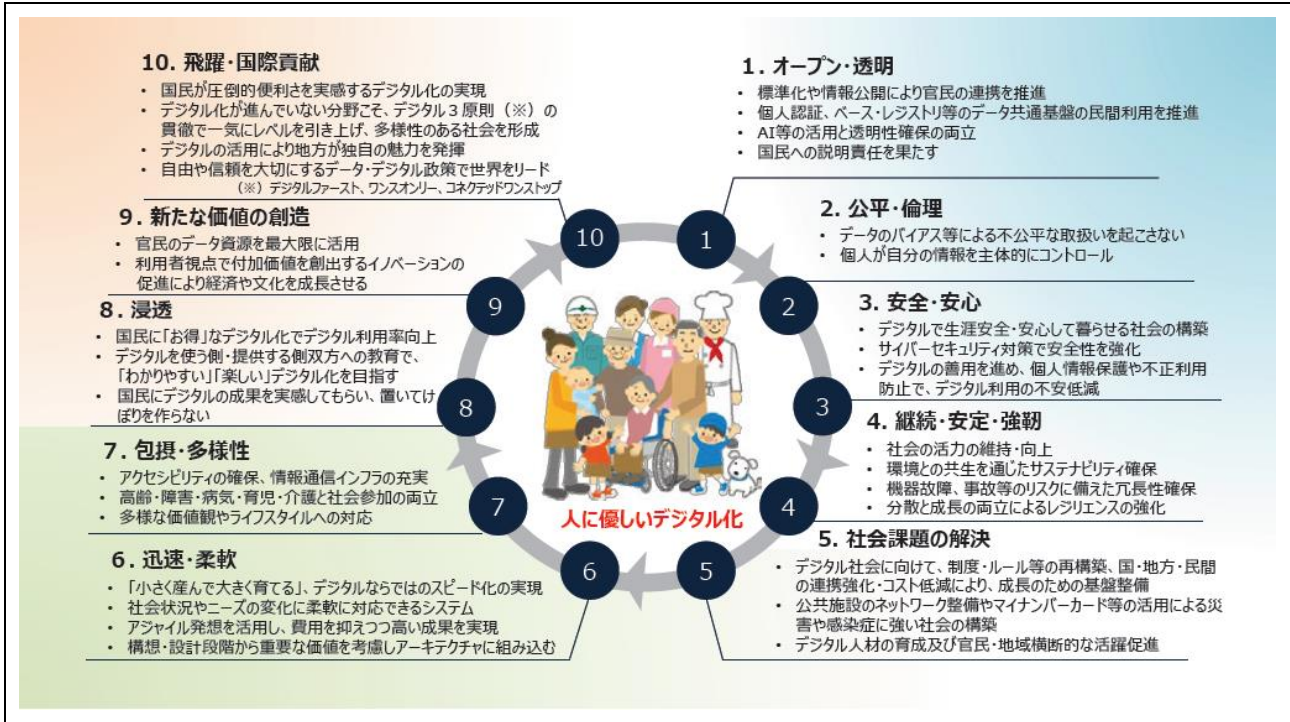
(出典) 総務省：「令和3年版 情報通信白書」

キ デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針／デジタル庁発足

令和2年12月には、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」で示されていた「IT基本法」の全面的な見直しに向けた考え方を整理し、デジタル社会の目指すビジョンをまとめ、「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を掲げました。この目指すデジタル社会を形成するため、10の基本原則を大方針として施策を展開することとしました。

また、デジタル社会の形成に関する司令塔として強力な総合調整機能を有する組織として、新規にデジタル庁を令和3年9月に設置することと、その考え方について示しました。

図表 64 デジタル社会を形成するための基本原則



（出典）総務省：「令和3年版 情報通信白書」

ク デジタル社会の実現に向けた重点計画

令和3年5月に、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、「IT基本法」の廃止とデジタル社会の形成に関する基本理念等が規定された「デジタル社会形成基本法」、「デジタル庁設置法」を含む「デジタル改革関連6法案¹⁶」が成立しました。

令和3年6月には、「デジタル社会形成基本法」の施行を見据え、国が目指すデジタル社会と推進体制や、デジタル社会の形成に向けた基本的施策を定める、同法第37条第1項に規定する「重点計画」として、さらに「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の改訂版として「デジタル社会の形成に関する重点計画」が策定されました。

その後、令和3年12月、令和4年6月と改定を重ね、デジタル社会の実現に向けた取組の全体像について、司令塔であるデジタル庁のみならず、各省庁の取組も含め、工程表などスケジュールと併せて、明らかにしています。

また、同計画では地方公共団体における、処理件数が多い手続や市民のライフイベントに際し、多数存在する手続について、ワンストップを含めたオンライン化の推進

¹⁶ デジタル改革関連6法案：

- ・ デジタル社会形成基本法
- ・ デジタル庁設置法
- ・ デジタル社会の形成を図るための関係法案の整備に関する法律
- ・ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
- ・ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律
- ・ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

により市民の利便性の向上や効率化効果が高いと考えられる手続を、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」として定めており、取手市は全 59 手続中、49 手続が対象となっています。

図表 65 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続

a) 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続（取手市対象 13手続）					
No	手続名	市対象	No	手続名	市対象
1)	図書館の図書貸出予約等	○	13)	駐車許可の申請	
2)	文化・スポーツ施設等の利用予約	○	14)	建築確認	○
3)	研修・講習・各種イベント等の申込	○	15)	粗大ごみ収集の申込	○
4)	地方税申告手続(eTAX)	○	16)	産業廃棄物の処理、運搬の実績報告	
5)	自動車税環境性能割の申告納付		17)	犬の登録申請、死亡届	○
6)	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告		18)	感染症調査報告	
7)	自動車税住所変更届		19)	職員採用試験申込	○
8)	水道使用開始届等		20)	入札参加資格審査申請等	○
9)	港湾関係手続		21)	入札	○
10)	道路占用許可申請等	○	22)	衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求	○
11)	道路使用許可の申請		23)	消防法令における申請・届出等	○
12)	自動車の保管場所証明の申請				

b) 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続（取手市対象 36手続）					
ア. 子育て関係			イ. 介護関係		
No	手続名	市対象	No	手続名	市対象
1)	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	○	1)	要介護・要支援認定の申請	○
2)	児童手当等の額の改定の請求及び届出	○	2)	要介護・要支援更新認定の申請	○
3)	氏名変更/住所変更等の届出	○	3)	要介護・要支援状態区分変更認定の申請	○
4)	受給事由消滅の届出	○	4)	居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出	○
5)	未支払の児童手当等の請求	○	5)	介護保険負担割合証の再交付申請	○
6)	児童手当等に係る寄附の届出	○	6)	被保険者証の再交付申請	○
7)	児童手当に係る寄附変更等の届出	○	7)	高額介護（予防）サービス費の支給申請	○
8)	受給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の届出	○	8)	介護保険負担限度額認定申請	○
9)	受給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の変更等の届出	○	9)	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請	○
10)	児童手当等の現況届	○	10)	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請	○
11)	支給認定の申請	○	11)	住所移転後の要介護・要支援認定申請	○
12)	保育施設等の利用申込	○			
13)	保育施設等の現況届	○			
14)	児童扶養手当の現況届の事前送信	○			
15)	妊娠の届出	○			
ウ. 被災者支援関係			エ. 転出・転入手続関係		
No	手続名	市対象	No	手続名	市対象
1)	罹(り)災証明書の発行申請	○	1)	転出届	○
2)	応急仮設住宅の入居申請	○	2)	転入予約	○
3)	応急修理の実施申請	○			
4)	障害物除去の実施申請	○			
5)	災害弔慰金の支給申請	○			
6)	災害障害見舞金の支給申請	○			
7)	災害援護資金の貸付申請	○			
8)	被災者生活再建支援金の支給申請	○			

（出典）デジタル庁：「デジタル社会の形成に関する重点計画」

別紙「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」より作表

ケ 自治体 DX 推進計画

令和 2 年 12 月に、総務省が自治体 DX の推進に向け、「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項や国の支援策等を取りまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（以下「自治体 DX 推進計画」といいます。）を策定しました。

その後、令和 4 年 9 月には、策定以降国の最新動向や、自治体のデジタル人材確保のための方向性等を反映し、第 2.0 版が策定されました。

図表 66 自治体 DX 推進計画の重点取組事項等

重点取組事項	(1) 自治体の情報システムの標準化・共通化
	(2) マイナンバーカードの普及促進
	(3) 自治体の行政手続のオンライン化
	(4) 自治体の AI・RPA の利用推進
	(5) テレワークの推進
	(6) セキュリティ対策の徹底
自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組	(1) デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
	(2) デジタルデバイド対策
	(3) デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し
各団体において必要に応じ実施を検討する取組	(1) BPR の取組の徹底
	(2) オープンデータの推進・官民データ活用の推進

(出典) 総務省：「自治体 DX 推進計画【第 2.0 版】」より作表

コ デジタル田園都市国家構想基本方針

令和 4 年 6 月に、デジタル技術の利活用について地域間格差が残されている実情と、地方における少子高齢化や過疎化による、東京圏との経済的・社会的格差が生じている現状を踏まえ、「集中から分散へ」という考え方の下、デジタル技術を活用によって「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を実現し、地方から全国へとポトムアップの成長を推進することを目指す構想を掲げ、「デジタル田園都市国家構想基本方針」が策定されました。

【構想実現に向けた取組方針】

- ① デジタルの力を活用した地方の社会課題解決
- ② デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備
- ③ デジタル人材の育成・確保
- ④ 誰一人取り残されないための取組

3 茨城県のICT政策動向

茨城県では、令和4年度に「活力があり、県民が日本一幸せな県」を目指し「第2次茨城県総合計画」を策定しました。

この指針は、計画年度を令和4年度から令和8年度の4年間とし、平成30年度に策定した前計画の成果に加え、ポストコロナやデジタル社会の到来を見据えた取組など、茨城県を取り巻く大きな環境の変化に対応した施策展開を図ることとしています。

また、この総合計画は、オープンデータの推進や情報格差の解消、住民サービス向上のための行政手続のデジタル化の推進をはじめ、様々な分野においてICTを活用した施策を盛り込み、「官民データ活用推進基本法」第9条に基づく茨城県の都道府県官民データ活用推進基本計画としても位置付けています。

図表 67 茨城県官民データ活用推進基本計画の施策の基本方針

「手続における情報通信の技術の利用等に係る取組」(オンライン化原則)について

デジタル技術を活用し、県民の利便性や業務効率化などによる行政サービスの更なる向上を図るため、市町村の行政手続のオンライン化や基幹システムの標準化を推進します。

県民がDXの恩恵を実感できるよう、県民目線でデジタル技術を活用した県庁の業務改革を進め、県民サービスの充実を図ります。(主な推進方策：行政手続のオンライン化・簡素化の推進)

「官民データの容易な利用等に係る取組」(オープンデータの推進)について

民間企業等による多様なサービスを創出するため、庁内で保有するデータのオープンデータ化やデータへの提案・要望による改善を推進し、オープンデータの充実と利活用に取り組みます。

「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」について

県民がDXの恩恵を実感できるよう、県民目線でデジタル技術を活用した県庁の業務改革を進め、県民サービスの充実を図ります。【再掲】(主な推進方策：マイナンバーカードの普及及び利活用の推進)

「利用の機会等の格差の是正に係る取組」(デジタルデバイド対策等)について

外国人観光客が快適に滞在できるよう、観光施設や都市公園における多言語表記やWi-Fi環境等の整備促進、ガイドの人材育成など、受入環境の向上に取り組みます。

誰もがホームページやウェブサービスを利用できるよう、県が提供するウェブサイトのアクセシビリティの確保などにより、デジタルデバイドの解消に取り組みます。

「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」(標準化、デジタル化、システム改革、BPR)について

デジタル技術を活用し、県民の利便性や業務効率化などによる行政サービスの更なる向上を図るため、市町村の行政手続のオンライン化や基幹システムの標準化を推進します。【再掲】

民間等のノウハウを積極的に活用し、県庁業務の更なる効率化を図るため、これまで以上にデジタル技術を活用した業務改革を進めるとともに、独自にシステムを保有しないなど費用対効果に優れた業務システムの利用を推進します。（主な推進方策：AI・RPA等のデジタル技術の積極的な活用、業務のデジタル化の推進、行政情報システム全体最適化の推進）

セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保について

不正アクセスや標的型攻撃などのサイバー攻撃の高度化や、テレワーク等の執務環境の変化に対応した情報セキュリティ対策の強化を推進します。

（出典）茨城県：ウェブサイト「茨城県官民データ活用推進計画について」より抜粋

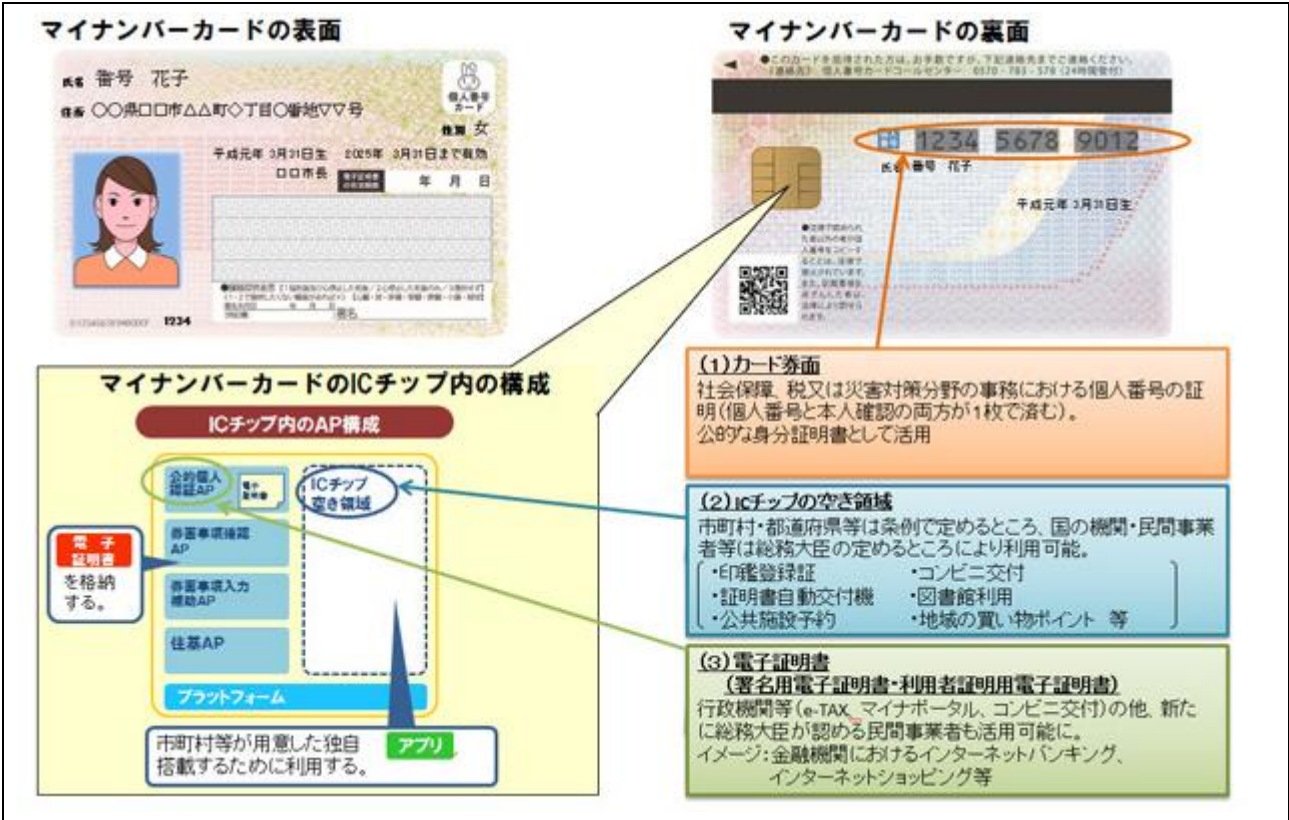
4 技術的な動向

(1) マイナンバーカードの普及及び利用の推進

マイナンバーカードの IC チップには、電子証明書などの利用機能を搭載しており、民間事業者を含め様々なサービスに活用することができることから、マイナンバーカードの普及・利用は安全・安心で利便性の高いデジタル社会を実現するためのパスポートとも言えます。

これまでに取手市においてもマイナンバーカードの電子証明書で本人確認を行うことで、コンビニエンスストアで住民票の写しや印鑑登録証明書等を取得できるサービス(コンビニ交付)を展開していますが、国では今後も様々な局面での利用ができるよう各施策を進めていくこととしています。

図表 68 マイナンバーカードの機能



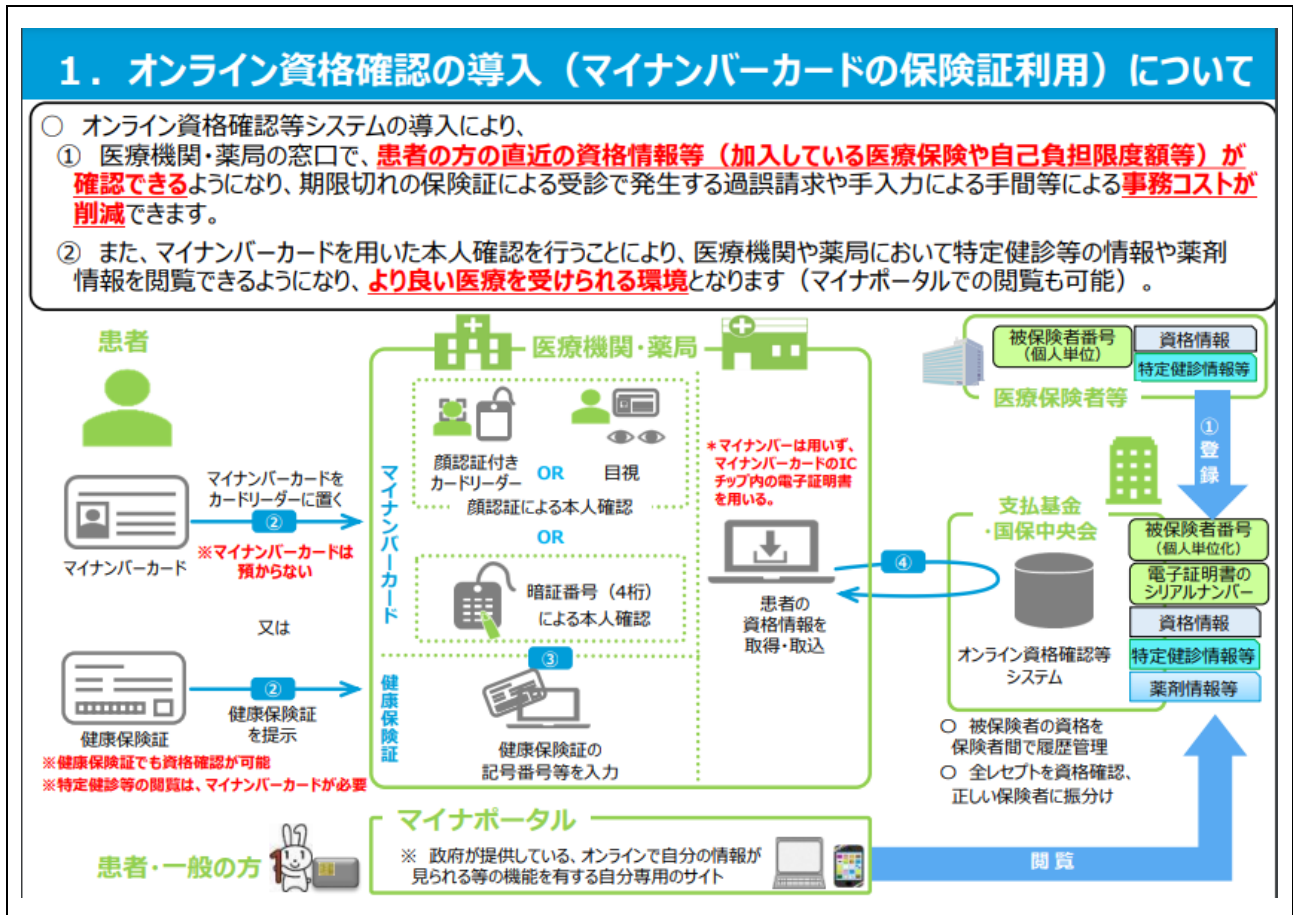
(出典) 総務省：ウェブサイト「マイナンバーカードの3つの利用箇所について」

【今後のマイナンバーカード普及・利用に関する施策】

ア マイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進

令和3年10月から、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図るため、マイナンバーカードの保険証利用の本格運用が始まりました。令和4年度末までに概ね全ての医療機関等で健康保険証としての利用ができることを目指し、医療機関等での環境整備を推進することとしています。

図表 69 マイナンバーカードを用いた保険証利用のシステム概要



(出典) 厚生労働省：「オンライン資格確認等システムの導入に関する医療機関・薬局システムベンダ向け説明会」

イ マイナンバーカードと運転免許証との一体化の実現

令和6年度末にマイナンバーカードとの一体化を開始を目指し、警察庁及び都道府県警察の運転免許の管理等を行うシステムを令和6年度末までに警察庁が整備する共通基盤（警察共通基盤）上に集約する計画としています。

ウ マイナンバーカードと在留カードとの一体化の実現

令和7年度からマイナンバーカードとの一体化を目指すこととし、マイナンバーカードと在留カードの一体化について中長期在留外国人がより高い利便性を得られるものとするための検討を更に深め、関係府省庁において法令等の整備及びシステム改修を計画しています。

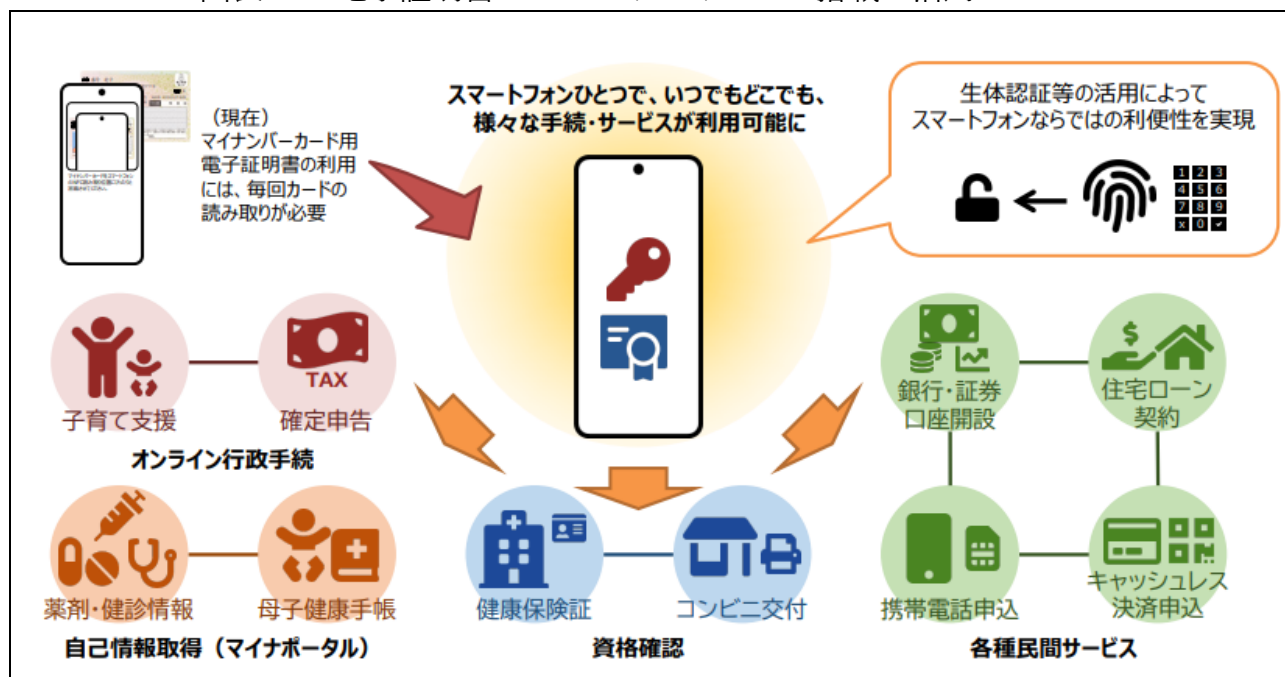
エ マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載の実現

公的個人認証サービスの電子証明書の機能をスマートフォンに搭載することによって、スマートフォンひとつで、いつでもどこでもオンライン行政手続等を行うことができる環境の構築を目指すとしています。合わせて、利便性向上等を通じて公的個人認証サービスのユースケースの拡大を促進し、安心・安全な本人確認等の手段として日常の様々なシーンで同サービスが利用される社会の実現を目指すとしています。

令和5年度中に Android スマートフォンへの搭載実現を目指すとともに、iPhone (iOS) についても早期実現を計画しています。

さらに、優れた UI・UX を実現するため、電子証明書の機能だけでなく、券面入力補助機能など、マイナンバーカードの持つほかの機能についても、スマートフォンへの搭載方法を検討することとしています。

図表 70 電子証明書のスマートフォンへの搭載と活用イメージ



(出典) 総務省：「マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載等に関する検討会」

オ マイナンバーカードの国外継続利用の実現

令和6年度中の国外継続利用の開始に向け、在外公館でのマイナンバーカードの交付等の検討を進めることとしています。

カ マイナンバーカードの電子証明書の円滑な発行・更新等

「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づき、郵便局におけるマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新や、暗証番号の初期化・再設定手続を実施するなど、電子証明書の発行・更新等の円滑な実施を図ることとしています。

(2) マイナポータル

マイナポータルは、平成 29 年 11 月から本格運用が開始され、子育てや介護等の行政手続の検索（ぴったりサービス）、オンラインでの申請等、ワンストップのサービスを提供しています。また、行政機関等が保有する自身の情報を確認することや、行政機関等からのお知らせ内容を確認することもできるサービスです。

今後の目指す姿として、利用者である国民や地方公共団体の意見を聴きながら、UI・UX を徹底して見直すことにより、国民の利便性の向上を図るとしています。

【今後のマイナポータルに関する施策】

ア マイナポータルの UI・UX の継続的な点検・改善

対話型 UI の拡充や自動入力機能の実現、マイナポータルで閲覧できる情報の拡充など、UI・UX の継続的な改善を実施することとしています。さらに、パソコン、スマートフォン双方とも特性に応じた UI を実現を目指しています。

イ 診療情報・電子処方箋情報の閲覧機能の実現

レセプトから抽出した診療情報及び電子処方箋情報をマイナポータルで閲覧・取得できるようにするとしています。また、API¹⁷を提供することにより民間事業者における活用も可能とするとしています。

ウ マイナポータルから連携できる控除証明書等の順次拡大

年末調整手続・確定申告手続に必要な控除証明書等をマイナポータルから連携することを目指します。まず、令和 4 年分の社会保険料控除証明書（国民年金保険料負担額）及び公的年金等の源泉徴収票を始めとし、順次拡充することを計画しています。

エ 旅券（パスポート）のオンライン申請の実装

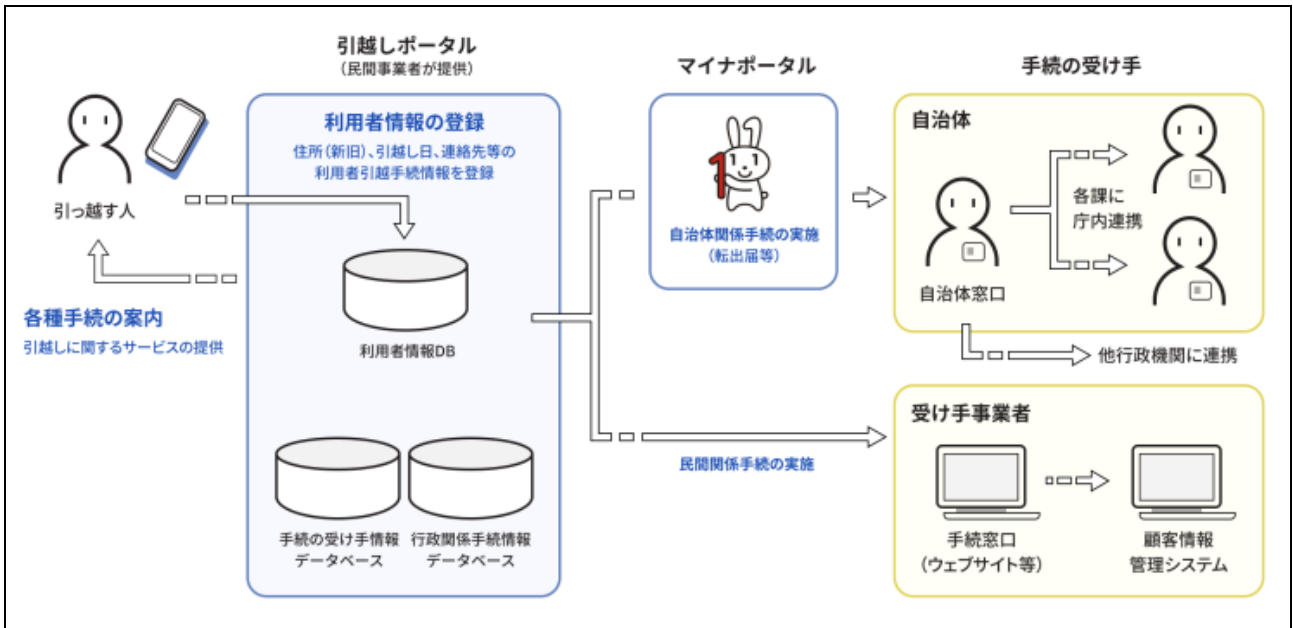
旅券（パスポート）の申請について、IC 旅券読取機能や顔写真撮影機能などを実装し、マイナポータルからのオンライン申請を実現するとしています。

オ 引越しワンストップサービスを始めとした行政手続のオンライン化

引越しワンストップサービスに対応して、マイナポータルの機能を改修し、オンラインによる転出届・転入予約を推進するとしています。

¹⁷ API：Application Programming Interface の略で、プログラムやサービスが外部と情報をやり取りするための仕組みのこと。

図表 71 引越しワンストップサービスの概要



(出典) デジタル庁：ウェブサイト「引越しワンストップサービス」

また、令和4年度末を目指して、原則、全ての地方自治体で、「自治体 DX 推進計画」において「特に国民の利便性の向上に資する行政手続」として定めた、子育て関係や介護関係等の合計 31 手続について、原則、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にするとしています。これより、市町村では、子育て関係と介護関係の合計 26 手続について、原則、令和4年度までにオンライン化対応が求められます。

図表 72 地方公共団体におけるオンライン化対象手続一覧

子育て関係 (15手続) ※市区町村対象手続		介護関係 (11手続) ※市区町村対象手続		被災者支援関係 (1手続) ※市区町村対象手続		自動車保有関係 (4手続) ※都道府県対象手続	
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	保育施設等の利用申込	要介護・要支援認定の申請	高額介護(予防)サービス費の支給申請	被災者支援関係 (1手続) ※市区町村対象手続		自動車保有関係 (4手続) ※都道府県対象手続	
児童手当等の額の改定の請求及び届出	保育施設等の現況届	要介護・要支援更新認定の申請	介護保険負担限度額認定申請	被災証明書の発行申請		自動車保有関係 (4手続) ※都道府県対象手続	
氏名変更/住所変更等の届出	児童扶養手当の現況届の事前送信	要介護・要支援状態区分変更認定の申請	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請			自動車保有関係 (4手続) ※都道府県対象手続	
受給事由消滅の届出	妊娠の届出	居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請			自動車保有関係 (4手続) ※都道府県対象手続	
未支払の児童手当等の請求		介護保険負担割合合証の再交付申請	住所移転後の要介護・要支援認定申請			自動車保有関係 (4手続) ※都道府県対象手続	
児童手当等に係る寄附の申出		被保険者証の再交付申請				自動車保有関係 (4手続) ※都道府県対象手続	
児童手当等に係る寄附変更等の申出						自動車保有関係 (4手続) ※都道府県対象手続	
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出						自動車保有関係 (4手続) ※都道府県対象手続	
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出						自動車保有関係 (4手続) ※都道府県対象手続	
児童手当等の現況届						自動車保有関係 (4手続) ※都道府県対象手続	
支給認定の申請						自動車保有関係 (4手続) ※都道府県対象手続	

(出典) 総務省：「自治体 DX 推進計画【第 2.0 版】」

カ データヘルス改革の推進等

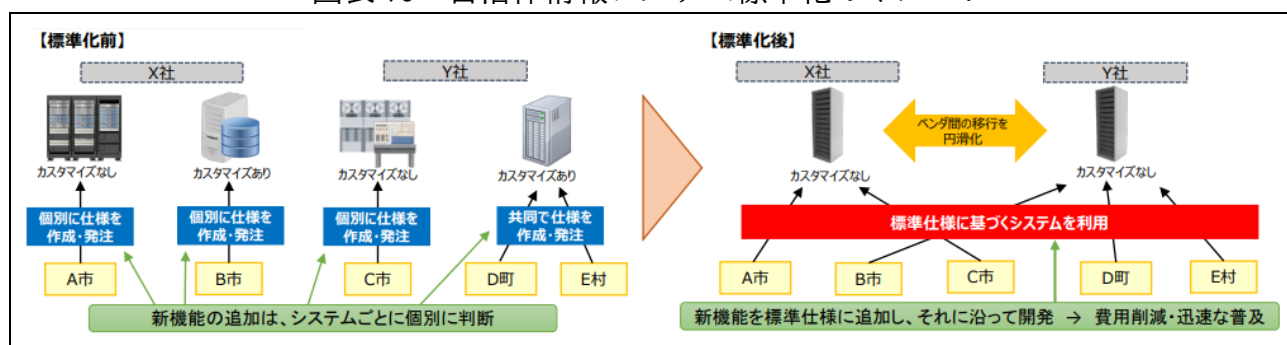
マイナポータルを活用した自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みについて、健診・検診情報、レセプト・処方箋情報については自治体検診（令和4年度早期～）、学校健診（令和4年度以降早期～）、事業主健診（40歳未満）（令和5年度～）、電子処方箋情報（令和5年1月頃～）、手術等の医療情報（令和4年夏～）等に対象となる情報を拡大するため、必要な法制上の対応やシステム改修を行うとしています。

(3) 自治体情報システムの標準化

行政サービスの多くを提供する地方自治体において、行政サービスを支える基幹業務システムは、これまで地方自治の考えの元、地方自治体が個別に開発しカスタマイズをしてきた結果、維持管理や制度改正時のシステム改修等の負担が増大していることや、情報システムの仕様が多様であるにより新しい住民サービスを迅速に全国に普及させることに支障をきたしているといった課題があります。

このような状況を踏まえ、国は令和3年9月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を施行し、地方自治体に対し、標準化基準に適合する基幹業務システム（標準準拠システム）の利用を義務付け、これについてガバメントクラウド¹⁸を利用することを努力義務とする取組（自治体情報システムの標準化）を推進しています。

図表 73 自治体情報システム標準化のイメージ



(出典) 総務省：「自治体情報システムの標準化について」

また、標準化対象となる業務として、住民基本台帳、国民健康保険、児童手当といった基幹系 20 業務が定められ、原則全ての地方自治体は令和7年度までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへの移行できるよう取り組んでいくことが求められています。

図表 74 標準準拠システム一覧

児童手当	子ども・子育て支援	住民基本台帳	選挙人名簿管理	固定資産税
個人住民税	法人住民税	軽自動車税	就学	健康管理
児童扶養手当	生活保護	介護保険	障害者福祉	国民健康保険
後期高齢者医療	国民年金	印鑑登録	戸籍	戸籍の附票

(出典) デジタル庁：「地方公共団体情報システム標準化基本方針」より作表

¹⁸ ガバメントクラウド：国や地方自治体の各情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供するクラウドサービス利用環境のこと。

5 取手市のこれまでの情報化への取組

ア 施策等の経過

国が平成13年1月に「e-Japan計画」を策定して電子政府構想を打ち出したことにより県や国との情報交換が電子化されることが予想されたことから、市は平成13年度に「取手市IT推進計画」を策定、行政の電子化に主眼を置き事務用パソコンの導入を進めました。

さらに、市は、地域に目を向けたインターネットを活用した情報提供、市内の公共機関を結ぶ地域イントラネット等の情報基盤づくり、情報リテラシーの向上、ITの活用能力の向上を位置づけた第一次地域情報化計画を平成16年に策定し、情報化を推進してきました。

その後、第二次から第四次と計画の改訂を続け、暮らしに役立つサービス、協働の推進、IT活用能力の育成、情報のセキュリティ等を計画に位置づけて情報施策を展開するとともに、LGWANや住民基本台帳ネットワーク構築等の国・県が進める事業に対応してきました。また、県と県内市町村が共同で整備・運営するIBBN（いばらきブロードバンドネットワーク）やスポーツ施設予約システム構築事業にも参加し、これらの利活用を進めてきました。

一方で、前計画策定時において想定されていなかった、「GIGAスクール構想¹⁹」や、テレワーク環境の整備を始めとするICTを活用した新型コロナウイルス感染症への対応等も確実に実施してきました。

図表 75 年度別の主な取組

年度	施策
平成11年度	・市ホームページ開設
平成12年度	・情報公開条例、個人情報保護条例施行
平成13年度	・「取手市IT推進計画」策定
	・市民を対象としたIT講習会の実施
	・ITワーキングチーム発足
平成14年度	・住民基本台帳ネットワークシステムの基本部分稼働
	・戸籍システム運用開始
	・庁内情報システム（イントラネット）運用開始
平成15年度	・「第一次取手市地域情報化計画」策定
	・地域公共ネットワーク構築 （公民館、小中学校、保育所等43カ所を光ファイバーケーブルで接続）
	・住民基本台帳ネットワークシステム本格稼働 （住民票の広域交付、住基カードの交付等が開始）
	・総合行政ネットワーク（LGWAN）運用開始
	・スポーツ施設予約システム運用開始
平成16年度	・いばらき電子申請・届出サービス運用開始

¹⁹ GIGAスクール構想：児童・生徒向けの1人1台の端末と、高速大容量通信ネットワークを一体的に整備し、新しい学びの形を実現するための取組。

	<ul style="list-style-type: none"> ・合併に向けたシステム統合作業 ・市ホームページリニューアル
平成 17 年度	・旧藤代地域小中学校と出先機関への光ファイバ網整備
	・市立小中学校に校内 LAN を整備
	・いきいきネット運用開始
	・学校間イントラネット運用開始
	・キオスク端末設置
平成 18 年度	・市民団体向け、いきいきネット操作講習会開催
平成 19 年度	・県域統合型 GIS の導入検討
	・取手市観光協会のホームページ運用を開始
平成 20 年度	・「第二次取手市地域情報化計画」策定
	・県域統合型 GIS の導入
平成 21 年度	・「公文書の電子化」推進にあたりボーリングデータを電子化
	・市議会実況映像の配信を開始
	・校務システムを導入、グループウェアを活用
平成 22 年度	・インターネットを活用した公金クレジット収納開始（軽自税）
	・取手市メールマガジン配信開始
平成 23 年度	・市ホームページリニューアル
	・いきいきネットリニューアル（ASP）
	・ツイッター導入
平成 25 年度	・「第三次取手市地域情報化計画」策定
平成 26 年度	・本庁情報系 LAN 無線化
	・いばらき電子申請・届出サービスリニューアル
平成 27 年度	・情報系サーバ更改
	・市ホームページリニューアル
	・バスロケーションシステム導入
平成 28 年度	・教育系ネットワークを既存ネットワークより分離
	・自治体情報システム強靱性向上モデル対応
	・諸証明のコンビニ交付開始
平成 29 年度	・マイナンバー情報連携
	・マイナポータル、子育てワンストップサービス運用開始
平成 30 年度	・「第四次取手市情報化計画」策定
令和元年度	・被災者生活再建支援システム導入
令和 2 年度	・保育所無線化及び保育支援システム導入
	・280MHz 同報無線システム導入
	・情報系サーバ更改
	・キオスク端末サービス終了
	・LINE 導入
	・市公式ウェブサイトの CMS サーバクラウド化
	・RPA 及び AI-OCR 実証実験
令和 3 年度	・GIGA スクール構想に基づくタブレット端末、校内無線 LAN 環境の整備
	・在宅型テレワークシステム導入

	・消防本部、藤代庁舎、分庁舎 LGWAN 接続系・インターネット接続系無線化
	・RPA 及び AI-OCR 本格導入
令和4年度	・議会会議録視覚化システム試行導入

イ 前計画の実施状況

第四次取手市情報化計画については、基本理念に基づき4つの基本目標、9の重点施策、52の個別施策を設定しました。

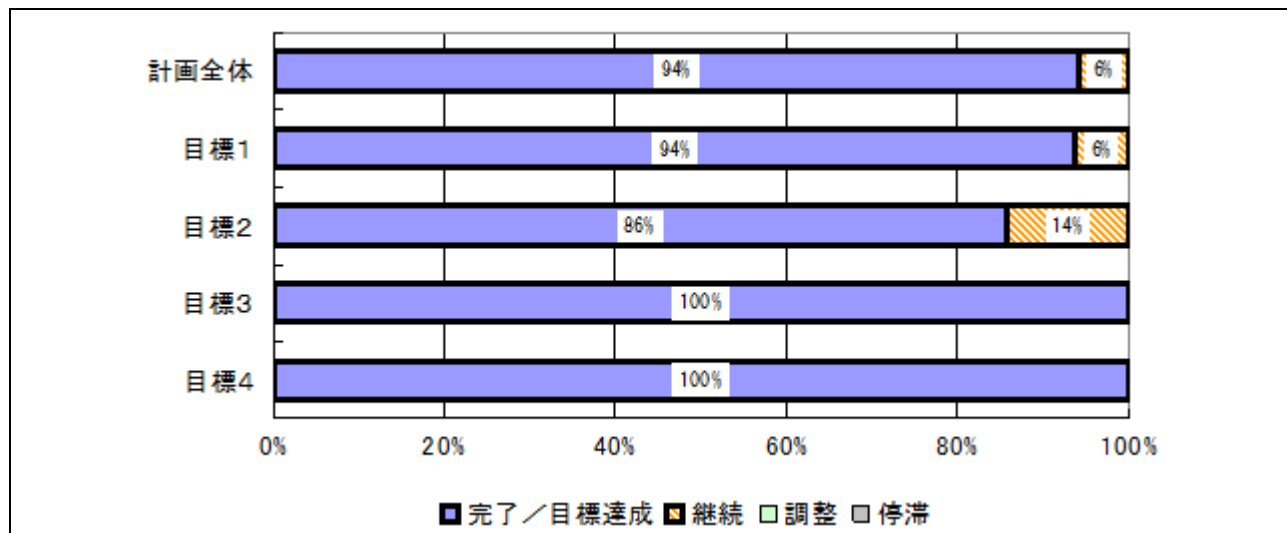
令和4年度末時点で、事業の「完了／目標達成」が49施策(94%)、事業の「継続」が3施策(6%)、このほか、「調整」と「停滞」はありませんでした。

第四次取手市情報化計画では、4つの基本目標を設定しました。

- 目標1
『便利でわかりやすい電子行政サービスの推進』
- 目標2
『ICTを活用した暮らしやすい社会の推進』
- 目標3
『ICTを活用した効果的・効率的な市政の推進』
- 目標4
『信頼度の高い安全で安心な情報化の推進』

この4つ基本目標別に「完了／目標達成」又は「継続」の割合をみると、目標1では94%、目標2が86%となりました。

図表 76 第四次取手市情報化計画の総合評価状況



ウ 前計画の評価

第四次取手市情報化計画の期間中は、社会情勢の変化、高度な ICT の進歩を背景に、行政サービスにおいて ICT を利活用する機会が広がりました。

こうした状況下、本市においても行政サービスのあるべき未来像を見据え 4 つの基本目標を骨子とした施策を実施してきました。

第四次取手市情報化計画では、全 52 施策中、「完了／目標達成」又は「継続」の施策は 52 施策と 100% の達成状況となりました。

以上から、本市が計画した施策は達成されたと判断できます。なお、市議会では、従来 of 議会運営の ICT 化に加えて、採決表示システムを組み入れたタブレット端末の導入や効果的なデータ活用等により、効率的な議会運営基盤を構築し、議案採決のオンライン化やウェブ会議による市民とのオンライン意見交換会の開催、市公式ウェブサイトや SNS での議会情報等の情報発信、本会議や委員会のライブ発信といった取組を議員と議会事務局が一体となって進めてきた結果、民間による議会改革度調査において令和 3 年と令和 4 年調査で全国総合 1 位となる評価を得たところです。

また、計画策定時において想定されていなかった、「GIGA スクール構想」や、テレワーク環境の整備を始めとする ICT を活用した新型コロナウイルス感染症への対応等も確実に実施してきたことから、社会情勢の変化にも柔軟に対応してきました。

急激に加速、かつ高度化していく情報化社会において、今後も ICT がさらに個人の生活に深く浸透していくことが想定される中、本市の情報発信については、市ホームページでのわかりやすい情報発信だけでなく、多様なメディアを活用していく手法が求められると考えられます。

情報発信の必要性が高まる一方で、情報セキュリティの脅威が増していることから、本市で取り扱う情報には市民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報等があることを踏まえて、確実にこれらを保護していくためにも、次期計画でも引き続き情報セキュリティ対策を適切に実施していくことが必要です。

【利用者のニーズから】

▶ 光ファイバ網は全国的に整備が進み、茨城県における整備率は 100%に達しています。また、固定系及び移動系ブロードバンドの契約数と通信トラヒックも依然上昇傾向にあり社会全体での情報通信の利活用が進む中、近年では新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、リモートワークやウェブ会議の普及を背景に、通信トラヒックは爆発的に増加しています。そのような中、個人におけるインターネット利用率は 82.9%と高水準にあります。さらに、自宅からの回線種別についても、「ブロードバンド回線」を利用している世帯の割合が 97.4%と高速通信環境が整っている状況に加え、保有している情報通信機器のうち、世帯の 88.6%がスマートフォンを保有していることから、場所を問わずインターネットにアクセスできる環境が整いつつあります。

こうした状況の中、利用者のインターネットの利用内容は、「SNS」「電子メールの送受信」、のほか、「情報検索」「ホームページの閲覧」等が中心となっており、また、オンラインでの商品やサービス等の購入のためのツールとして活用も進んでいます。これらから、インターネットは、コミュニケーションツール、情報収集のツール、商取引のツールとして日々の生活に浸透していることが伺えます。

▶ 市公式ウェブサイトへのアクセス状況は、新型コロナウイルス感染症関連が多くを占め、ワクチン予防接種や予防対策、感染者状況等の日々発信される情報を積極的に収集している状況が伺えます。インターネットによる情報発信は紙媒体と比べて、即時性・拡散性の高さや紙面スペースに囚われない情報量が掲載できることを始め、視覚障害者に対しても音声ブラウザで情報を届けることができるといったメリットがある一方で、意図しない表現や誤った情報を掲載してしまうと拡散性の高さ故に混乱をきたしてしまうリスクがあります。このようなメリット・デメリットを認識した上で、今後もメールマガジンやTwitter、LINE、Facebook といった他の情報発信ツールも活用しながら、適切なタイミングでより多くの方に情報を届けていくことが求められます。

▶ インターネットの接続機器としては、近年ではスマートフォンが最も保有率が高く（88.6%）、今後もさらなる普及が見込まれます。また、これまで中心だったパソコンについても依然として高い保有率を示しており（69.8%）、従来の固定型端末と携帯型端末の両方を意識し、アクセシビリティを確保した上での情報の提供が求められます。

▶ 一方で、インターネットの利用に不安を感じている利用者も少なくなく、情報化を進めるに際しては、「個人情報の漏えいやプライバシーの保護」等セキュリティに細心の注意を払うことが必要となります。特にインターネットは使い方によってはいやがらせ、いじめ、犯罪等の温床ともなりうることから、安全なインターネットの使い方も十分に理解する必要があります。

また、市域内での通信環境の地域差は解消されていますが、高齢者における情報通信機器の保有率とインターネット利用率の低さから、高齢者においては、情報格差への懸念が大きいことも読取ることができます。

今後、情報化を推進するにあたっては、ネットワークのセキュリティ等に関する市民及

び市職員のリテラシー向上や、情報格差の是正に関する取組を通じて、市民の不安を解消していくとともに、誰一人取り残されず、社会のデジタル化の恩恵を享受できる環境づくりが求められています。

【国県の方針から】

▶ 国は、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げており、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることに繋がるとし、県も同様の方向性を示しています。

この「目指す社会の姿」を実現するため、デジタル社会形成基本法で規定する「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、官民のデジタル化や規制改革等に関する各施策が示されている中で、地方自治体の役割として、マイナンバーカードの普及・推進やマイナポータルを軸とした各ワンストップサービスの推進といった行政サービスの利便性向上、防災業務のデジタル化の推進、自治体情報システムの標準化等の地方情報システムの刷新といった取組が求められています。

▶ また、「デジタル田園都市国家基本構想」では、人口減少や過疎化、産業空洞化といった地方が抱える社会課題について、デジタルを活用することにより解消し地域活性化を図っていくものとしています。本市においても、これら地方の現状と整合していることから、デジタル実装を通じて、本市の個性を生かしながら高度で魅力あふれるまちづくりを進めていくことが求められます。なお、地方のデジタル実装について国ではデジタル田園都市国家構想交付金等の財政措置や地域経済に関するデータ提供といった支援措置を行っていくとしており、これらを最大限に活用し効率的に取組んでいくことが有効です。

▶ 市の情報化政策を検討するにあたっては、これら様々な施策との整合性を十分に考慮する必要があります。

【市の課題から】

▶ 官民で AI・RPA を活用した業務のデジタル化が進められています。官公庁においては、国県が先行して導入が進む中で、本市においても、令和3年度から AI 及び RPA の本格導入、運用が始まっています。

AI・RPA は効果的に活用することにより高い業務の効率化を図ることが期待できる一方で、多くの自治体が AI・RPA の利活用に適した業務の選定や操作方法の難解さ等に苦慮していることが調査から伺えます。本市においても、最大限に活用できるようにするため、DX・デジタル化推進に関する研修を通じたデジタル人材の育成が必要です。

▶ また、テレワークについても、新型コロナウイルス感染症の流行を契機として官民で導入が進んでいます。企業ではテレワークの効果について 74.3%と高く評価しており、自治体においても、職員の移動時間の短縮や生産性の向上といった効果が挙げられている一方で、自治体のセキュリティポリシー上の制限により、マイナンバー事務が実施できないことや、窓口や現場業務がテレワークなじまない等といった理由から、自治体での稼働率は

30%未満が多数を占めている状況です。本市においては、令和3年度に臨時サテライトオフィスの整備や在宅型テレワークシステムの構築、試行運用を行っているところですが、今後も、引き続きテレワークに効果的な業務の選定やテレワーク先進市の事例研究等を通じて、本格運用に向けて課題を整理していく必要があります。

▶ 本市は少子高齢化・人口減少が進行しており、行政運営を担う職員の増加が今後も見込めない中で日々様々な課題が生まれ、対応が求められています。そのような中、今後の行政運営には、前述の AI や RPA といったデジタル技術の活用による一層の行政の効率化と、様々な情報ツールを活用した魅力的な情報かつ継続的な発信が求められています。また、実施にあたっては、技術的進展が急速に進むデジタル技術の動向を的確に捉え、業務の DX 化や多様なメディアによる情報発信等を検討する必要があります。

▶ 国ではデジタル社会の実現に向けたマイナンバーカードの普及について、保険証や運転免許証等の一体化や、様々なワンストップサービスを始めとしたオンライン手続等に活用していくことを背景に、全ての国民が保持できることを目指しています。しかし、令和5年2月末時点での市の普及率は全国平均（63.5%）に届いていないことから、休日交付の実施といった未所有者の様々な生活様式に合わせた交付促進の施策を検討する必要があります。

▶ 令和2年3月に更改した情報系サーバにおいては、平成28年度に自治体情報システム強靱性向上モデル対応したことにより不足していた仮想端末の処理能力の向上や、一層のセキュリティ強化といった対応を行ってきました。今後、次期情報系サーバの更改に当たっては、市が必要とする機能の拡充に加えて、自治体情報システムの標準化を始め国の施策に対応したシステム、ネットワークの変更等に柔軟に対応できるように設計していく必要があります。

▶ 近年より、全国的に標的型攻撃による情報漏えい被害が急増しています。市のセキュリティポリシーを随時点検し、対策を徹底するとともに、各種チェック機能の形骸化を防ぐことが必要です。その上で、事務効率の低下を最低限とするためのバランスをどのようにとるか、さらに検討を進めていく必要があります。また、情報システムを取り扱う職員においても、基礎的なセキュリティ知識から最新のセキュリティ事情の把握といった情報リテラシーの向上や、万が一セキュリティ事故が生じた場合も被害を最小限とするための適切な対応ができるよう訓練等を通じて日頃から備えていくことが必要です。

▶ 多くの行政事務の ICT 化が進む中、災害時等でも重要な業務が継続できるようにするために、災害に強い情報システムの構築を進めていますが、未対応の情報システムについては、クラウド化や冗長化をさらに進めていく必要があります。また、予期せぬ災害時に、情報システムへの被害を最低限に止めるとともに、復旧手順を明らかにし、災害に備えることが必要です。

第3章 情報化推進施策の展開

1 施策見直しの方針

新たな情報化計画の策定にあたっては、情報化を取り巻く環境の変化や、国・県方針との整合性を勘案し、前情報化計画の検証で示した現状と課題を踏まえつつ、情報ツールを活用した活力と魅力に満ちたまちづくりや、行政情報化による市民サービスの向上及び行政経営の効率化、そして、情報システムの安全性の確立等を計画的に進めていくため、市として推進すべき情報化政策の方向性を明らかにし、今後の施策の展開を図る指針とします。

2. 推進にあたっての留意点

ICT を利用できない市民や ICT を自ら利用する意思のない市民もいます。これらの市民が行政サービスを受けられないことがないようにしなければなりません。複数の手段を設けたり、別のサービスで補ったりすることにより、ICT を利用していない市民へ配慮します。

また、情報化を進めるにあたっては、アクセシビリティに配慮します。

さらに、ICT を敬遠している市民に対しては、本市の各種 ICT 関連施策の周知を通じて、ICT のメリットを伝えることにより、利用の拡大に努めます。

3 基本施策の考え方

(1) 総合計画と情報化施策との関連

「第六次取手市総合計画」の基本計画「とりで未来創造プラン2020」では、基本構想における将来都市像である「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」の実現に向けて、本市の状況・課題・時代潮流・まちづくりの基本方針を勘案し、策定後4年間において、特に重点的に実施していく施策の大きな枠組みとなる「テーマ」及び重点施策を設定しています。

そうした中、情報化の推進については、基本構想及び基本計画に掲げるまちづくり実現に向けた効果的なツールとして、個別の施策に位置づけられています。

図表 77 とりで未来創造プラン2020における情報化施策（抜粋）

総論
② 時代の潮流
4 情報通信技術（ICT）の発展・普及
インターネットやスマートフォンなど、情報通信技術が飛躍的に発展・普及したことにより、様々な分野で生活利便性が向上し、誰もが必要な時に必要な情報を容易に得ることが可能となりました。
また、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、「Society5.0（ソサエティ 5.0）」という概念が提唱され、IoT（モノのインタ

ーネット)やAI(人工知能)などの最新テクノロジーを活用することができる便利な社会が到来しています。

自治体においても、住民に対する日常的な行政サービスの提供や災害時の情報提供、教育や福祉分野などの行政サービスを効率的に執行・提供する手段として、IoT や AI、RPA (ロボティック・プロセス・オートメーション) などの高度な情報通信技術の積極的な活用を進めています。

他方で、急速な高度情報化の進展により、セキュリティの確保や個人情報の保護などへの対応が必要不可欠になっています。

各論

テーマ1：活力の創出

重点施策	概要
戦略1：子育て施策の推進 重点施策1 子育て世代支援策の展開	※行政手続のオンライン化

テーマ2：少子高齢化への対応

重点施策	概要
戦略1：次世代育成の推進 重点施策1 若年層の定住化・子育て世代支援策の展開	※行政手続のオンライン化
重点施策2 学校教育の充実 重点事業 【学力向上推進事業】	※GIGA スクール構想 ⇒基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力をはぐむためにタブレット型パソコンやデジタル教科書の導入・活用による ICT 教育を引き続き推進します。
【いじめ防止対策推進事業】	⇒いじめ防止対策のためのツールの開発や教職員向けの研修など、いじめ防止に向けた施策を行います。
【児童生徒の安全対策事業】	⇒ホームページやメール配信等による不審者等の情報提供を行い、児童生徒の安全を確保します。
【学校図書館－市立図書館連携事業】	⇒学校図書館と市立図書館との連携事業(ほんくる)は、①学校への図書配送網整備、②学校司書の全校配置、③平成29年10月から導入し、市立図書館と連動した学校図書館電算システムの全校配備に伴う独自のウェブサービスの開始により実現しました。これら3つの全てがそろって機能する仕組みは、全国的にも類似例が少なく、子どもたちの読書への関心が高ま

	<p>り、これまで年々減少傾向にあった図書館の利用率の上昇も顕著となり、回復基調に転じています。</p> <p>今後も、この仕組みの維持・発展により子どもの読書活動の推進を図ります。</p>
<p>戦略3：定住の促進 重点施策2 イメージアップ施策の推進 重点事業 【動画による魅力発信事業】</p>	<p>⇒これまで作成した市のPR動画をはじめ、本市の知名度アップやイメージアップのため、動画による魅力発信を引き続き推進します。市の魅力のひとつである施策や事業に関するものから、各種のイベントや出来事などを紹介する動画を制作し、市ホームページやインターネット媒体を中心に継続的な発信に努めていきます。</p>
<p>【市民協働による魅力発信事業】</p>	<p>⇒ソーシャルメディアやシティプロモーションサイトを使った本市の認知度アップを図っていきます。これまでも協力いただいている市民へのさらなる働きかけと同時に、情報発信に積極的な市民の発掘も展開し、本市の魅力発信に熱量をもった市民の拡大に努めていきます。</p>

テーマ3：協働と持続可能な自治体経営

重点施策	概要
<p>戦略1：協働のまちづくり 重点施策2 市民活動支援と協働の推進 重点事業 【市民活動情報サイト運営事業】</p>	<p>⇒市内で行われている市民活動に関する情報を広く紹介・周知し、市民活動がしやすい環境を構築することにより、市民活動の参加促進・活性化を図ります。</p> <p>登録団体の意見を聞きながらサイトのあり方について検討し、登録団体及び閲覧者の増加を図るとともに登録団体へのサポート体制やサイト運営の強化を図ります。</p>
<p>戦略2 健全な行政運営の推進 重点施策1 行政運営の効率化</p>	<p>※マイナンバーカードの普及促進 ※自治体情報システムの標準化 ※AI・RPAの利用推進 ※テレワークの推進</p>
<p>重点施策4 歳入の確保 重点事業 【ふるさと取手応援寄附金の募集・活用事業】</p>	<p>⇒寄附をいただいた方に対し、お礼品として本</p>

	市の特産品等を進呈することにより、市内の産業等を広く PR し、本市産業の振興・活性化を図っています。寄附の件数や実際に活用された事業等については、次年度以降も引き続き「ふるさと取手応援寄附金」へ寄附していただけるよう、「広報とりで」や市ホームページ等で報告します。
--	---

(出典) 取手市：とりで未来創造プラン2020
(※部分は、基本計画策定後に国の諸計画に対応する施策を追記)

(2) 基本目標

第五次取手市情報化計画の策定に当たっては、総合計画で示された情報化施策に加えて国や県のデジタル化指針、社会情勢や技術動向等を勘案し、現状と課題を踏まえた情報化推進の方向性をもとに総合的に検討した結果、4つの目標を設定し、情報化施策に取り組んでいくこととします。

(目標1) デジタル技術の便利さを実感できる行政サービスの推進

(目標2) デジタル技術を活用した効率的な行政運営の推進

(目標3) すべての市民に優しいデジタル化の推進

(目標4) 高度なセキュリティ対策・デジタル人材育成の推進

(3) 情報化推進の方針

(目標1) デジタル技術の便利さを実感できる行政サービスの推進

本市が定めた将来都市像である「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまちとりで」の実現を目指し、これからも市民の期待に応え続けるため、行政サービスの側面から、市民と行政の接点である窓口業務を始めとしたあらゆるサービス提供の手段について、デジタル技術の効果的な活用により支援して行きます。

個人におけるスマートフォンを始めとしたオンライン空間の入口となるデジタル機器の普及率も高まっている中、コロナ禍で求められている新たな生活様式の実践により、今後さらなる社会のデジタル化が加速していくことが見込まれることを踏まえ、本市においてもデジタル手続法におけるオンライン原則に則り、各種申請等のオンライン化を積極的に推進し、市役所に行かなくても、時間と場所を問わずオンラインで行政手続が簡単にできる環境を整備していきます。

なお、オンライン化に当たっては、単なる申請手続をオンライン上で実施できるだけに留まらず、利用者目線で申請画面等のデザインや構成、サービスの流れを意識することで、UI・UXを追求した利便性の高いサービスを提供していくこととし、すべての利用者がデジタル技術の便利さを実感できるような質の高い行政サービスを目指していきます。

また、豊かな教育環境の実現にも、デジタル技術の活用は欠かせないものとなっています。誰もがデジタル技術の恩恵を享受できるよう、GIGAスクール構想を中心とした次世代を担う子どもたちの教育環境の充実や、市民の生涯学習が可能な環境づくり等未来に向けたまちづくりにもデジタル技術を活用していきます。

(目標2) デジタル技術を活用した効率的な行政運営の推進

行政サービスの向上と行政運営経費の節減を実現するためには、デジタル技術は欠かせない手段となっています。定型業務の省力化を進めることにより、経費削減だけでなくより細かな行政対応が可能となるように、業務へのデジタル技術の活用をさらに検討・推進していきます。

本市では、これまで、主要な基幹業務システムについてクラウド化を行い、経費削減を実現してきたところですが、国では地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、地方自治体に対して令和7年度までに原則、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行するよう求めています。こうしたことから、本市でも令和7年度を目標に、対象となる基幹業務システムの円滑な移行を目指し、さらなる経費削減と定型業務の省力化を通じて効率的でスリムな行政運営を図っていきます。

また、今後も限られた職員数で持続可能な行政運営を行っていくためには、AIやRPAといったデジタル技術を効果的に活用して行くことが求められ、事例研究や検証を通じて、対象業務の拡大や効率の最大化を図っていく必要があります。また、テレワークシステムの効果の検証も継続的に行い、新型コロナウイルス感染症対策における業務継続性を確保し安定的な行政サービスの提供が可能となるよう取り組んでいきます。

さらに、市民の多様なニーズに答えていくために当たって、効率的に最大限の効果を図るためには、データに基づく定量的な分析が必要です。市が保有する情報と統計情報をEBPM²⁰ツールにより活用することも視野に入れつつ、これらを効果的に活用しながらデータにより行政運営を支えています。

(目標3) すべての市民に優しいデジタル化の推進

個人のスマートフォンやパソコンの普及率が高まっていることを踏まえ、市公式ウェブサイトやメールマガジン、SNS 等の多様な手段による積極的な情報発信に取り組んでいきます。また、個別事業においてアプリケーションやQRコード等のデジタル技術の活用を図り、簡単で便利なサービスの提供を目指し事業課と連携していきます。

一方で、デジタル技術を活用した暮らしやすいまちづくりの実現には、市民の情報格差の解消や情報リテラシーの向上が欠かせません。デジタル社会形成基本法においても、年齢や障害の有無等による利用の機会や必要な能力に対する格差について、その是正に係る取組が基本理念の一つとして掲げられています。

また、個人におけるインターネット利用率が高まり、多くの方が SNS や電子商取引に触れる機会が増えていくに従い、個人情報やインターネット利用履歴の漏えいといったインターネットを利用する際の不安が多く挙げられている現状を受け止めていく必要があります。

これら格差や不安の解消を支援するにあたっては、ユニバーサルデザインを考慮した行政サービスの設計を行う事やスマートフォン教室の開催による情報通信機器の操作方法について習得機会の創出を行うといった取組を推進していきます。

ただし、デジタル化は目的ではなく手段に過ぎません。デジタル化によって、多様な市民がニーズに合ったサービスを選択でき、市民一人ひとりが取手市での暮らしやすさを実感できる「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めていきます。

(目標4) 高度なセキュリティ対策・デジタル人材育成の推進

情報ネットワークシステムを活用したサービスや電子データによる事務処理の増加により、利便性が飛躍的に向上しました。しかしながら、電子データは、紙媒体と違い、多量な情報を小さな媒体に格納することや、ネットワークを通じて瞬時に送ることができます。

便利になった一方で、不正侵入によるデータの破壊・改ざん・流出といった脅威が増しており、職員の誤操作や記録媒体の紛失・盗難等による情報漏えいの恐れもあります。

情報セキュリティに非常に関心が高まる中、日本年金機構の年金情報流出に端を發した情報漏えい事故への対策等を踏まえ、本市においても平成 28 年度に国が示す「自治体強靱性向上モデル」に準拠した情報ネットワークの抜本的な強化を実施しています。

また、現在、情報システムは、市のあらゆる業務で取り入れられ、利用されています。その結果、業務は情報システムに大きく依存することとなりました。このため情報システ

²⁰ EBPM：Evidence Based Policy Making の略で、証拠に基づく政策立案のこと。

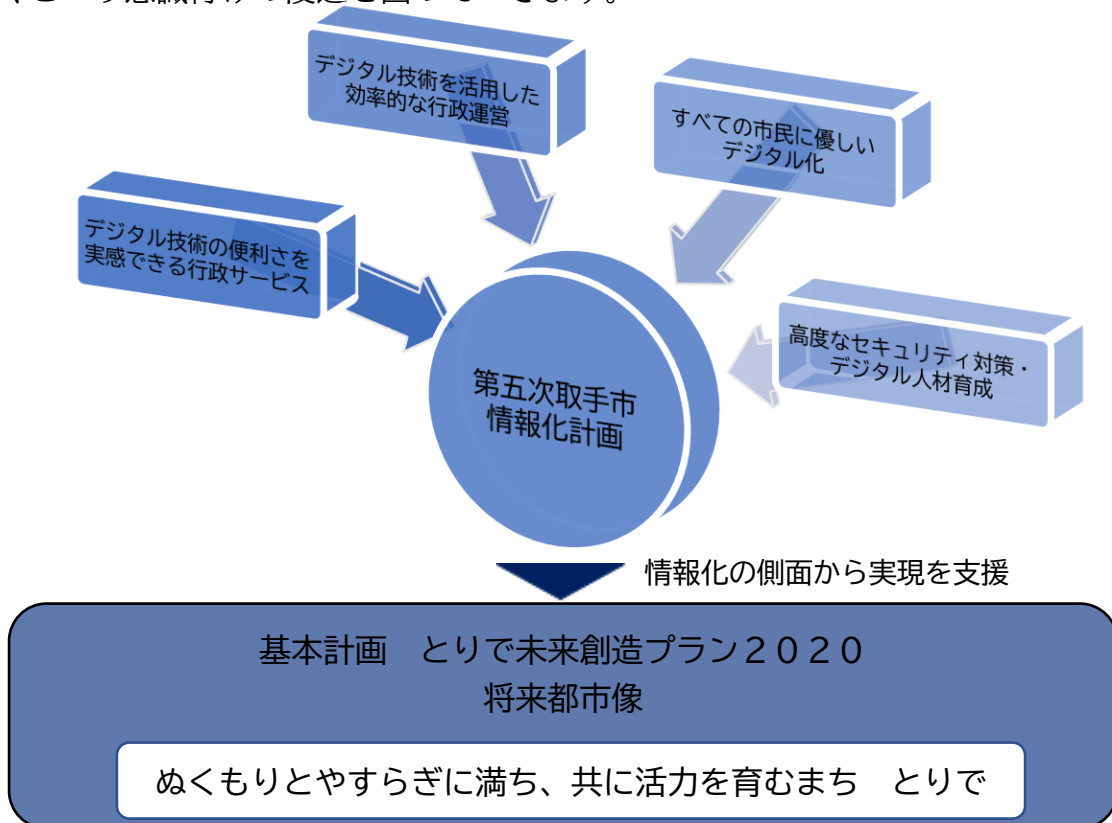
ムが、障害等により予期せず停止した場合の影響は計り知れません。

そのようなことから、情報セキュリティ対策にあたっては、引き続き「自治体情報システム強靱性向上モデル」の完全実施を図るとともに「取手市情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保します。その上で、業務の効率低下を防ぐシステム構成の検討を進めていきます。

また、市が保有する情報資産の保護と管理について、職員が共通の認識を持ち情報セキュリティの向上を目指すことを目的として、定期的に研修を実施し情報セキュリティ対策を組織内に浸透させていきます。これらの取組から、より厳格に情報の機密性・完全性・可用性を維持するとともに、情報管理やシステム運用に関して保安上の脅威となる現象や事故が発生した場合の体制整備を進めます。そして、情報セキュリティ対策の実施状況を継続的にチェックし、情報セキュリティ水準の維持・向上を図るとともに、「個人情報の保護に関する法律」及び「取手市情報公開条例」に基づく適切なデータの公開、運用を図ることとし、データ活用に係る地域住民の不安の払拭に努めます。

また、災害等不測の事態においても、自治体として業務継続の確保が可能なシステムの構築を進めるとともに、システム停止時に速やかな業務復旧を可能とする体制を整えていき、安全・安心なまちづくりを目指していきます。

本市がDXを推進していくためには、各課所の業務に見合ったデジタル人材が職員として適切に配置されるよう人材育成に取り組むことが必要です。人材育成にあたっては、中長期的な観点で、一般職員も含めた人材育成の重要性や意義、所属や職位に応じて身につけるべきデジタル技術等の知識、能力、経験等を設定した体系的な人材育成方針を掲げ、デジタル技術やデータの活用が当たり前となる業務に対応するために、情報リテラシーの向上に加え、日々進展するデジタル技術等を学び続け、自らの業務をよりよいものに変革していくという意識付けの浸透を図っていきます。



(4) 取組事項に対する考え方

ア 本計画にない取組に対する考え方

前項で示した「重点的に取り組む施策」については、次項で、より具体的な「取組事項」と「スケジュール」を掲げます。この取組事項は、本市における情報化に関する取組すべてを網羅するものではありません。本計画策定時に、特に重要と考えられるものを抽出したものです。

従って、国や県の制度の制定・改正により即時に ICT を利用して対応しなければならない場合や国・県の財源措置が時限的に設けられ、有利に情報システムを導入することができる場合等、「取組事項」としての記載がなくても、優先的に実施する場合があります。前計画期間内にも、GIGA スクール構想やテレワーク環境の導入等、重要な制度改正や社会情勢の変化への対応が求められたところでもあります。その他、社会保障に関する制度等は、法規等の改正が頻繁に行われ、その都度、情報システムの対応を迫られる場面が多々あります。また、リース期間が切れた機器や新しい基本ソフト(OS)に対応するための更新等、現状を維持するために定期的実施しなければならないものもあります。これらについては、本計画で示した「情報化推進の方針」を踏まえつつ、新たな事業を着実に進めることが必要となります。

イ 既存の取組に対する考え方

本計画では、新たに始めるサービスやシステムのみを取り上げるわけではありません。すでに導入済みのサービスにあっては、利活用の拡大を進めていく必要があります。そして、これらが有効に活用されているかを確認する必要があります。実績が芳しくないものは、原因を探り対策を講じていかなければなりません。重点的に利活用を進める必要があるものについて、このような視点で計画に挙げることにより、一層の推進する立場を明確にします。

ウ 検討すべき取組に対する考え方

本計画の取組事項で「検討」、または、「調査・研究」という表現にとどまっている場合があります。これらは、実施ありきで検討するわけではなく、実施の可否、費用対効果、市民ニーズ、導入時期の見極め等を含めて検討を行うことを意味します。ICT については、新たな技術やモデルやサービスが入れ替わり出てきています。これらは、一時的に話題を呼ぶだけで、未成熟のまま市場で試され、消えていくものもあります。一方、成熟・定着するのを待っていると、情報化に遅れを取ることもなりかねません。常に最新の技術やモデルやサービスにアンテナを張り巡らせ、実施の可能性を探りながら、調査・研究を続けることが求められています。重点的に検討、調査・研究する必要があるものは、このような視点で計画に挙げることにより、積極的に検討等を進める立場を明確にします。

4 情報化に向けた取組

(1) 施策の全体図

前項で明らかにした基本目標を実現するため、具体的な施策を策定し、施策体系を取りまとめました。また、国・県・市の各計画等における地方自治体が行き組むべき事項との関連についても施策毎に示しています。

図表 78 第五次取手市情報化計画 施策体系全体図

						① 官民データ活用推進基本計画	② 自治体DX推進計画	③ デジタル田園都市基本構想	④ 第2次茨城県総合計画	⑤ とりで未来創造プラン2020	⑥ 前計画（第四次取手市情報化計画）
国	県	市				（目標1）デジタル技術の恩恵を感じられる行政サービスの推進		担当課等			
①	②	③	④	⑤	⑥						
○	○	○	○	○	○	1-1	行政手続のオンライン化の拡大				
○	○					1-1-1	オンライン化に向けたBPRの推進	各課 調整：情報管理課			
○	○			○		1-1-2	オンライン申請の拡充	各課 調整：情報管理課			
	○	○				1-1-3	マイナンバーカードの「市民カード化」の検討	情報管理課			
				○		1-1-4	ふるさと納税サイトのサービス拡充	財政課			
						1-1-5	集団健診予約システムの利用拡大	国保年金課			
						1-1-6	タブレット端末を活用した保健指導の推進	国保年金課			
	○					1-2	スマートなデジタル窓口の整備				
						1-2-1	「書かない窓口サービス」の実現	窓口各課 調整：情報管理課			
	○					1-2-2	窓口手数料納付のキャッシュレス化	窓口各課 調整：政策推進課 情報管理課			
○	○	○	○	○		1-3	市保有データの公開の推進				
○	○		○		○	1-3-1	オープンデータの拡充	各課 調整：情報管理課			
				○		1-3-2	地図情報の効果的な活用	各課 調整：情報管理課			
				○		1-4	豊かな学びと芸術の振興				
				○		1-4-1	学力向上推進事業	学務課 指導課			
				○		1-4-2	児童生徒の安全対策事業	学務課			
				○		1-4-3	いじめ防止対策推進事業	教育総合支援センター			
				○		1-4-4	学校図書館-市立図書館連携	図書館			
				○		1-4-5	デジタルを活用した芸術作品の認知拡大	文化芸術課			
国	県	市				（目標2）デジタル技術を活用した効率的な行政運営の推進		担当課等			
①	②	③	④	⑤	⑥						
○	○	○	○	○		2-1	情報システムの最適化・効率化				
	○	○				2-1-1	基幹業務システムの標準化・共通化	基幹業務各課 調整：情報管理課			
						2-1-2	電子決裁システムの導入	総務課 情報管理課			
○						2-1-3	業務自動化の推進	各課 調整：情報管理課			
○				○	○	2-2	デジタル技術による業務改革				
○						2-2-1	BIツール導入の検討	情報管理課			
				○	○	2-2-2	保育事務の効率化・高度化	子育て支援課			
						2-2-3	災害対策本部情報班のデジタル化	災害対策本部情報班			
				○		2-2-4	議会運営の高度化	議会事務局			
						2-2-5	音声認識システムの利活用推進	議会事務局			
						2-2-6	ウェブ会議システムの利活用推進	情報管理課			
						2-2-7	ビジネスチャットツール導入の検討	情報管理課			
○				○		2-3	働き方改革の推進				
○						2-3-1	在宅型テレワークの推進	人事課 情報管理課			
				○		2-3-2	教職員用勤休管理システムの運用	保健給食課			

① 官民データ活用推進基本計画					
② 自治体DX推進計画					
③ デジタル田園都市基本構想					
④ 第2次茨城県総合計画					
⑤ とりで未来創造プラン2020					
⑥ 前計画（第四次取手市情報化計画）					

国	県	市				(目標3) すべての市民に優しいデジタル化の推進	担当課等
①	②	③	④	⑤	⑥		
				○	○	3-1 多様なメディアによる情報提供	
				○		3-1-1 メールマガジン・SNSの利用拡大	魅力とりで発信課
				○	○	3-1-2 動画による魅力発信	魅力とりで発信課
				○	○	3-1-3 市民活動情報サイト運営事業	市民協働課
				○	○	3-1-4 デジタルサイネージ等によるまちなか情報発信	中心市街地整備課
○	○		○	○		3-2 市民へのデジタル支援体制の充実	
						3-2-1 情報リテラシーの啓発	情報管理課 消費生活センター
○	○		○			3-2-2 マイナンバーカード交付申請の支援	市民課
	○					3-2-3 市公式ウェブサイトの多言語配信	魅力とりで発信課
	○					3-2-4 誰もが利用しやすい市公式ウェブサイトの実現	魅力とりで発信課
	○					3-2-5 スマートフォン教室によるデジタル活用支援	情報管理課 他
						3-2-6 UDフォントの導入	各課 調整：情報管理課
				○		3-2-7 公共施設における公衆フリーWiFiの拡充	各公共施設所管課 調整：情報管理課

国	県	市				(目標4) 高度なセキュリティ対策・デジタル人材育成の推進	担当課等
①	②	③	④	⑤	⑥		
					○	4-1 セキュリティ対策の徹底	
						4-1-1 CSIRT体制の運用	情報管理課
				○		4-1-2 行政ネットワーク強靱化の推進	情報管理課
				○		4-1-3 ネットワーク監視の充実	情報管理課
						4-1-4 遠隔地バックアップによる業務継続性の確保	情報管理課
						4-1-5 ICT-BCP訓練の実施	情報管理課
○	○					4-2 デジタル人材育成・研修の充実	
	○	○				4-2-1 IT推進ワーキング員のデジタル活用能力の育成	情報管理課
	○	○				4-2-2 eラーニングによるきめ細やかな研修の実施	情報管理課
	○	○				4-2-3 庁内情報セキュリティ研修の実施	情報管理課



(2) 活動指標 (KPI)

情報化施策の実施に向けて設定した4つの基本目標について、計画の最終年度までに到達を目指す指標項目を以下のとおり設定しました。

KPI	KPI の考え方	指標	
		基準値 ※補足 (基準年度)	目標 ※補足 (令和9年度)
(目標1) デジタル技術の便利さを実感できる行政サービスの推進			
行政手続のオンライン化率	「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」について、その実施状況から便利で来庁不要な市役所の実現度合いを判断します。	81% ※49 手続中 39 手続 (令和4年度)	100% ※49 手続中 49 手続
(目標2) デジタル技術を活用した効率的な行政運営の推進			
電子決裁の実施率	決裁文書における電子化の実施状況から、行政運営の効率化の進捗を判断します。	0% ※導入前 (令和4年度)	100% ※電子決裁になじまない添付文書以外は原則電子化
(目標3) すべての市民に優しいデジタル化の推進			
スマートフォン教室の開催数	スマートフォン教室の開催数から、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、市の取組度合いを判断します。	年4回 (令和4年度)	年24回 ※月2日
(目標4) 高度なセキュリティ対策・デジタル人材育成の推進			
デジタル人材育成等研修のカリキュラム・受講者総数 (会計年度任用職員を含む延べ人数)	デジタル人材の育成に係る研修の受講者数から、強固な人的セキュリティ対策や、デジタルツールを効果的に活用できる職員の育成度合いを判断します。	①カリキュラム数：5講座 ②受講者総数：1,430人 (令和4年度)	①カリキュラム数：7講座 ②受講者総数：2,000人

(3) 施策及び個別施策

(目標1) デジタル技術の恩恵を感じられる行政サービスの推進

1-1	行政手続のオンライン化の推進		
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ▶ インターネットやスマートフォン等のモバイル端末の普及に伴い、時間や場所の制約を問わずに利用できるオンラインサービスのニーズが高まっており、行政手続においても窓口に出向かなくても手続きが完了するオンライン申請について対象手続の充実が求められています。 ▶ 申請等の行政手続について、マイナポータルやいばらき電子申請・届出サービスを活用し、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」を始め、原則オンライン化を目指します。さらに、コンビニ交付の対象メニューについて拡充の可能性を検討し一層の住民サービスの向上に努めます。 ▶ マイナンバーカードが持つ本人確認・認証機能について、様々な行政サービスに利活用できるよう活用方法の検討を進めます。 ▶ 健診予約や面談等の手続についても、従来の書面や電話等に加えて、オンラインによる選択肢を広げ、行政サービスの利用率向上を図り事業目的の達成に寄与することを目指します。 		
個別施策名	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1-1-1 オンライン化に向けた BPR の推進 新規 ■ 1-1-2 オンライン申請の拡充 ■ 1-1-3 マイナンバーカードの「市民カード化」の検討 ■ 1-1-4 ふるさと納税サイトのサービス拡充 新規 ■ 1-1-5 集団健診予約システムの利用拡大 新規 ■ 1-1-6 タブレット端末を活用した保健指導の推進 新規 		

【取組事項】

- 1-1-1 オンライン化に向けた BPR の推進 新規
 行政手続のオンライン化を実現するためには、単なるシステムの導入にとどまらず、システムへの入力処理や窓口での受付等のシステムで処理していない部分も含めた全体の業務プロセスの見直しと再構築（BPR）が必要となります。市ではその取組の一環として、令和2年度に申請書等の押印の見直しを全庁的に実施し、関連する条例や要綱等の改正を行いました。
 今後、各種申請等において、書面規制や対面規制などを見直しつつ「申請自体を不要とすることはできないか」など利用者目線での BPR を推進します。
- 1-1-2 オンライン申請の拡充
 申請等の行政手続について、マイナポータルやいばらき電子申請・届出サービスを活用し、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」を始め、原則オンライン化

を目指します。

さらに、コンビニ交付の対象メニューについても、拡充の可能性を検討し一層の住民サービスの向上に努めます。

■ 1-1-3 マイナンバーカードの「市民カード化」の検討

マイナンバーカードが持つ本人確認・認証機能を、デジタル社会の基盤として利活用していくため、既に実施済みのコンビニ交付のほかに、マイナンバーカードをかざすだけで様々な行政サービスが受けられる「市民カード化」に向けて活用方法の検討を進めます。

■ 1-1-4 ふるさと納税サイトのサービス拡充 新規

ふるさと納税制度については、市の財源として活用することを通じて、活力あるふるさとづくりと地域全体の活性化を図ることを目的に、寄附金を広く募っています。ふるさと納税ポータルサイトを活用し令和4年12月現在、約5万6千件、9億4千5百万円もの寄附をいただいています。

今後も、ふるさと納税ポータルサイトを活用しながら、新規事業者の掘り起こしと既存返礼品の見直しを行い、返礼品の露出を増やしていくことで、安定的に、かつさらなる寄附金の確保を目指します。

■ 1-1-5 集団健診予約システムの利用拡大 新規

集団健診の予約手段について、電話予約に加えて利便性の向上を図るため、令和3年度よりインターネット予約システムを導入しています。

引き続き、使い易い予約システムにより健診受診率の向上に寄与し、市民の健康の保持増進と医療費適正化に繋がります。

■ 1-1-6 タブレット端末を活用した保健指導の推進 新規


糖尿病による透析導入を防ぐため、取手市、守谷市、利根町が協働して糖尿病性腎臓病重症化予防プログラムに基づく事業を展開しています。事業のうち、糖尿病で重症化する恐れがある対象者に、かかりつけ医と連携して取り組む「保健指導」において、タブレット端末によるオンラインでの指導を導入し、より利用しやすい環境を整備しました。

引き続き、医療機関へのタブレット端末活用の周知を積極的に行い、医療機関受療者のさらなる増加を促し、対象者の生活習慣改善への動機付けを図ります。

【スケジュール】

個別施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	担当課等
■ 1-1-1 オンライン化に向けたBPRの推進	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	各課 調整：情報管理課
■ 1-1-2 オンライン申請の拡充	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	各課 調整：情報管理課

■ 1-1-3 マイナンバーカードの「市民カード化」の検討	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	情報管理課
■ 1-1-4 ふるさと納税サイトのサービス拡充	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	財政課
■ 1-1-5 集団健診予約システムの利用拡大	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	国保年金課
■ 1-1-6 タブレット端末を活用した保健指導の推進	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	国保年金課

1-2	スマートなデジタル窓口の整備	
取組方針	<p>▶ 行政手続のオンライン化を進める一方で、市民が来庁し申請書等を提出する窓口業務についても、デジタルを効果的に活用し、手続きが簡単に、かつ速やかに完了できる仕組みを導入します。</p> <p>▶ 社会全体に広くキャッシュレスが認知される中、自治体窓口においてもキャッシュレス決済の利用を望む声が高まっています。市民サービスの向上以外にも、POS レジや自動支払機等を併せて導入することにより、業務負担の大幅な軽減を図ります。</p>	
個別施策名	<p>■ 1-2-1 「書かない窓口サービス」の実現 新規</p> <p>■ 1-2-2 窓口手数料納付のキャッシュレス化 新規</p>	

【取組事項】

■ 1-2-1 「書かない窓口サービス」の実現 新規

市民が窓口で記入・提出する申請書や届出書について、基幹業務システムと連携する窓口支援システムの導入を検討します。マイナンバーカードの活用による氏名や住所の転記機能やナビゲーション機能により利用者にとって便利に使いやすいサービスを実現するだけでなく、職員側においても、データ連携による効率化による作業時間の短縮化や記入内容のチェック機能等を通じて事務負担の軽減を図ります。



■ 1-2-2 窓口手数料納付のキャッシュレス化 新規

市税や保険料納付のキャッシュレス化については、クレジットカードやQRコードによる納付を実施し利用者の利便性向上を図っていますが、窓口における各種手数料納付につい

ても、決済システムを導入しキャッシュレス化を推進します。

【スケジュール】

個別施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	担当課等
■ 1-2-1 「書かない窓口サービス」の実現	検討	構築	運用	⇒	⇒	窓口各課 調整：情報管理課
■ 1-2-2 窓口手数料納付のキャッシュレス化	検討 構築	運用	⇒	⇒	⇒	窓口各課 調整：政策推進課 情報管理課

1-3	市保有データの公開の推進		
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自治体 DX 推進計画や茨城県総合計画に基づき、市が保有する公共データをオープンデータとして、積極的に公開することを推進します。 ▶ オープンデータ以外の市が保有する情報についても、市民の利便性に資する対象項目を精査し、オンライン上への公開を推進します。 		
個別施策名	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1-3-1 オープンデータの拡充 ■ 1-3-2 地図情報の効果的な活用 		

【取組事項】

■ 1-3-1 オープンデータの拡充

市が保有する様々な情報のうち、オープンデータとして公開可能な情報を適切なデータフォーマットに加工し、インターネット上に公開することで、官民でオープンデータを課題解決や、経済活性化等のあらゆる目的で活用できる素地を形成していきます。

なお、公開対象となる情報については、政府として公開を推奨する「推奨データセット」のほか、観光振興、子育て支援、高齢化対策、地域経済の活性化等に資するために必要とされるデータ以外に、市が所蔵する美術品といった市独自の情報についても、オープンデータ化の可能性について検討します。

■ 1-3-2 地図情報の効果的な活用

茨城県と県内市町村が共同で整備した行政用「茨城県域統合型GIS（地理情報システム）」、及び公開用「いばらきデジタルまっぷ」について、コンテンツの充実を図ります。

今後も、市が管理する行政情報を組み込み、共通の白地図上に様々な情報を表示し、事務の効率化と市民への情報提供の充実を図ります。また、そのために必要な職員に対する操作研修を実施します。

【スケジュール】

個別施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	担当課等
■ 1-3-1 オープンデータの 拡充	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	各課 調整：情報管理課
(随時) 新規コンテンツの洗い出し・検討・実施 →						
■ 1-3-2 地図情報の効果 的な活用	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	各課 調整：情報管理課
(随時) 新規コンテンツの洗い出し・検討・実施 →						

1-4	豊かな学びと芸術の振興	4 児童・生徒 の学び
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 教育分野のデジタル化を進め、データの連携や活用のための整備に取り組めます。これにより、個人のニーズに応じた最適なサービスが提供される、豊かな市民生活を実現します。 ▶ 児童生徒の安全対策やいじめ防止の面でも、既存の職員や関係機関との相談・連絡体制に加えてデジタル技術を活用することにより、安心して学校に通える環境を整えます。 ▶ 数多く所蔵されている芸術作品をデジタルの活用により、様々な鑑賞方法の提案を通じて、市民が芸術に触れあえる機会を増やすことで芸術文化の醸成を図ります。 	
個別施策名	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1-4-1 学力向上推進事業 ■ 1-4-2 児童生徒の安全対策事業 ■ 1-4-3 いじめ防止対策推進事業 ■ 1-4-4 学校図書館と市立図書館との連携 ■ 1-4-5 デジタルを活用した芸術作品の認知の拡大 	

【取組事項】

■ 1-4-1 学力向上推進事業

GIGA スクール構想により整備された児童生徒用タブレットパソコン等を活用し、AIドリル教材等を活用した個別最適な学びと、デジタル教科書やプレゼンテーションソフトの共同編集機能などを活用した協働的な学びの一体化を進め、基礎的・基本的な知識や技能を確実な習得と、自ら課題を設定して、周囲の人と協力して課題解決していくことのできる能力を育みます。

また、ICT機器を活用して情報の収集、整理、比較、発信、共有等を行うことで、主体的・探究的な学びにつながる授業作りを推進します。

さらに、デジタル会議システム等も使い、専門性のある人材との遠隔授業を通じて、学習内容をより充実、深化させ、学力向上を図ります。

■ 1-4-2 児童生徒の安全対策事業

不審者に関する情報を速やかに保護者や地域に展開するため、市ホームページや保護者

等連絡システムを通じて情報提供する運用や、学校門扉付近に監視カメラを設置し不審者の侵入等の抑止を図ることで児童生徒の安全を確保します。

■ 1-4-3 いじめ防止対策推進事業

専門の相談員に匿名で相談・通報できるいじめ防止アプリケーションの導入・運用を行い、いじめの被害者やいじめを目撃した子供たちが、GIGA スクール構想により整備された児童生徒用タブレットパソコンや個人のスマートフォン等から利用できる仕組みを構築し、教育相談体制を確立することでいじめの発見や抑止につなげます。

■ 1-4-4 学校図書館と市立図書館との連携

平成 29 年度から学校への図書配送網の整備と、全小中学校への学校司書の配置、そして市立図書館と連携した学校図書館の電算システムを全校に整備し、学校図書館と市立図書館を連携する仕組みを構築しています。

今後も、市立図書館の蔵書を手に入る機会を増やし、学校図書館の利用促進につなげていきます。

■ 1-4-5 デジタルを活用した芸術作品の認知の拡大

市では、取手市長賞受賞作品をはじめとして所蔵する多くの芸術作品のうち一部を、令和 3 年 4 月に「とりでオンライン美術館」として誰でもオンラインで鑑賞できるようオンラインで公開しています。さらに、令和 4 年度には、立体作品を 3D データや 360 度撮影画像で、自分の見たい方向から多面的に閲覧できるようにする「とりでバーチャル美術館」も公開しました。

今後も、掲載作品の拡充を進めていくとともに、最新のデジタル技術の活用を積極的に取入れながら、新しい鑑賞方法の提案を通じて、市所蔵の作品を広くアピールしていきます。


【スケジュール】

個別施策	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	担当課等
■ 1-4-1 学力向上推進事業	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	学務課 指導課
■ 1-4-2 児童生徒の安全 対策事業	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	学務課
■ 1-4-3 いじめ防止対策 推進事業	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	教育総合支援センター
■ 1-4-4 学校図書館と市 立図書館との連	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	図書館

毎年 4 月に新中学 1 年生に対して操作説明等を実施

携						
■ 1-4-5 デジタルを活用 した芸術作品の 認知の拡大	運用	⇒	計画 検討	構築 運用	⇒	文化芸術課

(目標2) デジタル技術を活用した効率的な行政運営の推進

2-1	情報システムの最適化・効率化	
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 情報システムの全体最適化に取り組み、災害・セキュリティに強い情報基盤の提供や、システム利用の効率化、コストの適正化を図ります。 ▶ 電子決裁システムの導入により、行政文書の電子化を推進します。 ▶ 総職員数が減少傾向にある中で、今後も安定的に公共サービスを提供し続けていくため、RPA等の最新技術を効率的に活用し、定型業務を中心に自動化を推進します。 	
個別施策名	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2-1-1 基幹業務システムの標準化・共通化 新規 ■ 2-1-2 電子決裁システムの導入 新規 ■ 2-1-3 業務自動化の推進 新規 	

【取組事項】

■ 2-1-1 基幹業務システムの標準化・共通化 新規

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、対象となる基幹業務システムについて、令和7年度までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへの移行に取り組みます。また、標準化により、これまでシステムとは別に管理していたデータを標準準拠システムで使用できるようになる場合があることから、業務フローの見直しを行い、移行までに業務の最適化を進めます。

■ 2-1-2 電子決裁システムの導入 新規

電子決裁システムの導入により、決裁手続を原則として電子的手段により行うことで、決裁手続の簡素化と迅速化、さらには決裁文書のペーパーレス化による保存文書の量的削減の実現を目指します。

■ 2-1-3 業務自動化の推進 新規

AI や RPA 等の最新のデジタルツールを活用し、業務の自動化を図り、業務の効率化を推進します。併せて、自動化によって削減された業務リソースを相談・審査・訪問・企画などの付加価値の高い業務に充てることで、きめ細かな住民サービスの実現を目指します。

【スケジュール】

個別施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	担当課等
■ 2-1-1 基幹業務システムの標準化・共通化	構築	構築	構築 運用	⇒	⇒	基幹業務各課 調整：情報管理課
■ 2-1-2	構築	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課

電子決裁システムの導入	運用					情報管理課
■ 2-1-3 業務自動化の推進	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	各課 調整：情報管理課

(随時) 対象業務の洗い出し・検討・実施

2-2	デジタル技術による業務改革	
取組方針	▶ デジタル技術を活用した新しい市民サービスの提供に対応する組織内部の情報化を推進するとともに、定型業務の省力化を進めることにより、経費削減だけではなくより細かな行政対応が可能となるように、業務へのデジタル活用をさらに検討・推進していきます。	
個別施策名	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2-2-1 BI ツールの導入の検討 新規 ■ 2-2-2 保育事務の効率化・高度化 ■ 2-2-3 災害対策本部情報班のデジタル化 ■ 2-2-4 議会運営の高度化 ■ 2-2-5 音声認識システムの利活用の推進 新規 ■ 2-2-6 ウェブ会議システムの利活用の推進 新規 ■ 2-2-7 ビジネスチャットツールの導入の検討 新規 	

【取組事項】

■ 2-2-1 BI ツールの導入の検討 新規

政策の基本的な枠組みが明確となるよう、EBPMに基づく政策立案を推進していくにあたり、国の統計情報を効果的に活用することに加えて、市が保有する基幹業務システム等に蓄積された情報を速やかに分析する BI ツール²¹の導入を検討し、迅速な意思決定をデジタル技術で支援します。

■ 2-2-2 保育事務の効率化・高度化

令和元年度から各公立保育所で登降園管理や保護者への連絡機能等を備えた保育支援システムの導入と保育施設における無線化やタブレット端末の整備との一体的な取組を実施し、保育業務の効率化と保育の質の向上を図っています。

引き続き、職員や利用者の要望を随時取入れ、システムの機能改善を行い一層の効果向上を目指します。

■ 2-2-3 災害対策本部情報班のデジタル化 新規

台風等の災害時に設置される災害対策本部において、情報班の所掌事務である災害状況の収集及び広報業務について、オンライン会議システムと民間企業との災害協定に基づく

²¹ BI ツール：Business Intelligence Tool の略で庁内の基幹業務システムに蓄積されたデータを集約して、分析・可視化するツールのこと。

ドローンによる空撮を組み合わせることで、災害対策本部と現場のリアルタイムで中継する環境を整備し、迅速で的確な意思決定につなげ、市民の命と安全の確保を図ります。

■ 2-2-4 議会運営の高度化

令和2年度から議員に対してタブレット端末を貸与し、オンライン会議、ペーパーレスアプリや採決システム等の議会運営の効率化、スケジュール確認や日程調整機能等の事務効率化等を図っています。引き続き、セキュリティを担保しつつ、タブレット端末やオンライン会議の有用性を更に高め、使用用途の拡大及び議事運営・事務の効率化や分かりやすい議会運営を目指し研究していきます。さらに、オンライン本会議を実施の可能性も研究します。

今後は市民の議会に対する興味・関心がより持たれるよう、また議会に係る各種手続き等の利便性が高められるよう、電子署名・動画作成・オンライン窓口・メタバースなど様々なデジタル技術を研究していきます。

■ 2-2-5 音声認識システムの利活用の推進 新規

取手市議会で運用中のAIによる音声認識システムや関連ソフトウェアについて、各課所に開放し、議事録の作成やYouTubeやウェブ会議における正確な字幕表示等に活用されており、業務の効率化と軽減に寄与してします。

今後、市民対応の満足度向上や庁内全体の業務効率化に寄与できるよう、様々な場面での音声認識システムの活用方法を研究していきます。

■ 2-2-6 ウェブ会議システムの利活用の推進 新規

ウェブ会議システム用のライセンスを令和2年度より継続的に確保しており、各課所において、内部事務における打合せや会議での開催のほか、対市民向けの説明会や相談業務にも活用されています。

今後、技術的なサポートや効果的な活用事例の周知を各課所に行いながら、積極的な利活用を推進します。

■ 2-2-7 ビジネスチャットツールの導入の検討 新規



職員間における情報共有の効率化と意思決定の迅速化を図るため、タスク管理やメッセージ、画像、ファイルの通信機能を備えたビジネスチャットツールの導入を検討します。なお、LGWAN環境上での利用を前提とし、セキュリティを確保した上で運用することとします。

さらに、閉庁日や平日夜間における、幹部級職員に対する災害発生時等の連絡手段としての活用も検討します。

【スケジュール】

個別施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	担当課等
■ 2-2-1 BI ツールの導入	計画	検討	構築 運用	⇒	⇒	情報管理課

の検討						
■ 2-2-2 保育事務の効率化・高度化	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	子育て支援課
■ 2-2-3 災害対策本部情報班のデジタル化	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	災害対策本部情報班
■ 2-2-4 議会運営の高度化	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	議会事務局
■ 2-2-5 音声認識システムの利活用の推進	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	議会事務局
■ 2-2-6 ウェブ会議システムの利活用の推進	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	情報管理課
■ 2-2-7 ビジネスチャットツールの導入の検討	計画	検討	構築 運用	⇒	⇒	情報管理課

2-3	働き方改革の推進		
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 在宅型テレワークを推進し新型コロナウイルス感染症等の非常時における業務の継続性を確保します。 ▶ 併せて労務管理体制の研究を進め、職員の業務と家庭との両立支援やワークライフバランスの充実や、生産性の向上を図ることを目指します。 ▶ 勤休管理システムの運用により、教職員の働き方改革を推進し、勤務時間外の仕事時間が基準範囲内となるよう、教職員の勤務時間の把握・分析を行います。 		
個別施策名	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2-3-1 在宅型テレワークの推進 新規 ■ 2-3-2 教職員用勤休管理システムの導入 		

【取組事項】

■ 2-3-1 在宅型テレワークの推進 新規

令和3年度から職員の自宅からセキュリティを安全に確保したうえで庁内システムに接

続ができる在宅型テレワークシステムの導入とテレワーク用端末の整備との一体的な取組を実施し、新型コロナウイルス感染症等の非常時における業務の継続性を確保しています。

テレワークに適する対象業務の洗い出しや職員の操作研修を実施していくほか、労務管理体制の研究を進めていきます。

■ 2-3-2 教職員用勤休管理システムの運用


「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（厚生労働省）に基づき、職員及び教員の労働時間を適正に把握・管理するために、勤務日の始業・終業時刻の記録、及び休暇を管理するシステムを導入・運用しています。

一方で、勤務や雇用形態が一般事務職と比較して複雑であることから、システムを効果的に活用し、労働時間の適正な把握・管理に努めていきます。

【スケジュール】

個別施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	担当課等
■ 2-3-1 在宅型テレワークの推進	運用	⇒	運用 検討	構築 運用	⇒	人事課 情報管理課
■ 2-3-2 教職員用勤休管理システムの導入	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	保健給食課

(目標3) すべての市民に優しいデジタル化の推進

3-1	多様なメディアによる情報提供	
取組方針	<p>▶ 開かれた行政を目指すとともに、「とりで」の魅力を対外的に発信するため、デジタル技術を有効に活用し、ホームページや産業・観光情報サイトの質的な向上を図るとともに、SNSの活用や動画配信のほか多チャンネルでの情報発信を推進し、魅力あるコンテンツの充実を図り、さらなる情報発信力の強化を目指します。</p>	
個別施策名	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3-1-1 メールマガジン・SNSの利用拡大 ■ 3-1-2 動画による魅力発信 ■ 3-1-3 NPO・ボランティア活動情報の発信・提供環境の強化 ■ 3-1-4 デジタルサイネージ等によるまちなか情報発信 	

【取組事項】

■ 3-1-1 メールマガジン・SNSの利用拡大

メールマガジンやTwitter、FacebookといったSNSを活用し、情報発信の起点となる市公式ウェブサイトの新着情報を広く発信しています。また、市公式LINEについても機能拡充や、利用者の興味や関心に合わせた配信方法の検討を進めます。

■ 3-1-2 動画による魅力発信

平成28年度にブランドメッセージを「ほどよく絶妙とりで」とし、市の魅力について市民が自ら作成した動画を気軽に投稿できる特設ウェブサイトの運用及びPR動画の作成・公開を行っています。市の魅力のひとつである施策や事業に関するものから、各所のイベントや出来事などを紹介する動画を制作し、市公式ウェブサイトやインターネット媒体を中心に継続的な発信に努めています。

引き続き、市の情報やシティプロモーションの一助となる動画を新規に作成し、魅力発信を行います。

■ 3-1-3 市民活動情報サイト運営事業

NPOやボランティア活動の促進を図るため、団体の活動情報をはじめ、民間や行政による支援活動等に関する情報サイト「いきいきネットとりで」を平成17年度から運営しています。

令和元年には障害者差別解消法に基づくアクセシビリティ対応のため、サイトの全面的なリニューアルを完了し、スマートフォンなどにも対応するシステムとしました。

今後もより使いやすい機能面の強化や、アクセシビリティへの対応を図り、安定した運用の継続と情報発信・提供環境の強化に努めていきます。


■ 3-1-4 デジタルサイネージ等によるまちなか情報発信

取手駅西口 A 街区地区で施行予定の市街地再開発事業とあわせて駅前空間の魅力向上を図るため、市政情報や取手駅周辺のイベント情報、施設案内等を効果的に発信することが可能である「デジタルサイネージ」を取手駅周辺地区に設置することを検討します。当事業により、取手駅周辺の来街者に向けた市政情報はもとより、災害時における緊急情報、公共交通機関の運行情報等の提供といった、きめの細かい情報発信が期待できます。

また、情報発信拠点であるデジタルサイネージの設置だけでなく、駅周辺にいれば、その場所の情報を簡単に取得できるアプリケーションの導入も検討します。

【スケジュール】

個別施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	担当課等
■ 3-1-1 メールマガジン・SNSの利用拡大	構築 運用	検討 運用	⇒	⇒	⇒	魅力とりで発信課
■ 3-1-2 動画による魅力発信	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	魅力とりで発信課
■ 3-1-3 市民活動情報サイト運営事業	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	市民協働課
■ 3-1-4 デジタルサイネージ等によるまちなか情報発信	検討	⇒	⇒	計画 検討 構築	運用	中心市街地整備課

3-2	市民へのデジタル支援体制の充実	
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 安全なインターネットの使い方を啓発し、インターネットの利用に対する不安の解消に取り組みます。 ▶ 誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向けて、オンライン空間の入口となるスマートフォンについて、所有していない方や操作に不慣れな初心者の方に対して、習得機会の創出に取り組みます。 ▶ 年齢や性別、身体の状態を問わずコンテンツを利用できる環境を整備します。 	
個別施策名	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3-2-1 情報リテラシーの啓発 ■ 3-2-2 マイナンバーカード交付申請の支援 ■ 3-2-3 市公式ウェブサイトのアクセシビリティ向上 ■ 3-2-4 誰もが利用しやすい市公式ウェブサイトの実現 ■ 3-2-5 スマートフォン教室によるデジタル活用支援 ■ 3-2-6 UDフォントの導入 	

【取組事項】

■ 3-2-1 情報リテラシーの啓発

不正アクセスやフィッシング詐欺など、インターネット空間で発生しうるトラブルに対して抱える不安について、トラブルを未然に防げる知識を理解を深めることで解消できるよう、正確な情報発信を関係機関と連携しながら取り組んでいきます。

■ 3-2-2 マイナンバーカード交付申請の支援 **新規**

安全・安心で利便性の高いデジタル社会を実現するためのパスポートとも言えるマイナンバーカードについて、交付申請を希望する方がより簡便に手続きができるよう、休日交付及び、出張申請の実施の拡充に向けた検討や、国の制度改正についても動向を注視していきます。

さらに、マイナンバーカード未申請の方に対しても、利便性について広報紙等を通じて訴求するなど、一人でも多くの方に交付申請いただけるよう取組を推進します。

■ 3-2-3 市公式ウェブサイトのアクセシビリティ向上

市公式ウェブサイト内で作成するコンテンツについて、CMS²²によるウェブアクセシビリティチェック機能を活用し、ウェブアクセシビリティに配慮した誰もが見やすい情報発信に取り組めます。

ウェブアクセシビリティに関しては、「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」（総務省）に準じ、外部機関の評価・検証等も取入れながら適宜改善を図っていきます。

■ 3-2-4 誰もが利用しやすい市公式ウェブサイトの実現 **新規**

高齢者をはじめ視力の弱い方や色の識別が苦手な方に対して、コンテンツの文字拡大や配色の変更、音声を読み上げるサービスを提供します。

さらに、日本語を読むことができない外国籍等の方に対しても、市公式ウェブサイトのコンテンツを英語や中国語、韓国語などの主要な言語で変換・表示するサービスを提供し誰もが利用しやすい市公式ウェブサイトの実現を目指します。

■ 3-2-5 スマートフォン教室によるデジタル活用支援 **新規**

誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向けて、スマートフォン教室の開催を定期的に行い、スマートフォン未所有者の方や初心者の方が基本操作・機能を習得し、行政のオンラインサービスにアクセスできる環境の構築を図ります。

²² CMS：Contens Management System の略で、ウェブサイトのコンテンツを管理する仕組みのこと。

■ 3-2-6 UDフォントの導入 **新規**

可読性や視認性、判読性が高くデザインされているユニバーサルデザインフォント（UDフォント）について、公文書や市が提供するウェブサイトの標準的なフォントとして取入れ、年齢・性別に関係なく、誰もが読みやすく、見やすい情報発信に取り組みます。


■ 3-2-7 公共施設における公衆フリーWiFiスポットの拡充

幅広い年齢層におけるスマートフォンやタブレット端末の普及状況を踏まえ、市民の利便性の向上や災害時における通信手段として、公共施設の施設管理課に対して公衆フリーWiFiの導入を技術的な面から支援していきます。

【スケジュール】

個別施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	担当課等
■ 3-2-1 情報リテラシーの啓発	運用	検討	構築 運用	⇒	⇒	情報管理課 消費生活センター
■ 3-2-2 マイナンバーカード交付申請の支援	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	市民課
■ 3-2-3 市公式ウェブサイトのアクセシビリティ向上	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	魅力とりで発信課
■ 3-2-4 誰もが利用しやすい市公式ウェブサイトの実現	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	魅力とりで発信課
■ 3-2-5 スマートフォン教室によるデジタル活用支援	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	情報管理課 他
■ 3-2-6 UDフォントの導入	計画	検討	⇒	構築	運用	各課 調整：情報管理課
■ 3-2-7 公共施設における公衆フリーWiFiスポットの拡充	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	各公共施設所管課 調整：情報管理課

(目標4) 高度なセキュリティ対策・デジタル人材育成の推進

4-1	セキュリティ対策の徹底	
取組方針	<p>▶ 現場の実務に即してデジタル技術の導入の判断や助言を行うことのできるデジタル人材を確保して行くにあたり、各課所で中心となる人材の育成に取り組みます。</p> <p>▶ 自治体情報システム強靱性向上モデル」の完全実施を図るとともに「取手市情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保します。その上で、業務の効率低下を防ぐシステム構成の検討を進めていきます。</p>	
個別施策名	<p>■ 4-1-1 CSIRT体制の運用 新規</p> <p>■ 4-1-2 自治体情報システム強靱性向上モデルの強化</p> <p>■ 4-1-3 ネットワーク監視の充実</p> <p>■ 4-1-4 遠隔地バックアップによる業務継続性の確保 新規</p> <p>■ 4-1-5 ICT-BCP訓練の実施 新規</p>	

【取組事項】

■ 4-1-1 CSIRT体制の運用 新規

取手市情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ事故に対処する体制(CSIRT)を設置し、情報セキュリティ事故が発生した際の適切な初動対応や茨城県CSIRTや総務省への報告対応を行います。

■ 4-1-2 自治体情報システム強靱性向上モデルの強化

「自治体情報システム強靱性向上モデル」に基づき、インターネット接続系と業務系ネットワークを分離しインターネットからの侵入や漏えい等に備えつつ、さらにインターネット接続口を、いばらき情報セキュリティクラウドに接続し、通信を厳格に監視する一体的な仕組みを導入しています。

一方で業務効率の低下を防ぐため、インターネット系とLGWAN接続系を安全に通信するためのファイル無害化転送システムや、安全にインターネット閲覧ができるアプリケーションの運用を行い、情報セキュリティポリシーに基づいた効率的で安全なネットワークを構築します。

■ 4-1-3 ネットワーク監視の充実

情報システムの基盤となる情報通信ネットワーク網における障害や不正アクセス等を常時監視し、異常発生時には速やかに対応できるよう体制を整備しています。

引き続きネットワーク監視の充実を図り、システムの安定化による業務の継続性を高めます。

■ 4-1-4 遠隔地バックアップによる業務継続性の確保 新規

情報システムの要となる情報系サーバについて、災害等の不足の事態によりデータが消失した場合でも、速やかに復旧できるよう遠隔地でのバックアップ体制を整え、業務継続性を確保します。


■ 4-1-5 ICT-BCP 訓練の実施 新規

災害等が発生した際の優先業務の実施と業務継続の確保を図るために必要な情報システム・ネットワークの基盤を整えることを目的に ICT 部門に関する BCP 計画として「取手市 ICT 部門の業務継続計画」を策定しています。

情報システムやネットワーク環境の変化に適宜対応しつつ、定期的に訓練を行います。

【スケジュール】

個別施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	担当課等
■ 4-1-1 CSIRT 体制の運用	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	情報管理課
■ 4-1-2 自治体情報システム強靱性向上モデルの強化	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	情報管理課
■ 4-1-3 ネットワーク監視の充実	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	情報管理課
■ 4-1-4 遠隔地バックアップによる業務継続性の確保	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	情報管理課
■ 4-1-5 ICT-BCP 訓練の実施	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	情報管理課

4-2	デジタル人材育成・研修の充実	
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 現場の実務に即したデジタル技術の導入の判断や助言を行うことのできるデジタル人材を確保して行くにあたり、各課所で中心となる職員の育成に取り組みます。 ▶ 個々の業務に応じたデジタル技術やデータの利活用が求められる業務に対応できる人材を確保するため、所属や職位に応じて身につけるべきデジタル技術等の知識、能力、経験等を設定した体系的な人材育成に取り組みます。 	

個別施策名	<ul style="list-style-type: none"> ■ 4-2-1 IT 推進ワーキング員のデジタル活用能力の育成 ■ 4-2-2 e ラーニングによるきめ細やかな研修の実施 ■ 4-2-3 庁内情報セキュリティ研修の実施
-------	---

【取組事項】

■ 4-2-1 IT 推進ワーキング員のデジタル活用能力の育成

庁内情報化の推進のために必要な知識・技能の普及及び向上を図るため、取手市情報化推進委員会規程に基づき、各課所に組織している IT 推進ワーキングチーム員について、研修等を通じてデジタル活用能力を育成を図り、DX の浸透を推進していきます。

■ 4-2-2 e ラーニングによるきめ細やかな研修の実施

番号法に基づく個人番号事務担当者等の業務内容や、職位に応じて身につけるべきデジタル技術やデータの活用方法を習得するため、e ラーニングにより、きめ細やかな研修を実施します。

■ 4-2-3 庁内情報セキュリティ研修の実施

セキュリティ意識を高め、市が保有する情報資産を適切に保護・管理していくにあたり、全職員に対して情報セキュリティ研修を実施し、職員が共通の認識を持ち、情報セキュリティの向上に取り組んでいきます。

【スケジュール】

個別施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	担当課等
■ 4-2-1 IT 推進ワーキング員のデジタル活用能力の育成	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	情報管理課
■ 4-2-2 e ラーニングによるきめ細やかな研修の実施	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	情報管理課
■ 4-2-3 庁内情報セキュリティ研修の実施	運用	⇒	⇒	⇒	⇒	情報管理課

第4章 計画の推進

1 情報化推進体制

情報化の推進は、行政のあらゆる分野に深く関係するものであるため、情報管理部門と業務担当部門との役割分担を明確にし、総合的かつ一体的に進めていく必要があります。

このため、本市の情報化推進に係る最高決定機関である「取手市情報化推進委員会」（委員長：副市長）を計画の推進主体とします。また、必要に応じて、その下部組織である「専門分科会」と「IT推進ワーキングチーム」を継続的に設置し、部門横断的で多様な情報化施策を総合的・一体的に推進する庁内体制を維持していくこととします。

また、地域の情報化を進めていくうえでは、市民や事業者の意見等を、的確に施策に反映させていく必要があるため、市のホームページ等を活用し、その把握に努めていくものとします。

2 情報化施策の進行管理

業務担当課が、本計画に沿ってシステムの構築等各種情報化推進施策を順次進めることとなりますが、情報通信技術は他の分野にも増して技術進歩が急速であることや社会ニーズ、規制緩和等の変化が激しいことから、必要に応じて「取手市情報化推進委員会」においてフォローアップを実施します。

また、財政状況や国の動向、市民ニーズ等の変化等を見極めながら、計画変更の要否も含めて検討し、計画の推進状況を管理し、計画が陳腐化することのないよう留意します。

○取手市情報化推進委員会規程

(目的及び設置)

第1条 市における情報化施策を円滑に推進し、行財政の効率化及び住民サービスの向上を図るため、取手市情報化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事務を行う。

- (1) 地域情報化の方針案に関すること。
- (2) 地域情報化及び電子自治体構築の推進に関すること。
- (3) 情報化施策の推進及び調整に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、情報化の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の組織は、次の表のとおりとする。

委員長	副市長
副委員長	総務部長
委員	政策推進部長 財政部長 福祉部長 健康増進部長 まちづくり振興部長 建設部長 都市整備部長 教育部長 消防長 会計管理者 議会事務局長 情報管理課長

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、これを統轄する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはこれを代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(持ち回り審議)

第6条 委員長は、緊急その他やむを得ない理由により委員会の会議を招集することができないと認めるときは、委員会に付議すべき事案について持ち回りにより審議させることができる。

(専門分科会)

第7条 委員会には、必要に応じ専門分科会（以下「分科会」という。）を置くことができる。

- 2 分科会の委員は、職員のうちから委員長が指名する。

(IT推進ワーキングチーム)

第8条 情報化の推進のために必要な知識・技能の普及及び向上を図るため、IT推進ワーキングチ

ーム（以下「ワーキングチーム」という。）を置く。

2 ワーキングチームのリーダーは、情報管理課長をもって充てる。

3 ワーキングチーム員は、各課所長が推薦する職員及び情報管理課長が指名した職員で構成する。

（庶務）

第9条 委員会、分科会及びワーキングチームの庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第10条 この訓令に定めるほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

付 則（平成18年訓令第5号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年訓令第4号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成20年訓令第5号）

この訓令は、平成20年5月9日から施行する。

付 則（平成21年訓令第4号）

この訓令は、平成21年4月20日から施行する。

付 則（平成24年訓令第7号）

この訓令は、平成24年6月8日から施行する。

付 則（平成28年訓令第10号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和2年訓令第10号）

この訓令は、令和2年7月29日から施行する。

用語解説

50 音順	用語	解説
5	5G (ファイブ・ジー)	5th Generation の略。第4世代 LTE の後継移動体通信規格のこと。LTE と比較して、超高速、多数同時接続、超低遅延を実現している。
A	AI (エー・アイ)	Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。
	API (エー・ピー・アイ)	Application Programming Interface の略。プログラムやサービスが外部と情報をやり取りするための仕組みのこと。
	ASP (エー・エス・ピー)	Application Service Provider の略。パソコン上にソフトウェアを組込まず、サーバの中に入れ、ウェブブラウザ等を介して利用するサービス形態。
B	BCP (ビー・シー・ピー)	Business Continuity Planning (事業継続計画) の略。災害が発生した際、損害を最小限に抑え、事業の継続・復旧を図るための計画。なお、ICT 部門の業務継続計画は ICT-BCP と呼ばれる。
	BPR (ビー・ピー・アール)	Business Process Re-engineering (業務改革) の略。組織活動の目標達成のため、既存の業務内容や業務フロー等を見直し、再設計すること。
	BWA (ビー・ダブリュー・エー)	Broadband Wireless Access の略。信号を伝えるケーブルの代わりに無線電波を使うデータ通信サービスの総称のこと。
C	CMS (シー・エム・エス)	Contents Management System の略。ウェブサイトのコンテンツを管理する仕組みのこと。
D	DX (ディー・エックス)	Digital Transformation (デジタルトランスフォーメーション) の略。デジタル (Digital) と変革 (Transformation ※英語圏では「Trans～」を「X～」と略することがある。) を組み合わせた造語。デジタル技術を活用して、既存の組織や社会の仕組み、暮らし等を根本的に変えること。
G	GIGA (ギガ) スクール構 想	児童・生徒向けの1人1台の端末と、高速大容量通信ネットワークを一体的に整備し、新しい学びの形を実現するための取組。

G	GIS (ジー・アイ・エス)	Geographic Information System (地理情報システム) の略。地理情報をコンピュータ上で作成・保存等を行い可視化するシステムを指す。
	GPS (ジー・ピー・エス)	Global Positioning System (全地球測位システム) の略。人工衛星を利用して自分が地球上にいる位置を正確に測定できるシステムを指す。
I	IBBN (アイ・ビー・ビー・エヌ)	いばらきブロードバンドネットワークの略。茨城県と県内全市町村と共同で整備している、高速・大容量の情報通信ネットワークのこと。
	IC (アイ・シー)	Integrated Circuit の略。半導体の表面に、微細な電子部品を基板 (チップ) 上に実装したもの。IC チップとも呼ばれる。
	ICT (アイ・シー・ティー)	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。従来から使われていた IT に Communication を合わせ、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。
	ID (アイディー)	identification (識別番号) の略。個人を識別・把握する情報の総称のこと。ユーザ名、ユーザ ID とも呼ばれる。
	IoT (アイ・オー・ティー)	Internet of Things (モノのインターネット) の略。様々なモノがネットワークを通じてサーバやクラウドに繋がり、情報交換することで、相互に制御する仕組みである。
	IT (アイ・ティー)	Information Technology (情報技術) の略。コンピュータやネットワークに関わるすべての技術の総称。
L	LAN (ラン)	Local Area Network (構内ネットワーク) の略。同じ建物内等の比較的近い距離でコンピュータや情報機器等を接続するネットワークのこと。
	LGWAN (エルジーワン)	Local Government WAN (総合行政ネットワーク) の略。全国の地方自治体のコンピュータネットワークを相互に接続する行政専用のネットワーク。また、府省間ネットワークである霞が関 WAN との相互接続することにより、国の機関との情報交換を行うことができる。

L	LTE (エル・ティ・イー)	Long Term Evolution の略。高速データ通信を実現する移動体通信の規格のこと。第3世代移動通信システムを高度化したもの。
	Lアラート	災害発生時やその復興局面等において、避難勧告・指示等の公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者等と、それを伝える放送事業者・通信事業者等を結ぶ共通基盤。
O	OCR (オー・シー・アール)	Optical Character Recognition (光学文字認識) の略。画像内の文字列を読み取り、テキストとしてデジタルデータ化する仕組みのこと。
	OS (オー・エス)	Operating System (基本システムソフトウェア) の略。コンピュータを動作させるための基本的な機能を提供するシステム全般のこと。代表的な OS には Windows、Mac OS 等がある。
R	RPA (アール・ピー・エー)	パソコンで行っている作業をソフトウェアロボットにより自動化する技術のこと。
S	SNS (エス・エヌ・エス)	Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略。登録した利用者だけが参加できるインターネットのウェブサイトのこと。
T	Twitter (ツイッター)	今していること、感じたこと等を「つぶやき」のような短い文章で投稿するスタイルのブログサービスの一つ。
U	UI (ユー・アイ)	User Interface の略。ユーザとシステムが情報をやりとりする際に接する、機器やソフトウェアの操作画面や操作する部分。
	UX (ユー・エックス)	User Experience の略。ユーザがウェブサイトや製品、サービスなどを通じて得ることができる操作体験のこと。
W	WiFi (ワイ・ファイ)	無線通信 LAN を利用したインターネットへの接続を提供するサービスのこと。

ア行	アクセシビリティ	情報やサービス等が、どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす言葉。本計画では、利用環境や高齢者や障がい者等を含めた全ての人が誰でも、サービスを利用できることを指す。
	いばらき情報セキュリティクラウド	茨城県内自治体からインターネットに接続する区間において、インターネットへの接続口とセキュリティ施策を集約し、高度なセキュリティ対策を講じたネットワーク基盤のこと。
	いばらき電子申請・届出サービス	茨城県と県内全市町村が整備したインターネットを通じて申請・届出を行うことができるサービスのこと。
	インフラ	Infrastructure（下部構造）の略。通信環境の設備やそれらを提供するサービスを指す。
	ウイルス（コンピュータウイルス）	コンピュータシステムの破壊等を目的としたプログラムのこと。電子ファイル、電子メールを介して他のファイルに感染することにより、その機能を発揮する。
	ウイルス対策プログラム	コンピュータウイルスを検出・除去・無効化するプログラムのこと。ネット枠を通じて定期的に更新される、既知のコンピュータウイルスの特徴を記録したデータに基づき、ウイルスを検出する。
	オープンデータ	組織が保有するデータを機械判読に適したデータ形式で、二次利用可能な利用ルールで自由に二次利用できる仕組みや概念。
カ行	ガバメントクラウド	国や地方自治体の各情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供するクラウドサービス利用環境のこと。
	クラウドサービス	インターネット等のネットワークを経由して、データセンターに蓄積されたコンピュータ資源をサービスの形で、利用者に対して遠隔地から提供する利用形態のこと。
	グループウェア	組織や企業でLANを活用して情報共有やコミュニケーションの効率化を図り、グループで作業することを支援するソフトウェアの総称。
	キオスク端末	パソコンを持たなくても、インターネット等のネットワークを通じて簡単な操作で手軽に扱える街頭端末のこと。

カ行	基幹業務システム	自治体の情報システムのうち、住民票や税証明書の発行や税金等の、主に市民に直接関係する行政サービスに関するシステムの総称。住民記録、税、社会保障等が対象の業務となる。
	子育てワンストップサービス	子育て関連の申請等について、マイナンバーカードを活用してオンラインで手続等を行うことを可能とするもの。
サ行	サーバ	ネットワーク上で情報やサービスを提供するコンピュータのこと。
	システム	コンピュータで動作するひとまとまりの仕組みや機能のこと。なお、コンピュータシステムという言葉は、ハードウェアやソフトウェア、環境設定等を含んだコンピュータそのものを表すこともある。
	冗長化	システムの一部に何らかの障害が発生した場合に備えて、最低限必要な量より多めに設備を用意して、障害発生後でもシステム全体の機能を維持しサービスが提供できるようにすること。
	情報系サーバ	端末・デバイス管理、メール管理、電子ファイル管理、セキュリティ対策等の諸システム及びこれらのシステムが属するネットワークを構成している一連のサーバ機器群のこと。
	情報セキュリティポリシー	情報セキュリティ対策について、体系的に取りまとめたもの。情報セキュリティを確保するための基本方針、体制、運用手順等を定めたもの。
	情報リテラシー	情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。
	スマートフォン	従来の携帯電話端末の有する通信機能に加え、高度な情報処理機能が備わった携帯電話端末。アプリケーションを追加することで、様々な機能を使うことができる。
	ソーシャルメディア	個人がインターネット上で不特定多数の人に情報を発信することで、それを閲覧した多くの人々が参加し、双方向的にユーザー同士のつながりを創造していくメディアのこと。

タ行	タブレット端末	薄い板状のパソコンやモバイル端末の総称で、液晶ディスプレイの表示画面で画面にタッチすることで操作可能なインターフェースを搭載した持ち運び可能なコンピュータのこと。
	デジタルデバイド	情報格差のこと。情報通信技術を利用できる者とできない者との間に生じる格差を指す。
	デバイス	特定の機能を持つコンピュータの機器や装置の総称。携帯して持ち運べるスマートフォンやタブレット端末をスマートデバイスと呼ばれる。
	電子商取引	インターネットを使用して、商品の売買やサービスの提供等、商業活動を行う仕組みのこと。EC (Electronic Commerce - エレクトロニック・コマース)、eコマースと呼ばれる。
	電子メール	インターネットを用いて、コンピュータや携帯電話でやり取りする電子版の手紙のこと。文章を送信するだけでなく、ファイルを添付することができる。
	トラフィック	ネットワークを異動するデータの情報量のこと。
ナ行	ネットワーク	複数のコンピュータを接続して、データを共有化したり、他のコンピュータの機能を利用したり、共有のプリンタを使用したりできるようにする通信網のこと。
ハ行	ブロードバンド	ネットワークにおける広帯域幅を表す言葉。または、大容量のデータを高速に流すことができる光回線等のネットワークやそこで提供されるサービスを指す。
マ行	マイナポータル	マイナンバー制度で、個人ごとに設けられるポータルサイトの名称。行政機関が保有する自身の特定個人情報の内容やそのやり取りの記録、自身への通知等をパソコンや携帯端末を利用して閲覧できる。
	無線 LAN	パソコンやスマートフォン等のネットワーク接続に対応した機器を、ワイヤレスで LAN に接続する無線技術のこと。
ワ行	ワンストップサービス	一度の手続きで必要とする関連作業を全て完了できるように設計されたサービスのこと。

第五次取手市情報化計画

発行日／令和5年5月

発行／茨城県取手市

〒302-8585 茨城県取手市寺田 5139 番地

TEL 0297-74-2141 (代)

編集／総務部情報管理課